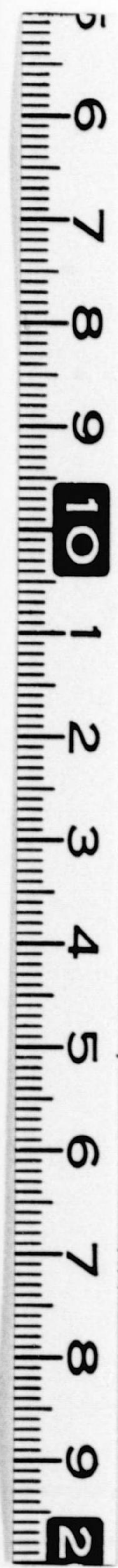
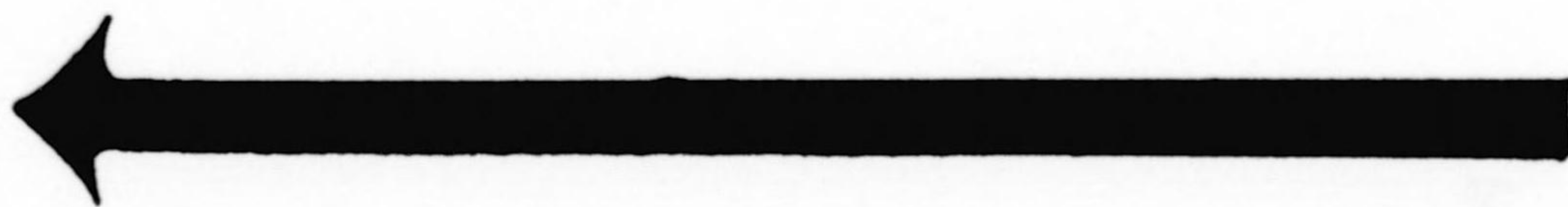


217.17
Sub 74
(t2)



始



217.78u674 h(t2)

樞密顧問官帝國學院會員正三位勳等陸軍少將末松謙澄著

防長回天史

第參編
下

四



586370

防長回天史第三編下

目次

第三十章	文久三年前半の大勢 (其一)	一
第三十一章	文久三年前半の大勢 (其二)	二五
第三十二章	文久三年前半の毛利氏 (其一)	三四
第三十三章	文久三年前半の毛利氏 (其二)	八六
第三十四章	文久三年前半の毛利氏 (其三)	一一三
第三十五章	文久三年前半の毛利氏 (其四)	一八三
第三十六章	對州防備と毛利氏との關係	二〇四
第三十七章	兵庫警衛の後半	二一五
第三十八章	文久三年の馬關海峽戰	二三五
第三十九章	戰後の馬關	二八三

第四十章	文久三年秋期の大勢……………	三〇五
第四十一章	文久三年秋期の毛利氏……………	三一
第四十二章	文久三年秋期の馬關海峽……………	三六二
第四十三章	堺町門の變……………	三八四
第四十四章	萬延文久年間の防備 (其一)……………	三九六
第四十五章	萬延文久年間の防備 (其二)……………	四一二
第四十六章	萬延文久年間の海軍 (其一)……………	四三二
第四十七章	萬延文久年間の海軍 (其二)……………	四四一
第四十八章	萬延文久年間の海軍 (其三)……………	四六二
第四十九章	萬延文久年間の陸軍 (其一)……………	四八八
第五十章	萬延文久年間の陸軍 (其二)……………	五一六
第五十一章	萬延文久年間の教育……………	五二九
第五十二章	文久年間の財政……………	五五二

防長回天史 第三編下 正誤表

頁數	行數	誤	正
一四	六	吉井中助	吉井中助 <small>後子幸輔即子友實</small>
一七	一	求め	求め
二三	六	侯事幕府亦	幕府亦以下改行
二五	九 <small>註</small>	東禪守	東禪寺
二八	一	從士を奉刀する	從士刀を奉ずる
二九	五	れあとも	あれとも
四〇	七	流れば仕間敷	流れは仕間敷
五九	九	削髪	剃髪
七六	九	要衝	要衝
一三三	一	大島居菅太	大島居菅吉
一五九	二	領士	領士
一六六	九 <small>八</small>	吉敷郡	吉敷郡
一七六	四	其後	其夜
一七八	八	魂し此物に候	魂は此物に候
一八五	八	未だ	未だ
一八六	三	宜く	宜く

一八八	一八八	翌十發途	翌十六日發途
一九五	一八八	士列士雇に	士列に
二二二	四三三	せんことを請ふ	せんことを請ふ
二二六	三	警衛急の日	警衛の日
二二六	五	兵を撤す	兵を撤す
二二六	二	雖と	雖とも
二三八	七	來島小祿	來島小祿
二四一	一	自御分機	御自分機
二四一	八	に存と候	にと存候
二五四	九	惠念寺	專念寺
二五六	八	脚筒	脚筒
二五七	九	願みす相疑ふ	願みて相疑ふ
二五八	六	船の打碎候	船を打碎候
二六〇	九 <small>八</small>	悟り	語り
二七一	五	記中	記事
二七二	九 <small>註</small>	六日朔日	六月朔日
二七五	一〇	諸山之後口	諸山之後口
二八四	二	切通	切迫

五六三 一三 撫育銀とも 撫育銀とも
 五六八 九 毛利氏 削除

二九二 三 小倉既に 小倉兵既に
 二九七 六註 三浦二郎 三浦次郎
 三一六 一 せんことを恐れ せんことを恐れ
 三一七 三 外夷襲夾 外夷襲夾
 三二八 二 奉安宸襟候旨 可奉安宸襟候旨
 三一九 三 絶あす 絶えす
 三二〇 三 縦ふべし 従ふべし
 三六九 一三 被爲濟候 被爲濟
 四三六 二 警軍制掛 軍制掛
 四三六 二 急を令てす 急を以てす
 四三七 八註 乘艦 乘艦
 四七〇 五註 六連拳銃 六連拳銃
 四七四 四 順に直る生に 順々直る生に
 四七六 一 定め 定め
 五〇八 六 練兵場 練兵場
 五一八 一 及ち 乃ち
 五二三 一 せんと欲する せんとする
 五五〇 五註 屋敷播 屋敷番
 五六二 六 御出銀相成 御出銀難相成

二

防長回天史第三編下

子爵 末松謙澄 著

第三十章 文久三年前半の大勢 (其二)

將軍官位降等に對する朝旨○春嶽容堂の入京○忠正公の歸藩○久坂寺島等の建白○十三卿の議論○攘夷期限に關する一橋等の上申○朝廷の改革○列侯參朝○攘夷の勅○大原三位の落飾蟄居○京都の騷擾○斬像事件○入江山縣等の上書○將軍上洛○將軍參朝○加茂兩社行幸

文久三年正月十五日土岐出羽守朝旨を齎らして江戸に歸る將軍官位の辭表を允さずして速に外夷を拒絶せしめ而して田安中納言の退隱を允す其文に曰く
 先年以來政事不束恐懼に付今度官位一等辭退其志意神妙思召候悔悟之上は不
 及辭退尙不誤征夷之任早決策略可有拒絶戎虜被仰下

一

田安大納言後見中彼是心得違有之恐懼に付辭官位一等退隱の由依大樹若年爲後見之處失其職掌如何之儀思召候依之辭官位一等退隱之旨伺之通被仰下時に將軍將に上洛せんとす同月十日松平容堂二十二日松平春嶽將軍に先ちて均しく江戸を發し海路西上す春嶽江戸を發するの日忠正公京都を去り國に歸る世子朝命に因り京都に留まる二月十一日久坂玄瑞寺島忠三郎肥後藩轟武兵衛鷹司氏の邸に詣り速に攘夷期限を定め且つ言路を開き人才を擧げ以て時勢に應ずべきの議を上り命を得ざれば死すとも退かずと稱す關白遂に之を諾す其書に曰

卑賤之身を以不容易事件言上仕候段誠に以奉恐入候得共時勢切迫如何にも默坐仕候に堪へ兼不顧萬死申上候先般勅諭を以て攘夷之儀被仰出於關東御受申上候得共期限等奏聞無之に付天下之人心騷擾罷在此往如何體之變動出來も難計候間萬一大樹公御上京御延引に相成候は、後見總裁職を以て速に期限奏聞被仰付度候實以て未曾有の大寇を掃攘し皇威を海外に御輝可被遊候に付ては

既に非常之宸斷を以て御親征をも思召被爲在候程之御時體柄に候得ば乍恐是迄の如く深宮に被爲在君臣之間隔絶仕候ては不相叶第一言路御洞開壅蔽之患無之御近習は勿論堂上の御方々時々御前へ被召出胸臆を被爲盡候様有之度且國事之御用掛御多人數被仰付候處何分にも御員數御減少にて御人材御精選被爲遊日々列藩の情實國家之大計等不被聞召ては不相叶候近來諸大名追々參内仕天盃頂戴をも被仰付候程之事に候得ば是非非常の御破格を以て御直に赤心御聞届被爲遊度一日の安は千歳の禍に付片時も早く攘夷の御大業其基本被爲立度此儀御裁斷被仰付候までは差控罷在候間何卒速に御評決乍恐奉希上候以

上(二月十一日)

既にして三士の退くや橋本宰相中將實三條西中納言知豐岡大藏卿隨東園中將滋野井中將實正親町少將公董姉小路少將公知壬生修理權大夫基修錦小路右馬頭德賴清岡少將長四條少將隆澤主水正嘉中山待從則等十三卿鷹司氏の邸に至り三士の建議に就て更に論ずる所あり鷹司關白乃ち入て之を奏す天皇十三卿を召し其意見を陳

せしむ即夜三條中納言橋本宰相中將野宮宰相中將阿野宰相中將豐岡大藏卿正親町少將姉小路少將滋野井少將を一橋中納言の旅館に遣り攘夷期限を督促せしむ一橋慶喜急に松平春嶽松平容堂松平肥後守を招き擬議す辯論決せず以て十二日の天明に至る遂に將軍の滯京日數を十日と定め歸府の後二十日を以て攘夷拒絶期限と爲すべきに決し答書を上る

上答書

一將軍歸府後二十日の御宥免を蒙り無相違拒絶爲致候段御受申上候滯京の儀は十日限り朝廷より可被仰出御都合の事

二月十二日鷹司關白參朝して朝官を淘汰し壬生修理權大夫滋野井中將を近習と爲し長谷三位信篤廣橋大納言忠禮を議奏と爲し橋本宰相豐岡大藏卿を議奏加勢と爲し姉小路少將勘解由小路中務少輔資生萬里小路右中辨房博を參政と爲す十四日一橋慶喜松平春嶽松平容保松平容堂連署して更に攘夷期限の書を上る其文に曰く大樹公上洛滯在日數十日と御治定相成候間二月二十八日出帆より海上往返風

波之障も無御座候へば四月中旬の内攘夷期限相成申候尤も歸着日より廿日猶豫被下候儀は先夜申上候通に付右之日積相成候事

二月十四日

尋て布令して曰く

攘夷期限大樹上洛之上上言之趣昨冬勅答有之候處即今不容易時勢差迫りしに付過日以御使一橋中納言殿御尋御成候處別紙之通申上候間一同爲心得拜見被仰付候事

(別紙は前掲の上申書と同じ)

十八日長藩世子及尾張前大納言慶恕一橋中納言喜松平阿波守裕越前中將慶永松平肥後守容保松平參河守倫松平相模守德松平淡路守昭松平美濃守齊伊達伊豫守宗上杉彈正大弼憲土佐前侍信細川越中守順松平出羽守定佐竹右京大夫義松平安藝守長中川修理大夫昭毛利左京亮元池田信濃守政松平主殿頭和召に依りて參朝し鶴の間忠に集る天皇小御所に出御あり簾を捲き列候を廂に召し順次謁を賜ふ鷹司關白勅

旨を傳ふ衆拜辭して取合廊下に退く入御の後關白より勅諭及び二條の諮詢を一橋越前會津土州四侯に授く其文に曰く

勅旨

近來醜夷逞猖獗數覬覦皇國實不容易形勢に付萬一於有汚國體缺神器之事者被爲對列祖之神靈是當今寡德之故と深被惱宸衷候に付蠻夷拒絶之叡慮を奉じ固有之忠勇を奮起して速に掃攘の功を建上安宸襟下救萬民令黠虜永絶覬覦之念不汚神州不損國體様との叡慮に爲被在候事

御問條

一、神宮御警衛兼て藤堂へも被仰渡有之候得共宗廟之事故攘夷御治定に於ては一際御手當之謀略被聞召度候事
 一、隱岐對馬能登の如き皇國地勢を離れ候箇所々々は隣國勿論互に合力防禦之手當被聞召度事

又勅旨

攘夷拒絶之期限於一定は闔國之人民戮力可勵忠誠は勿論之儀に候先年來有志之輩以誠忠報國之純志致周旋候儀叡感不斜候依之猶又洞開言路草莽微賤之言達叡聞忠言至當之論不淪沒壅塞候様との深重之思召候間各不韜忠言學習院へ參上御用掛りの人々へ可揚言被仰出候間亂雜之儀無之様相心得可申出候事

連日從已刻限申刻猶九の日二十六日は自午刻限申刻

二十三日大原三位落飾贅居を命ぜらるる去年勅文改竄の罪を正すなり時に京攝間志士の矯激は前年以來未だ熄まらず是歲正月二十二日には大坂に池内大學を殺す者あり翌日其首を難波橋畔に梟し其耳を殺き之を中山及び正親町三條二家に投ず二十四日には書を青蓮院宮に投ずる者あり其意攘夷を促し賄賂の弊を矯正し言路を開き奸佞を斥くるに在り兼て大に中山正親町三條二卿の身上を攻撃す正親町三條卿をして二十六日に辭表を呈せしめしは之れが爲めなり二十五日の夜には千種家の臣賀川肇を殺す者あり其腕を千種岩倉二氏の家に投じ其首を一橋慶喜の門前に棄つ二月四日には唐橋村民總助を殺す者あり亦其千種家に關係あり

るが故なりと云ふ二十三日夜には洛西等持院に闖入し足利氏三代偶像の首を奪ひ之を三條磧に梟する者あり其側に榜して巨賊の醜像に天誅を加ふと稱す又別に三條橋畔に榜して足利十五世の罪惡を數へ併せて當世の軍職を非議する者あり春嶽等之れを憂へ十九日一橋慶喜松平春嶽松平容堂松平容保等所司代邸に會議す春嶽語を進めて曰く朝廷の攘夷期限を促すや幕府之れに應ずるに難しと雖ども勢辭すべからず浪士を處するが如きは未だ難からずと雖ども陰に之れを庇保する所あるを以て手を下すこと易からず是れ政令二途に出づるが爲めなり今日の策幕府政權を朝廷に返すに非ずんば朝廷更に政權を幕府に專委するに在るのみと衆皆之れを然りとし即夜慶喜春嶽相伴ふて青蓮院宮に謁し此議を上る宮告るに明日近衛前關白と鷹司關白の邸に會し慶喜春嶽等と與に之れを議すべきを以てす翌慶喜等鷹司邸に赴くと雖ども關白參内を以て之れを辭す二十一日慶喜等更に近衛氏の邸に赴く青蓮院宮鷹司關白來り會す慶喜乃ち政令歸一の議を述ぶ關白告るに急激の議論朝の内外に充滿し關白の職權を以てするも能く制馭

すべからざるの意を以てす近衛前關白言ふ所亦略相同じ慶喜等乃ち近衛鷹司兩氏と共に參内し親く之れを奏上せんことを請ふ關白辭するに傳奏と協議すべきを以てし議亦息む而して斬像の一事は幕府の之れを默過すること能はずと爲す所たり是に於てか守護職松平容保は急激の徒を逮捕せんとし搜索甚だ嚴なり二十五日會藩士大庭恭平松平肥後守の邸に詣り其自ら斬像の徒に與せしを告げ其黨與を捕らへんことを約す或は言ふ恭平は會津藩の間諜なりしと恭平乃ち浪士を誘して祇園町の酒樓奈良屋に投じ竊に人をして之れを守護職に報ぜしむ二十六日夜守護職の捕卒奈良屋を圍み建部建一郎宮和田雄太郎等四人を捕ふ三人傷を被て死し一人自殺す餘黨亦相踵で縛に就く尋いて守護職松平容保洛内外に令して尊王の名義を恣にし私意を挾みて横行を敢てする徒に至りては之れを處斷すべきを揚言す是に於て乎長藩の入江九一山縣小輔土藩の吉村寅太郎等相議し三月二日學習院に至り豊岡隨資東園公總錦小路賴德勘解由小路資生澤宜嘉非藏人鴨脚下總中川對馬に面接し上書して斬像諸士を宥さんことを請ふ其文に曰く

乍恐奉歎願候

先般等持院足利氏木像鼻首仕候浪士共被召捕入牢仕候段承及候全體右之者共盡身報國之爲に滯京仕攘夷之期限を待兼一時も偷安すべからざるに付勇憤の餘り足利氏逆賊を相惡み名分を明に仕度所存より起り候儀にて聊も私心を抱候儀には無之様愚察仕候何卒大赦被仰出候様伏而奉願候若衣冠之者斬首仕候て朝廷を輕蔑仕候儀に相當り大赦難被爲行候はゞ已に昨年奉蒙大赦候者之内井伊掃部頭打取候者有之戴位官掃部頭を打取候者朝廷輕蔑之心毛頭無之皆々誠忠之者にて全く掃部頭大逆を惡み國家之御爲めに仕候儀御座候に付朝廷に於て深く高大の御仁恕被爲在大赦被行候御儀と奉存候此度浪士之者共只管足利氏の大逆を相正し候より起り候儀に付掃部頭打取も同様と奉存候我々共奉愚考候には名分明なる御時節に付如何なる戴官位候者にても罪惡有之候者貶黜被仰出無官之者にても忠勤盡し候者は褒賞被爲行度奉存候無左候ては戴位官候者は惡事致し勝に相成無官之者忠勤盡し候者も戴位官候罪惡者に劣り候

様成行可申と奉存候楠中將之忠義貫日月其遺德今日に至候ても仰き慕ざる者は無之候に付萬世之龜鑑に被爲遊嘉永年中和氣清麻呂公へ護王大明神を被爲贈候御例を以て出等の御贈官被仰出候様仕度奉存候足利義滿殿恐多も太上天皇と僭稱し鹿苑寺に位牌嚴然有之候實に大逆無道一日も不可容天地候付僭稱位牌御引上封爵被爲削亂臣賊子を懲しめ忠臣孝子を勸め聖明高大之御教道被爲行之天下有志の者不堪感激奮興之至奉存候彌神州之御威光海外に耀き可申候已に夷艦横濱へ闖入仕攝海へ相逼り候儀難計一日も早く掃攘仕候秋に當り入牢仕日月相送り報國の志も空敷相成候ては爲彼等幾重にも歎敷奉存候に付何卒高大之御仁恕を以て早く大赦仰被出候様仕度伏て奉冀上候恐惶々々頓首

土州書生

三月二日

吉村 虎太郎

長州書生

入江 九一

同

山 縣 小 輔

中川宮即ち青蓮院宮二月二十
五日命に依り復飾改稱も亦志士の罵々たるを以て守護職の爲す所を難す此に
至て野宮坊城兩傳奏書を松平春嶽に與へ逮捕せし浪士を宥さんことを求む春嶽
之れを聽かず會津藩の壯士等亦坊城野宮兩卿と學習院とに至り抗言して浪士の
出獄を非とす是を以て赦宥の事遂に行れずして止む是より先き將軍家茂將に二
月二十六日を以て海路西上して京都に入らんとす會 英國軍艦橫濱に集中し生
麥事件の葛藤漸く難局に陥んとするの報あり乃ち發程を其十三日に更め陸路上
京に決し期に及びて江戸を發す閣老板倉周防守水野和泉守參政稻葉兵部少輔田
沼玄蕃頭尊意等之れに隨ふ其十六日水戸中納言亦江戸を發し上京の途に就く三月
四日將軍二條城に入る五日春嶽將軍に謁して京都の現状人心の違和を陳し將軍
に勸むるに其職を辭せんことを以てす而して一橋慶喜は是日又參内し政令二途
に出づるの非なるを陳べ庶政を擧げて幕府に委せんことを奏請す天皇勅するに

征夷將軍の職を委任すること故の如し故に力めて攘夷の實を擧げ忠誠を盡くす
べきを以てす七日將軍參内し松平春嶽等之れに隨ふ將軍天顔を拜し書を上りて
政務專任の辱きを拜し尙叡慮の在る所を請ふ天皇天盃を賜ひ更に勅書を下し君
臣の名分を正し攘夷の功を奏するを期せしめ國事に關しては事件の如何に依り
直ちに各藩に勅することあるべきを以てす九日一橋慶喜書を二條氏に致して勅
書中國事云々の意を質し直に諸藩に勅する所は唯攝海へ夷船渡來するが如き火
急の期に際するに止まり其他に至ては依然守護職所司代へ勅せらるべきことな
りと信じて可なるや否を以てす既にして松平春嶽は公武合體の遂に成るべから
ず形勢の遂に挽回すべからざるを知り是日書を閣老に寄せ政事總裁職を辭せん
ことを求む是より先き天皇攘夷祈願の爲め加茂行幸あるべきの廷議決し三月十
一日龍駕南門を出て加茂兩社に幸す公卿百官之れに扈從し將軍又諸侯を率ゐて
供奉す此日の盛觀近世に比なし同日朝廷將軍に勅するに攘夷期限に關し前に將
軍の滯京を十日間と定めたるも英船渡來期限を待たずして開戦に及ばんとし形

勢先月と同じからず故に後見總裁何れか急に府に歸り防禦の指揮に任じ將軍は公武一和人心歸嚮の措置を施して然る後に歸府すべきを以てし翌十二日傳奏書を一橋慶喜に致して朝命を傳へ慶喜春嶽二人の中一人の速に歸東し防禦の指揮をなすを命ず三月十四日島津三郎京都に入る始め將軍上洛の説薩摩に達するや三郎以爲らく是れ策の得たるものに非らずと因て之れを止めんと欲し客歲十二月其臣大久保一藏吉井中助をして急に鹿兒島を發し京都と江戸とに赴かしむ一藏等其二十二日を以て入京し直ちに近衛氏の邸に到り親く三郎の意を述べ其建議書を呈す要は將軍上洛の期を緩くし且つ上洛の費途を以つて兵備に供し青蓮院宮の復飾を請ひ松平相模守松平容堂を幕府の要路に登庸するに在り自家上京の期亦請て之れを緩くす尋て一藏等又京都を發して江戸に赴き正月四日春嶽容堂に謁し三郎の意を傳へ且つ其の近衛公に上る所の建議書を呈す然れども將軍上洛の期已に定まり朝命の外復た動かすべからず九日一藏等江戸を發して再び京都に赴き鷹司關白近衛前關白青蓮院宮を歴訪し説くに將軍上洛延期の事を以

てす容れられず一藏等乃ち國に歸る中川宮近衛鷹司二公各書を島津三郎に與へ速に土京せしむ三郎乃ち海路東行し三月十四日を以て入京せしなり其日三郎直ちに近衛氏の邸に到る中川宮鷹司關白一橋慶喜松平容堂皆會す三郎時務に切なる者十餘條を建議す其要に曰く攘夷の決議輕率なるは非なり後見總裁を遇すること奴僕の如くなるべからず浮浪藩士の暴説を信じ闕下連亂の事あるも之れを放任するが如き朝應幕令共に行はれず只亂世の基たらんとす故に暴説を信ずる公卿は速に之れを罷免し浮浪藩士は幕府之れを處斷し中川宮前關白中山正親町三條等皆之れを登庸して故の如くし大原を宥し天下の大政は之れを將軍に委任し長州父子の所存は後見より質問せしめ無用の諸侯藩士等は都て國に歸らしめ主命の外藩士へは謁を許さず浮浪の徒には殊に然りとす神宮守衛として親王を遣るは非なり之れを近國の侯伯に命ずるを可とすと時に中川宮は國事掛の廢すべからざるを告げたるのみ近衛鷹司二公も亦一語を發せず三郎の建議は遂に徒爲に屬せしなり

是より先き將軍の未だ江戸を發せざるに方り英國軍艦數隻將に横濱に集中し代理公使は兵を挾んで生麥事件を幕府に難詰せんとするの狀あり米國公使竊かに之れを閣老に告ぐ既にして英國東洋艦隊司令官中將クーパー果して艦隊を率ゐて横濱に入り代理公使ニールを補助して幕府に談判せしむ二月十九日英代理公使遂に書を幕府に致して曰く速に生麥事件の行害者を刑し償金十萬磅遺族扶助料一萬磅を致すべし聽かずんば軍艦を鹿兒島に回送すべしと日を期して決答を促す尾張大納言茂徳江戸城留守を以て入府し英代理公使の書を見て大に驚き急に其夫人婦女を國に歸す都下の人心之れが爲めに大に動搖す尋て留守閣老諸侯諸士に令して緩急を戒むること前後二回人心益々洶々たり而して英代理公使の督促頻なり留守幕閣は則ち只管將軍上洛の故を以て其期日を遷延し狀を具して在京幕僚の指揮を請ふ而も明答を得ず一に將軍歸府の日を待たしむ是れより先き京都に在りては代理公使要求の報に接するや慶喜春嶽等二月二十四日薩藩の京都留守居を召し令して曰く今や英國軍艦横濱に來り生麥事件に關し三條の難

題を提議し第一に償金を求め第二に三郎の首級を求め第三に軍艦を薩州に差すべきを云ふ何れも容るべからず故に之れを抗拒せり然れども彼れ或は軍艦を薩州に派するも知るべらからず夫れ之れを念とせよと英國の請求は首魁者の處刑とあり三郎首級云々は幕令誇張に過ぐ 二
十八日在京諸侯に各、歸國して緩急に備ふべきを命ず是に於て警報頻りに傳はり物情騒然たり三月十五日在京幕閣諸藩に令し水陸運輸の制を簡易にし京都米穀の輸入を増し不虞に備ふるの策を講ぜしむ三月十七日一橋慶喜閣老等と與に參内し英國との交渉事體頗る重きを以て二十一日以前に將軍をして歸府の途に就かしめんことを奏請す朝議允さず英艦を攝海に招き告ぐるに拒絶の廟議を以てし彼れ若し肯ぜざれば開戦すべきを命ず十八日水野和泉守幕府攘夷の令を列藩に傳ふ其文に曰く

攘夷之詔御奉戴に付早々拒絶之應接に及び外夷承服不仕候節は速に打拂候様被仰出候間一同厚相心得御國辱不相成候様可被抽忠勤候

十九日將軍參内して東歸を請ふ允されず坊城大納言將軍に勅諭する所を諸藩に

傳達す其文に曰く

今日召大樹御直に御熟談別紙ケ條大樹御請被申上候就ては大樹より申渡之儀も可有之爲心得可申達旨關白殿被命候事

三月十九日

別紙ケ條

大樹歸府之事段々以勅諭被差止候事

先日御沙汰被爲在候通將軍職萬事は迄之通御委任に候就ては諸大名以下守衛萬端指揮於被致は御安心に候事

事に依り候はゞ御親征も被爲遊度程之思召に候事

畏御請奉申上候

三月

家

茂

二十二日將軍參内す二十三日朝廷水戸中納言慶篤を以て關東守衛と爲し之れに歸府を命じ將軍に代りて事を視せしむ將軍の奏請に因るなり勅命あり曰く

爲關東守衛下向被仰付候に付防禦筋の儀大樹目代の心得を以て指揮可有之候先祖以來格別勤王之家柄先代之遺志致繼述闔藩一致盡力防戰可奏夷狄掃攘之功候様御沙汰之事

幕府亦令あり曰く

大樹滯京之儀御請に相成候に付ては關東守衛として下向被仰付候間出立防禦筋厚く相心得自然英夷開兵端候節は盡力決戰有之候様御沙汰之事

慶篤乃ち京都を發し四月十一日江戸に入る島津三郎は往きに再び上京すと雖ども快々として樂まず且つ生麥事件は延て國家の一大事と爲り鹿兒島の封境將に兵火を免れざらんとす因て是月十七日突然朝幕に上表し翌十八日遽に大坂に下り二十日船に駕して國に歸る近衛前關白大に驚き之れを止めんとして及ばず松平春嶽は嘗て將軍上洛の議を上り又書を以て三郎を招きたるも意見の行はれざるを以て曩きに既に頻りに辭表を呈し三郎京に入るも之れと相見す且三郎の盡力は却て政權を他に移すの路程なりと稱し辭職の允可を待たず三郎が京都を去

りたる後數日を隔て三月二十一日亦倉皇京都を發して國に歸る二十六日幕府其專恣の罪を斷じて政事總裁の職を免じ逼塞を命ず五月十七日に至り逼塞を免ず

四月十一日天皇石清水社に幸す長藩世子の建言に由るなり是より先き四月五日朝廷石清水行幸の旨を在京諸侯に達示するや流言あり中山侍從亡命して大坂に在り浪士を糾合して將に鳳輦を途に要して之れを奪はんとすと爲めに一橋慶喜行幸中止の議を鷹司關白に呈す關白我世子に諮り之れを却く時に石清水に於て天皇躬親ら攘夷の節刀を將軍に授くるの廷議あり十日將軍家茂遽に病と稱して明日の扈從を辭す或は曰く是れ急激の徒將軍を要して之れを害せんとするの流言あるに由ると或は曰く後宮此説を傳聞して竊かに將軍に通報せしに由ると十一日丑牌車駕京都を發し日暮石清水に至る公卿及び在京諸侯之れに供奉す儀装の盛比擬すべきなし十二日八幡宮に幸し拜畢る辰牌石清水を發し日暮還幸す慶喜は社頭より遽に病と稱して先づ去る十七日書を京都三條橋畔に貼して將軍を脅かさんとする者あり其文に曰く

徳川家茂

右者先達而上洛之後從天朝被仰下候儀廉々有之候處表には勅命尊奉之姿にて始終虚喝を以事を左右に寄せ萬端因循に相過ぎ外夷拒絶談判之期限等に至る迄叡聞を欺き延引に及び押して歸府之儀願出候不而已男山行幸之節供奉相蒙罷在ながら俄かに虚病をかまへ且一橋中納言之儀は於八幡神前御用之節も有之場合其場を出發致し總て上を奉蔑如候次第其餘板倉周防守岡部駿河守等始め奸吏共數多有之井伊掃部頭安藤對馬守等之遺志を繼賄賂を以奸謀を行ひ候實以言語同斷不届之至就ては一々可加誅戮筈に候得共大樹に於ては未だ若年の儀にて諸事奸吏共の胸中より出候趣相聞格別寛大之沙汰として姑令宥免候條速に奸徒之罪狀を糺明し且可行嚴科若於令遅緩は不出旬日悉可加天誅者也而して又他の一面には壬生浪士等幕威を假り暴力を逞くして市人を苦しめ勤王派の有志に抗し制馭すべからず伊藤俊輔吉村虎太郎長土二藩を代表して壬生村に至り山岡鐵太郎に談判せしは此頃の事なり文久二年の大勢章參看紀綱交、紊れて幕府の威嚴殆んど地に墜つ十八日水野和泉守京都守衛の順次を

列藩に頒ち三條中納言守衛用掛たるの旨を達示す自四月至六月米澤藝州中津自七月至九月加賀南部岡山自十月至十二月柳川二

本松大垣二十日將軍家茂攘夷期限を五月十日と定め以て之れを奏す其文に曰く
攘夷期限之事來五月十日無相違拒絕決定仕候間及奏聞候猶列藩へも布告可致候事

四月二十日

家茂

別に二條の疏状を上る曰く

大樹上洛前滯京十日と被仰出上洛參内仕候處度々御使等被下就中賀茂行幸供奉の節は蒙別段之寵遇感戴之至情速東下致し候に不忍勿論其頃英船渡來不穩形勢には候得共攘夷之儀大樹留守中にてても可行届存候間旁今暫滯京致し攘夷之儀は水戸中納言差出度奉仰願候處關東人心只管大樹之歸東を渴望致し居士氣一定難成攘夷行届兼候段老中より追々申越尾張大納言よりも同様の儀急飛を以申越候次第にて關東之形勢大樹東歸不仕候ては内地之人心渙散致し攘夷難仕勢に相成居候故不得止期限延引相成候事

一橋歸府拒絕應接振如何哉之事に付關東歸府之上拒絕應接振之儀は其期に臨み言葉之順序も有之候へども大意は一時和親交易取結候處元來奏聞を不經開港候事故關國人心不折合之廉を以斷然拒絕之及應接候事

是に於て乎朝廷攘夷期限の令を發す曰く

外夷拒絕の期限來五月十日御決定相成候間益軍政相調醜夷掃攘可有之被仰出候事幕府亦諸侯に令す曰く

攘夷之儀五月十日可及拒絕段御達相成候間銘々右之心得を以て自國海岸防禦筋愈以嚴重相備襲來候節は掃攘致し候様可被致候

二十一日將軍京都を發し途次石清水八幡宮を拜し大坂に下り攝津紀伊播磨淡路沿海防禦巡覽の途に就き一橋慶喜は將軍の命を奉じ翌日京都を發して東歸し將に外人拒絕の處置を施さんとせり二十四日幕府勝麟太郎に命するに神戸海軍所造艦所の建設并に攝海防禦の事宜を以てし津田近江守松平勘太郎をして麟太郎と共に經費及び設計を調査せしむ二十八日將軍大坂を發し住吉堺海岸を巡り蒸

氣船に駕して紀淡海峡の諸砲臺等を覽て海防の狀況を視察す
幕府叡旨に因り尾張前中納言に將軍在京中政治補翼を命ず將軍は將に暫く大坂
に滞在せんとす會、生麥事件償金交付の事あり京中議論沸騰す因て五月十一日
大坂を發して復京都に入る

第三十一章 文久三年前半の大勢 (其二)

生麥事件の切迫○償金交付○一橋の東歸○一橋慶喜水戸慶篤の辭表○親兵
貢獻の令○姉小路公知の遭難○小笠原長行の西上○長藩攘夷の實行○將軍
東歸

京都に於て鎖攘の議論歩一步其熱度を高め遂に攘夷の期限を決定するに至るに
際し江戸に於ては生麥事件の餘波次第に危機に迫り英國代理公使は兵威を挟み
て頻りに幕府の決答を促し三月晦日遂に最終の照會書を幕府に致して決答期を
限るに二十日間を以てし要求二條を具す一に曰く謝罪書を出すべし二に曰く
償金十萬磅を交付すべしと東禪守の償金壹萬磅は此外にあり而して又幕府が島津氏をして行害者
を處刑に服せしむること能はざるを責め英國は軍艦一隊を薩摩に遣り直ちに島
津氏に向て二條の要求を爲すべきを記す一に曰く行害者の首魁等を逮捕し英國

海軍士官の面前に處刑せしむべし二に曰く被害者に分與する爲めに償金二萬五千磅を交付せしむべしと留守幕閣之れを京都に報ずるも京都は鎖攘論正に熾にして在京幕閣は一刀兩斷の回答を與へず留守幕閣大に窮し英公使に哀訴して數回決答の期を延ぶ既にして一橋慶喜五月十日を期し外交を拒絶すべきの旨を外國使臣に交渉すべきの命を奉じ又償金は交付すべからざるの議を齎らし將に江戸に下らんとし小笠原閣老をして先づ發せしむ四月四日江戸市中取締を佐竹右京大夫酒井繁之丞大久保加賀守相馬大膳亮松平右京亮に命ず亦英艦渡來の影響に外ならず幾も無く小笠原閣老江戸に歸り六日を以て登營し爾後屢、留守幕閣と會議し遂に生麥事件は曲我に在りと爲し償金を與へ拒絶談判は別に之れを開始するに決し四月二十一日留守幕閣の連署を以て五月八日を期し償金を交付すべき旨を英公使に報じ二十八日尾水兩侯江戸より書を鷹司關白に上り償金交付の決議を報ず而して尾侯は急に上京して親ら具申する所あらんとし五月三日江戸を發し中途病と稱し名古屋に駐りて進まず或は曰く在京前大納言の注意に因ると時に償金交付の幕

議遽に變ず英國公使大に憤り艦隊司令官は此日戰鬪準備を爲し將に品海に侵入せんとし危機間髪を容れざるの狀あり九日に至り小笠原閣老横濱に赴き遂に償金十一萬磅を英人に交付す而して英國艦隊の薩摩行に關しては小笠原閣老之を沮みたれども英公使聽かず小笠原閣老は其日書を諸公使に送り鎖港談判の委任を受けたることを報ず外國公使應ずる者なく各、異議の回答書を送る既にして一橋慶喜は五月八日江戸に歸り外夷拒絶の處置を施さんとせしも幕中一人の之れに應ずるなく且つ將軍を京都に留め獨り東歸せしを以て群議紛々之れを毀証する者多し是に於て其十九日辭表を京都に送り罪を待つ水戸中納言亦相前後して將軍目代を辭す此間京都に於ては五月七日三條中納言より諸藩に令し攘夷期限既に決定したるの故を以て親兵貢獻の準備を爲さしむ十九日將軍參内して攝海防禦巡覽の畢りしことを奏す翌日姉小路少將公知刺客の爲めに斃さる少將は曩きに四月二十三日を以て勅旨を奉し京都を發し攝海沿岸の守備を視察し幕艦に乗じ近海の沿岸を巡り五月二日京都に還る二十日參朝の歸途朔平門外に至る

賊あり御溝の傍より突出し直ちに少將を襲ひ之を傷く從士を奉刀する者皆走る吉村右京獨り身を挺し賊を撃て之を走らす忽ち二賊あり又少將に迫る右京又反りて之れを撃ち少將も亦格闘して賊の刀を奪ふ賊遂に走る右京少將に勸るに河鱒家に入りて賊を避けんことを以てす少將背かず其邸に歸らんことを欲す右京乃ち之れを左腋に擁し纔に門外に達するや卒然として仆る右京再び之れを抱きて邸に入る少將一聲枕を呼びて絶す少將年少氣銳有爲の資あり是に至りて勤王の士聞く者皆痛惜せざるなし二十五日朝廷少將に參議左近衛權中將を贈る少將奪ふ所の賊の刀を検すれば銘に直形奥和泉守とあり裝飾頗る薩人の佩る所に似たり推糺して薩藩仁禮源之丞の從者田中親兵衛の有たるを知る二十六日仁禮源之丞田中親兵衛二人を捕ふ親兵衛請ふて其刀を一覽し直に之を抜き屠腹して死す是に於て薩藩士の九門に入ること禁じ六月十一日に至り築地内に入ることを許す松平修理大夫の乾門守衛を免す

按ずるに姉小路少將は當時國事掛公卿中三條實美公と并に英雋を以て稱せられ二人隱然急激公卿の首領たり而して二人共に長藩と好し時に京都に於ては長藩の勢力最も盛にして薩藩は失意の態あり姉小路卿の暗殺三條卿の脅迫は要するに薩長の軋轢に原因すと云ふの説あり少將の遭難に關しては臆説二三れあども此説最も眞に近し

此時に方り閣老小笠原長行は既に生麥償金を交付し俄に上京の計畫を爲し五月十九日外國奉行井上信濃守神奈川奉行淺野伊賀守監察土屋民部同向山榮五郎非役水野癡雲等を隨へ蟠龍艦に駕し江戸を發し又別に密に歩砲兵二千餘をして從はしめ五月晦日大坂に入り六月朔日午後牧方に至りて宿す此行固より秘密を力めたりと雖ども早く既に京都に漏れ朝紳は且つ驚き且つ怒り傳奏は直ちに朝旨を在京幕閣に傳へて小笠原以下の入京を止めしめ鷹司關白亦特に書を在京尾張老侯に與へて其事に幹旋せしむ二日幕使牧方に至り小笠原以下を沮まんとす小笠原肯んせず進で淀に至る幕使復至る小笠原意を枉げ一宿す是れより京都淀間

兩者の使人冠蓋相望み殊に紛雜を極む淀よりは土屋民部向山榮五郎の入京するあり京都よりは水野閣老の下淀するあり尾州老臣成瀬隼人會、藩士等と亦水野に從ふ紛擾の中に數日を送り遂に五日に及び小笠原は其日午後將に京に入らんとす會、幕使將軍の親書を齎らして至り切に入京を止む是に至り小笠原閣老は事既に已めりとして其命に従はんとす隨從の有司將校之れに服せず以爲らく朝意上京を止むるは臣等を亂臣賊子と看做すなり今にして甘んじて退かん乎是れ自ら亂賊を以て居る者なり後代に至るも徳川の臣屬に亂賊の名あらしむべからずと因て強て閣老を擁して入京せんとす翌六日板倉閣老復下淀して慰諭に勉む尾紀水三藩の士亦之れに隨ふ激論薄暮に及ぶ板倉閣老は已むを得ず遂に曖昧の言を遺して歸る將軍は此月三日參朝奏問して一たび大坂に下り小笠原閣老を處分し而して後ち東歸せんことを請ふ因て下坂の暇を賜ひ九日京都を發して大坂に入る小笠原閣老以下亦隨て下る而して朝廷よりは一二日を出ずして之れを嚴科に處すべきの命あり因て翌十日小笠原閣老の職を褫き大坂城代をして監視せ

しむ朝廷より二條の推問あり一に曰く專斷を以て償金を交付せしは如何二に曰く強て入洛して攘夷の叡慮に反せんと謀りし疑あり如何と小笠原陳謝する所ありしと雖も蓋し表面の辯疏に過ぎざるなり此間江戸に於ては此月三日大火あり西城亦焚く人心洶々たり

是より先き五月十日を以て攘夷の期限となせるを以て毛利氏は即日より之れを實行せんとし十日夜馬關海峡に於て通航の米國船を砲撃し爾後外國船の通過毎に之れを砲撃し以て攘夷の先鋒を爲す其報相踵て京都に達す朝廷毛利氏に褒勅を賜ふ鎖攘黨の意氣益、昂る六月五日には中川宮上表して攘夷の先鋒を請ふに至れり六日朝廷諸藩に令し兵端既に開けたるを以て闔國一致叡慮の貫徹に力めしむ其文に曰く

外夷拒絶期限の事先達て天下に布告相成候上は於列藩夷船掃攘の心得勿論の處傍觀に打過候藩も有之候趣深被惱宸襟既に於長州兵端相開候に付ては皇國一體の儀に候間互に應援掃攘有之皇國之耻辱に不相成様闔國一致決戰盡力叙

慮貫徹候様御沙汰之事

後ち幾も無く朝廷又正親町少將公董を以て觀察使と爲し長州に赴き並に九州に至らしむ攘夷の實行を嘉し其實況を視察せしむるなり十三日將軍大坂より軍艦に駕して東歸し十六日江戸に入る二十六日朝廷一橋慶喜の辭職を止む其文に曰く

攘夷の儀周旋不行届に付後見職再應辭表之言上之趣達叡聞無餘儀被思召候得共攘夷之儀は先年來皇國焦土に相成候共聊不被爲厭醜夷を鑒戰祖宗へ御申譯被遊度御赤心被思召立候事にて右以來日夜被惱宸襟天地神明へ御祈誓之上被仰出候儀に有之武臣の職掌速に膺懲之奇策を施し可奉宸憂筋に候處於幕府度々御請も被申上候得共兎角決心如何と被思召候儀有之期限を以被仰出候次第に候へ共今更内政不相整人心一和無之旨を以彼是猶豫に及候様にては折角徳川家御扶助之御盛意に相背畢竟天下動亂之端を開き不容易形勢に至り可申候間一時嫌疑之場合御垂憐被遊候得共皇國之爲盡力粉骨大勢挽回候様可致丹

誠依之再度之辭表被相止候旨被仰出候事

第三十二章 文久三年前半の毛利氏 (其一)

世子参内○公の参内○公の榮進○公の歸國○毛利氏と吉川氏○翠紅館の會合○世子参内○加茂兩社泉涌寺行幸の建白○英艦渡來と毛利氏○兵庫警衛の辭退○男山行幸の建白○親兵貢獻の陳奏○世子歸國請暇の奏請○加茂行幸供奉○高杉晋作の剃髮○中山侍従の出奔○親兵貢獻の令○攝海戰守の建策十二條○高杉の對策○賜暇歸國の勅○對州防禦○長藩攘夷の決意發表○世子の進謁○藩制改革○復古局新設○平民追放刑の改正

文久三年正月公世子と俱に京都に在り公は河原町の邸に世子は妙滿寺に館す二日長府侯左京亮上京し公に謁し大德寺に館す三日世子召に依り儀衛を整へ先づ勸修寺家に至り時期を候して参内し鶴之間に祇候す既にして天皇小御所に出御あり傳奏世子を導き取合廊下の北側に坐す世子乃ち貫首に禮接して太刀折紙を

獻し中段廂に進みて龍顔を拜し中段に於て天盃を賜はり又取合廊下に於て特に御衣を賜はる勅旨に曰く

攘夷勅諭に付彼是國忠周旋深御満足叡感之事に候尙亦爲國家盡力之儀頼被思召候仍以別段之叡慮賜御衣御古候蠻夷等之儀に付自然出陣等も有之節は直垂陣羽織之類に着用可有之由御沙汰候事

畢て鷹司關白に麝香之間に謁し鶴之間に退き恩を謝して出で遂に關白傳奏議奏及び勸修寺の諸邸に抵り謝を致して還る

御衣は浦日記に白地紋綾御袖付御後の引長く御装束之時被召候物と相見へ候と見ゆ

同日徳山侯亦隨て参内し天顔を拜し天盃を賜はる四日藩地の政府に令し左の布達を爲さしむ

此度攘夷之勅諭於幕府御遵奉相成策略之見込巨細相認御上洛前迄に早々差出候様との儀に付御一定之御策略可被仰出候間家來中氣付之趣有之候はゞ無腹藏密封を以書出候様被仰付候事

時に杉德輔新に西洋より歸り京都に至る是日公是れを引見し命ずるに攝海の巡視を以てし給小袴一具を賜ふ五日江戸に於て高杉晋作堀真五郎山尾庸三白井小助赤根武人伊藤俊輔遠藤貞一等吉田松陰の遺骸を小塚原回向院より荏原村若林大夫山に改葬す前年秋赦令の際久坂玄瑞墓處に建つ字は七日自今銃陣操練を京邸に行ふが爲め螺を吹き鼓を撃ち空砲を發するの要あるを以て所司代に問ひ十四日を以て允許を得たり是れより先き此月二日公國に還り親く海防事宜を處置せんことを朝廷に請はんと欲す然れども喪に居るを以て徳山清末二侯をして代りて奏請せしむ其文に曰く

大膳大夫父子此度御用向復命相濟候付一先歸國仕度攘夷之策略考定仕候付ては家政向段々處置仕度儀も有之候處爰元滞在殊に父子隔居仕候ては旁前段之處置行届兼候儀も有之候付父子共一先歸國被仰付被下候様奉願候急速御用之節は申合せ何時も上京可仕候間當節大膳大夫忌服中に付私共を以て御願申上候事

七日勅答を賜はる曰く

松平大膳大夫
同 長門守

右歸國御暇願之事尤之儀被聞召候但方今時勢今暫滞在輔佐有之度被思召候得共於大膳大夫は長々滞在之儀故一先歸國有之自國取調等も可有之於長門守は乍苦勞在京盡力可有之被仰下候事

十日高杉小忠太毛利登人前田孫右衛門宍戸九郎兵衛竹内正兵衛來島又兵衛佐久間佐兵衛山田亦介中村九郎桂小五郎の學習院事務掛を免し檜崎彌八郎佐々木男也をして之れに代らしむ蓋し小忠太以下將に公に隨ひ國に還らんとするを以てなり十三日金百兩を益田彈正に金七拾兩を浦靱負に賜ひ以て其國事に周旋するの勞を慰す同日山縣半藏久坂玄瑞野州信州を經歷して京都に入る蓋し佐久間象山招聘の爲め信州松代に至りしは此行の要務なりしなり二人昨年十二月十日を以て江戸を發す其月晦日來島又兵衛麻田公輔二人に寄せたる書に曰く此度水府へ廻り直様松代に罷越候處最早容堂公より御書翰を以て象翁御招被爲在候段御乞合として御使者罷越居申候小生共公書持參も仕らぬ位に付公然役人共へ論

もならず當人へ公意文けは通置申候内輪の舊弊一洗仕らぬではならぬ事の上しに付追々翁も此本藩にも入用も可有之他に來る事は六ヶ敷様子に候攘夷の儀は小生共考の處とは合不申候得共何分兵制城壁砲艦の事より始實に此大老先生無之ては不相叶いかにも殘念之至也此後當分の處は有志之士を選此藩に遣し此翁に隨從して學問致させ度ものに有之候と山縣久坂の象山を見るや象山海外の形勢を説き攘夷の實行すべからざる理由を説き且つ藩侯へ建言の稿を示す其稿今大戸子爵家に藏す十七日公召に應じて參朝す同日公嘗て鷹司家より讓與する所の冠袍を著し先づ勸修寺家に抵り時宜を候し其饗を受け丑牌入朝天顔を小御所に拜し天盃を賜はり次て御劔を取合廊下に拜受し又參議推任の宣旨を虎之間に拜受す坊城大納言之れを奉ず畢て清涼紫宸の二殿并に鳳輦を拜觀す其他諸儀式總て去年十月四日の時に同じ勅宣に曰く

松平大膳大夫

奉爲皇國抽丹誠周旋有之功勞不少叡感被爲在候依之以別段之思食賜御劔候事

同

奉爲皇國抽丹誠周旋有之功績不少候條叡感被爲在依之參議推任被宣下候猶盡力之様思食候事

天盃御劔は浦鞆負之れを受け乃美織江に授く織江受けて之れを長櫃に歛め護し

て邸に歸る辰牌半公退朝し勸修寺家に抵り次て近衛飛鳥井野宮中山青蓮院宮三條坊城正親町三條勸修寺鷹司の諸邸に歴抵し朝恩の辱きを拜謝し丑牌邸に還る家老記録所役等諸臣皆參賀す諸臣以下厮卒に至るまで皆酒を賜ひ長府清末二候に各鯉魚一折を贈る世子は神村齋宮をして干鯛一箱樽代金三百匹を公に獻し以て其榮進を賀す後夫人以下諸公子よりも亦各進獻する所あり皆先規に仍る初め公推任の勅を拜するに方り傳奏議奏の諸卿に辭して曰く關東を經由せずして直ちに此寵命を拜するは敢てせざる所なりと然れども朝旨聽さずして曰く唯拜受の後一橋慶喜に通報して可なりと公是に於て之れを拜し還て世子と老臣等との意見を諮ひ十八日關白の邸に赴き其任に非ざるを以て之れを辭し又益田彈正をして議奏諸卿に謁し誠意の在る所を陳せしむ十九日朝旨あり曰く

被仰入之趣朝議之上被達叡聞候處謙遜之次第尤之儀に候得共格別之思召を以て被仰付候儀に候得ば此餘不被及辭退御請申上候様殿下を以被仰聞候

二十日公の夫人徳山侯の夫人と共に江戸より歸藩の途次伏見に館す公人を遣し

物を贈り之れを勞す此時に方り急激の志士等時事を以て京都に建策し或は無名の書を公卿の間に投ずる者多し朝廷各藩に令して之れを提警せしむ二十一日世子鷹司關白に謁し進言する所あり曰く

無名投書之儀に付御沙汰之趣奉謹承候早速取調仕候處右様之所行仕候もの私家來中には無之段申出候然處元來右様投書等仕候儀も御沙汰之趣國忠正議之心底より起り候て攘夷期限未定に付ては萬一十分之策略を求めずして因循苟且之弊に流れば仕間敷哉と案慮を煩し候餘り之事に可有之哉と被相察候に付大樹公上洛を御促しか若御延引にも相成候はゞ後見總裁職を以叡慮御伺定め因循苟且之弊に不流様御英斷之旨天下に顯赫仕候はゞ人心鎮定妄りに投書等仕候者は有之間敷哉と奉存候以上

同日公將に明日を以て歸國の途に就かんとするを以て三條家以下諸公卿を歴訪して別を告ぐ初め公十八日を以て發程せんとす其前日參朝の事あり果さず遷延此に至りて決す將に二十二日朝を以て發せんとす會、前夜俄に朝命あり曰く

益田彈正前田孫右衛門をして滯京せしむべしと公二人の政務に缺く可らざるを以て之れを辭し反復諸卿に陳述す而して朝廷の指令未だ下らず午下始めて許可の命あり是に於て未牌後漸く京都を發し伏見に宿す此行從者の塗笠蓑衣を着するを許す行装簡に従ふなり二十三日大坂に抵り藩邸に入る翌朝船に乗り安治川を下り攝泉の地勢を巡視し沿海防備の策を講し目標山波戸場より上陸し海岸を巡視し同所南組會所に小憩し八幡新田海岸を巡り三つ樋の上及尻無川を渡り勘助島より木津川を渡り幸町通を東し廣岡久右衛門の別荘に抵り午餐を喫し松屋町通を南し生玉眞無し坂を上り生魂社に賽し東門を出で、高津鳥居筋西へ同社に詣り上本町筋を北し大手馬場京橋一河側を経て今橋尼崎橋を渡りて藩邸に還る二十五日兵庫に抵り警備の諸務を整理し酒を成衛の士卒に賜ふて之れを勞す此月桂小五郎命を受けて水戸に赴き二十三日公に代り烈公の墓に瑞龍山に謁し以て贈官の賀を告ぐ

二月七日公藝州の玖波驛を發して國境に入り辰牌關戸に至り路を迂して岩國に入らんとし之れを吉川氏に報ず時已に午牌に達すれども答報未だ至らず公侍臣竹中織部を顧みて曰く之れを待つは寧ろ我れより往くに若かずと乃ち駕を命じて起つ岩國の吏員路傍迎接する者相踵く駕已に錦帶橋に至る老人數人迎へ謁す

公織部をして言はしめて曰く吉川監物出て迎へば余當に駕を下るべしと既にして其城門に入るや監物禮服を着し庭上に伏謁す公駕を駐め下りて答禮す猶支藩侯に接するが如し監物之れを怪む公既に玄關より入り正堂に進む監物を上座に延き禮辭を述べ公益田彈正前田孫右衛門を召し陪席せしめ從容監物に告げて曰く余思ふ所あり今よりして卿か家を待つに支藩の禮を以てせん唯事幕府に關するものは日後徐ろに之れを處すべしと監物驚喜感泣謝して曰く謹で之れを隨浪院元春の先靈に告げんと既にして成饌を供す公歡を極め更に其妻子に面せんことを求む監物乃ち後房を開き公を延き妻子をして謁せしむ公海國圖誌一部を監物に色紙懸一を其夫人に讀史餘論豈好辯及門遺範を芳之助公子に八丈縞一段を長吉公子に贈り且つ長吉公子を猶子とす公去るに方り將に玄關より出てんとす監物堂側より駕に上らんことを請ふ再三にして公始めて之れに従ふ蓋し支藩の禮に仍るなり公吉川氏の老臣以下を遇する亦皆支藩の例の如し彼れ皆之れを異とす翌八日監物公を高森に追蹤し公が午憩の旅館に來り前日の恩を謝す公即

日一藩に令して曰く自今吉川氏と交ること一に三支藩の例を用ふべく且其子長吉を以て余か猶子と爲すと監物も亦前日公去るの後諸臣に告るに恩命の辱きを以てす

吉川東上記を按するに宗藩記録と少しく異なるものあり蓋し公玖波驛着前隨行の重臣公の意中を窺ひ竊かに岩國の重臣と内議せしならん曰く大膳様京都御發駕順々御下向被成候然るに御歸城之上は此御方御出萩も被成度御含に付御道中備後尾道御泊へ爲御用使御用人役之内佐々木權兵衛を以御見舞且右御含之次第被仰進候處御大慶被思召候段御返詞有之候左候て御供之御直目付前田孫右衛門相勤にて此度御下懸關戸御泊之節岩國御城へ御立寄可被成旨に付孫右衛門爰許より御先立被差越候段申聞二月六日孫右衛門儀岩國町到着引續御側役杉徳助御側儒小田村文助儀も御先立被差越同日到着に付萬々申談候同七日關戸御泊にて朝五ツ時分御着晝後御略供御城へ被爲入候一應御書院御着座其後御内證御小座敷に於て御緩々御相對輕き御馳走物被差出御供之當役益

田彈正をも御末席被召出且又今日彈正儀老衆へ相對申述候趣は大膳様思召之旨も被爲在御當家御取扱之儀以來外御末家御同様に可被成御内向之儀は則今日より御改被成江戸向之儀は御歸國之上御心遣被成進候に付暫御猶豫可有之段被仰出候右之趣は監物へ御直に被仰聞候御都合に候得共各方へも御内々御移申置候段申聞候其後右御小座敷にて大膳様より右之趣御直に被仰聞候付厚御禮被仰上候左候て暮前關戸驛迄御引取御一宿被成候依之翌八日高森御休へ殿様御禮旁御直勤被成候事

二月十二日公萩城に入る夫人は途次徳山侯の夫人と別れ公に先つこと二日既に萩に入る十三日兵庫衛所に於て公と世子との參内恩賜并に公の榮進を賀せんが爲め阿保親王の臨時祭を行ひ成衛兵士及び打出村の人民を親王寺に會し酒を賜ひ古稀以上の翁媪寡孤獨に鳥目を賜はらんことを請ふ公之れを允す

京都に於て正月二十七日諸藩の有志者東山の翠紅館に會し時事を議す會する者肥後藩士住江甚兵衛宮部鼎藏佐々淳次郎山田十郎河上彦齋土佐藩士武市半平太

平井修次郎對馬藩士多田莊藏青木達右衛門津和野藩士福羽文三郎水戸藩士梶清次右衛門下野隼次郎金子勇次郎山口徳之允住谷七之允大胡聿藏高畑孝藏林五郎三郎岡部藤助大野謙助西宮和三郎川又才助林長左衛門赤須銀三及び我長藩士中村九郎佐々木男也久坂玄瑞松島剛藏寺島忠三郎世子の從衛神村齋宮大和彌八郎長嶺内藏太志道聞多等なり世子偶郊遊して其側を過ぎ亦之れに臨む二月三日世子館を嵯峨の天龍寺に移す世子嵯峨駐在中詠歌あり曰く四方の海よし吹風はあらくとも雲井の花にさわらすもがな其十八日世子召に依り尾張前大納言以下の諸侯と共に參朝す二十日世子鷹司關白に謁して加茂兩社泉涌寺行幸の議を上る日後加茂の行幸は實に此建議に基くものなり其文に曰く

今般非常之宸斷を以て倒海之大寇を掃攘し皇國之武威を入鬻に御耀し被爲遊度思食に付ては必竟御親征をも不被爲遊ては不相叶御時勢と奉恐察候癸丑以來度々伊勢加茂石清水へ攘夷安民の御祈願被爲遊候御事に候得ば此度攘夷期限御決定に相成候上は早々奉幣使御發遣有御座度就中加茂神社は御間近き所

柄に候へば非常之御破格を以御社參被爲遊且泉涌寺へも御參詣被爲遊御代々様之叡靈に御報告無御座候ては不相濟儀と奉存候是儀は大堰嵐山等の行幸の類にも無御座未曾有の大耻辱を被爲雪皇國を堅磐に被爲固御孝敬之御至誠四海に顯赫被爲在度所謂天行健と申儀と奉存候加茂泉涌寺の御參詣は即親征御巡狩の御基本にも可有御座草莽の者共鳳輦翠華の御餘光を奉仰候へば如何計か感發奮興可仕攘夷の御大業自是して相立可申と不堪嘆願之至奉存候時に英艦横濱に集り生麥事件を幕府に迫る二十七日坊城大納言より朝旨を世子に傳ふ其文に曰く

頃日横濱港英夷軍艦渡來不容易形勢不日開兵端候哉之旨攝海邊へ渡來も難計趣非常急務之御時節に付賜御暇候間早々持場へ罷越防禦盡力可有之御沙汰候

事

同日邸吏小倉宗右衛門所司代牧野備前守の邸に於て松平春嶽よりの達書を受けて歸る其文に曰く

此度横濱港へ英吉利軍艦渡來昨年島津三郎儀江戸出足掛生麥に於て三郎家來英吉利人を殺害に及候儀に付三ヶ條之儀申立何れも難聞屈筋に付其趣を以て可及應接候間速に兵端を開候哉も難計仍ては銘々藩屏の任に有之候に付夫々備向手當方も可有之間爲心得相達候事

是夜小幡彦七村田次郎三郎命に因り學習院に赴く滋野井川緒正親町姉小路中山諸卿列座し關白の命を授く其文に曰く

今度英吉利船渡來に付夫々防禦之次第も可有之就ては歸國に可相成哉若於歸國は精選之士應在京之人數多少朝廷爲御警衛當地滞在有之候様關白殿被命候事

京邸の吏員是に於て議決する所あり之れを藩地に致して公の批令を請ふ其文に曰く

一英夷不日兵端を開き攝海へ渡來も難計非常之御時節に付少將様賜御暇早々御持場へ御出張候様にと朝廷より御沙汰被爲在候付來月朔日京都御立伏見御

泊翌二日大坂迄御下り同所にて四五日御滯兵庫御持場に於て御座所其外諸御用意相調之上可被成御出張との事

一御持場御座所之儀打出村御陣屋手狭に付摩耶山寺院并山下三ヶ村人家不殘御借上ヶ村々入口番所を被建置他藩往來を相斷御座所四方をば手堅く警衛仕少將様には山上の寺院にて御座所一ヶ村山下の人家にて一ヶ所御仕構右二ヶ所の孰れ成とも思召次第にて被成御座候様被成候との御事

但本文之通被仰付候は、於大坂御代官所へ被仰入摩耶山院山下三ヶ村へ對今般御沙汰之旨にて御出張被成候付御陣屋代り之心得を以貸渡相成候様可被爲沙汰様被仰入候事

一今般少將様へ賜御暇候付御歸國候は、精選之士を朝廷爲御警衛御當地滯在被仰付置候様殿下より被命御旨於學習院御達有之士三十七人足輕以下にて三十二人外に足輕隊指揮者として士五人以上七十四人御選舉被成京詰可被仰付哉の事

但御親兵之事最前御建白も相成候儀に付幕府に於ては因循に候共此御方よりは選士御貢獻被成候て可然哉に付本文三十七人は御親兵として被成御貢獻度朝廷被成御願三十七人の食料用金等御獻上相成御親兵御規則をも諸事朝廷より御沙汰相成候様可被仰願候事

一將軍御上洛に付殿様御上京可被成之處御歸國後御所勞御上京不被成候付少將様御事諸御勤御同列方同様に被成可然との御評議に御座候處今般兵庫表へ御出張に付其段閣老へ可被成御届との事

一殿様御名代吉川様御事早々御上京候様於御國御沙汰可有之哉之由當分之内京都諸事吉川様御差圖に被任置候様可然之事

但本文之趣少將様より御自翰を以被仰越候事

一京詰七十四人之外に學習院一件御用掛り面々京都へ被殘置御留守居申談洛中之事情時々御持場へ御注進申上候様可被仰付との事

二十八日世子兵庫警衛の解除を請はんとし松平春嶽を其館に訪ふ春嶽多事を以

て面接を辭す乃ち書を作り小幡彦七をして中根鞞負に依り之れを春嶽に致さしむ其文に曰く

攝泉海岸之儀は皇城へ間近く外夷必争の地に付御備十分に相立候様被爲在度御事に候處過る午年以來大膳大夫へ兵庫御警衛御委任被爲在現地見分備向吟味候處自國防長之兵食を百里外へ運輸仕御警衛十分にとの儀は迎も難行届殊に兵庫海岸は攝海中にても大舶繫碇別て便利に付外夷とも開港を願候程之場所柄御警衛向も一と通りにては不相濟軍艦砲臺等十分に被備置大坂を始め紀州淡州並播以西之應援等響應仕候様被仰付度右は一藩之力を以可相整儀に無御座候付無據外夷上陸之節皇城への通路を遮斷致候心得にて陣屋地五ヶ所御引渡被下度候様先年申立五ヶ所之内二ヶ所打出村東須磨村御引渡に相成陣屋取建人數差出置候得共不得止之一策實際に臨候はゞ空しく奔命に勞れ候のみにて御警衛向甚無覺束奉存候其上自國長門豊浦郡赤間關は西國第一之要港に付兵備十分に構置候様仕度一藩之精力馬關へ鍾集仕候へば其餘兵庫へ分及候程之目

算曾て相立不申候先般不得止之一策と存付陣屋地御引渡之儀連々御催促申立候得共於只今篇と勘考仕候得ば外夷必争之戰地肝要御備立之儀於幕府厚御吟味可被爲在御事既に御制度變革之節御沙汰書之内にも自國程遠き持場之儀は追々御吟味可有之由被仰出候旨も有之旁に付兵庫御警衛被差除下候様御斷申出度奉存候間不苦候はゞ表向御斷申出にて可有御座候此段篇と御勘考之上何分共御示教被下候様仕度候

同日世子浦鞞負を學習院に遣はし男山行幸の建議書を進致せしむ其文に曰く先般加茂泉涌寺への御參詣は御親征御巡狩之御基本に可有之段及言上候處如何にも時勢切迫夷艦攝海へ不日闖入仕候趣實以皇國之安危此時に相決候事に付防禦警衛之者共決闘死戰仕候は勿論に候へども如此御時勢乍恐至尊深宮に被爲在候様も無之膺懲之御偉業不被爲建候ては不相叶儀に付何卒鳳輦を男山邊御進め天下之士氣を御淬勵被爲在候へば畿内に馳參者蝟集仕防禦の士も益感奮仕らぬ者有之間敷奉存候左無之ては攝海は必争之地に付賊之有とも相成

可申歟いかにも被爲對列聖不容易御時勢御聖察被爲遊御親征之宸斷有之度爲
神州奉冀候

又親兵貢獻の事を上書す其文に曰く

御親兵之儀先般御沙汰被爲在候處今以御人數不相揃當今外患切迫に付差越候
儀には御座候へども大膳大夫石高に應じ萬石一人の當りを以選士三十七人貢
獻仕度奉存候右貢士御規則之儀は於朝廷御吟味可被爲在候へども於于下も存
付之廉有之候はゞ追て申上にて可有御座候其内貢獻御許容被仰出候はゞ右貢
士へ御手當食料用金等は大膳大夫より朝廷へ獻上仕從朝廷御手當被下置候様
可被爲在候事

別に其贈本を松平春嶽に送り又四支藩に告知するに親兵貢士の允許を得るに至
らば支藩亦各其封地歳入の額に應じ貢士を出すべきを以てす越て三月六日朝廷
獻兵の建議を嘉納し禁兵規則制定に至るまで姑く我藩にて隊將を付し藩邸に駐
置することを命じ八日を期し選士の姓名を録上せしむ八日選士は藩地に於て精

選の上進獻すべし但し現に邸中に居る者三十七人を之に假充し不時の命に應ず
べきことを答申す親兵の議未だ幕許あらざるを以て姑らく實行せざりしなり是
れより先き世子既に朝命に依り將に兵庫警衛地に赴かんとし二月二十九日久坂
玄瑞を遣はし書を學習院に上り英人に對する朝旨の在る所を問ふ其文に曰く
今般英夷申立候三ヶ條御聞届無之に付ては外夷共攝海へ亂入も難計萬一持場
へ致亂入候節一應は其旨趣を聞糺し彼三ヶ條を重て申立候儀候はゞ持場出張
之藩士外夷應接右御決定之趣を以て問答候様被仰付置度奉存候長門守儀兵庫
持場出張被仰付候に付右申上候通心得居候て不苦儀に可有御座哉何分御差圖
被成下候様奉願候

翌日朝旨あり曰く

長門守兵庫出張英夷應接振之處伺之通被仰出候早々出張可有之候得共當今之
時勢實以被惱宸襟候於長門守は格別周旋御依頼被成候間致出張とも被召候節
は早々上京可有之家來之内可然人體京都に相殘置臨時之方略相施し奉安宸襟

候様可致盡力御沙汰被爲在候事

五四

三月朔日世子京都を發す三日杉德輔藩地より東上し牧方の逆旅に來り公の旨を世子に傳ふ要は攘夷期限既に定まる更に滞京の要務なかるべし而して藩地に於ては攘夷策略急施を要するものあり公は途中より寒冒の爲め籠居す故に世子宜く更に暇を朝廷に請ひ速に歸藩すべしと云ふに在り因て隨行の奥番頭毛利登人をして德輔と共に上京して京邸吏員と共に其事を幹旋せしめ此時公杉德輔をして施を關白に贈り邸吏小倉宗右衛門をして乘馬一頭を中川宮に獻せしむ進て大坂に至り暫く此に留まる兵庫營處の準備未だ整はざるを以てなり同日在京清水清太郎に學習院用掛を命じ時宜に應じ家老に代り事を處せしむ世子假に之を命じ公に報す伊藤俊輔水戸藩士二十九人を江戸より伴ひて京都に入る因て之れを三條の豊後屋に置く

此水藩諸人は吉成恒次郎林忠左衛門等にして概ね嘗て薩邸に投じ攘夷先鋒を請ひ客冬駒込邸より水戸に護送せられし者若くは櫻田志士の子弟なり此輩水戸侯に從て京都に赴かんとして允されず因て桂伊藤等の緣故に因り長藩に依

頼し上京せんとしたる者なり伊藤侯の直話に曰く彼等が再び江戸に出で長州邸を緣つて來た所が其頃は役人扱は大概引拂て留守居番見た様な者が一人位居たらう其れが吾輩に連て行たら宜らうと云ふことで箱根の番所を通らなければならぬから長州人にして連れて行つたのだ當時天下の大勢は京都に集り有志の輩は皆京都に出掛くる時であり此輩も言はゞ攘夷黨の仲間であり水戸侯も京都に行くと云ふので京都行を望んだのだ其後京都に留つた者も江戸に歸つた者もあり後には大概武田耕雲齋の仲間に加はり敦賀の露と成つたのだ六日世子大坂に在り一昨四日京邸の吏に授けられたる朝旨に接す曰く

攘夷祈願に付來る十一日加茂下上社へ行幸被仰出候間長門守儀攘夷之儀に就ては格別周旋も有之候旁供奉被仰付候間早々上京可有之御沙汰候事

乃ち八日を以て上京すべきことを奏し且つ之れを幕府に告ぐ九日世子京都に入る加茂兩社行幸の期近きに在り乃ち小倉宗右衛門をして坊城家に就き供奉に必要の事項十ヶ條を問はしむ坊城家雜掌淺野主膳山科筑前守各條に答ふ十一日加

五五

茂兩社に行幸あり世子前夜子牌從衛士卒を率ゐて邸を發し勸修寺家に至り尋て
學習院に候し翌朝辰牌先發の列を以て扈從す

世子の行列左の如し

素袍
押

林彦五郎

退紅細立烏帽子
舍人

波多郎金吾

寮馬

退紅細立烏帽子
居飼

河村三郎右衛門

素袍
押

小笠原太郎兵衛

退紅細立烏帽子
舍人

佐世八十郎

布衣

跡乘

大和彌八郎
カリ查役

布衣

衣紋役

岡部行馬

布衣

小姓

松明
中山澄江

布衣

添肩衣役

河内山兵衛

退紅
長刀

南部直之允

布衣

供頭

神村齋宮

布衣

簾役

木原又右衛門

布衣
太刀役

毛利登人

布衣
小姓

松明
永田通

榑崎殿衛

布衣
大番

清水清太郎

退紅
杏持

野村周作

水干上
下
舍人

來島又兵衛

布衣
書院小姓

井上彌右衛門

退紅
裝束傘

福原乙之進

馬世子

布衣
書院小姓

山内友之允

退紅
杏持

玉木彦助

水干上
下
舍人

佐世彦七

布衣
大番

兒玉少輔

附廻り上下着

小幡彦七
村田次郎三郎

白丁
手傘持
石川小五郎

白丁
胡床持
佐々木男也

白丁
馬杏籠

河野八郎

素袍
押

河野尙人

素袍

成牌車駕還幸あり世子直ちに參朝し天機を候し子牌河原町の邸に歸る是日行幸の盛儀を拜觀するもの路傍に群集し皆感泣して曰く是れ毛利氏の爲す所なりと長藩の聲望益々隆々たり十三日大坂城代より留守幕閣の令を阪邸吏員に下す蓋し攝海警衛の諸藩には均く達せしならん

此度神奈川表へ英國軍艦數艘到來重大之事件書翰を以申立來八日迄に御決答無之候はゞ船將之職掌を盡し可申旨申立候右は不容易儀故應接之模様は寄可開兵端も難計候間差圖次第出張之心得を以人數等手當可被致御固場所之儀は猶相達にて可有之候尤御留守中之儀に付猥に動搖無之様末々迄可被申付置候

又

昨成年八月島津三郎江戸出立之節於生麥英吉利人兩人打果候付同國より此度横濱へ軍艦差向三ヶ條申立候處右は難聞屈筋に付其旨及應接候間速に戰爭に

可相成此段相達候

是れより先き書を朝廷に上り攘夷の期限を候す是月十三日朝廷四月中旬に決定の旨を附箋して下付せらる乃ち之れを一藩に布告す其稟候及び附箋に曰く舊冬勅諭を以て被仰出候攘夷之趣將軍家最早御請に相成候處追々御參内も有之期限何月と御一決に相成候儀に御座候哉奉伺候事

(附箋)四月中旬御決定之事

十五日學習院に於て豊岡隨資卿清水清太郎に内諭して曰く其藩の建言に依り加茂兩社行幸の盛典を擧げられ叡慮頗ぶる満足なりと同日世子高杉晋作に賜ふに十年の暇を以てし諭して力を國事に盡さしむ晋作感ずる所あり削髮して名を東行と更む自ら詠じて曰く西へ行く人を慕ひて東行く我が心をば神や知るらん江戸の豪商大黒屋六兵衛(長州の用達)の手代佐藤貞次郎が手記中に此時來島又兵衛君は大坂に在り旅宿にて野村彌吉君山縣半藏君高杉晋作君に面會す高杉晋作君は是れより先き晋作は横濱夷人襲撃の計黒衣を着し珠數を持ち僧の形となれり云々とあり畫以前より藩邸を亡命す嘗て常州笠間邊に浪遊せしことあり蓋し其頃の事なり襲撃事件後世子之れに學習院用掛を命じ中村桂二人を輔翼せしめ亡命の罪狀は

他日公の意を候して措置するに定めたり晋作爾後往々志士と共に急激の居動ありしも尋常の公務に服したるの證なし既にして世子上京し藩邸吏員及び有志の諸士概ね皆西上したるも江戸に留りて動かす世子之れを憂へ特に志道聞多を江戸に遣り伴て京都に來らしめたり而も晋作蓋し思ふ所あり常務に服するを欲せず世子遂に之れに賜ふに十年の暇を以てせしなり

案ずるに最初亡命以來の高杉の心事は遂に之を詳にすることを得ず學習院一件記録中三月十六日の部に周布の自筆にて左の如く見ゆ猥は周布の雅名なり御前へ猥被爲召高杉晋作身上儀御直に被成御尋候付此内以來之趣委曲申上候其趣は都合左之書渡之通

高杉晋作

右若殿様格別之思召を以學習院一件御用掛りに被仰付候條中邨九郎桂小五郎根役之御用をも申合諸事御爲能遂精勤候様被仰付候尤御咎方其外之儀は追て殿様へ御窺之上何分之沙汰可被仰付候段先達て沙汰被仰付置候處猶又

御詮議之趣有之十ヶ年之間御暇被下候條十分精神を盡し皇國之御爲御奉公可仕候事

癸亥三月十五日

右書面晋作へ猥より相渡候其趣は來島又兵衛寺島忠三郎入江九一始終致承知居桂小五郎時山直八も右一件之央に罷越し都合承知小川市右衛門も央過より在席にて候心事委細には難盡紙上候付略之晋作事今十六日致剃髮候事又十九日の條に左の如く見ゆ

高杉晋作事十ヶ年之間御暇被差免候處差向き居所差問之趣も有之候間妙満寺境内にて寺院一ヶ所先御貸渡被仰付候付自然晋作を便り罷越候者有之候は、晋作と同居仕らせ置候様内々及沙汰候事

此記事に據りて之れを觀るも尋常の賜暇にはあらざるに似たり暇を賜ひ常職に服せざるは處士を以て志士の間周旋するの便に供する爲め歟此時周布政之助高杉に贈るに自己着用の甲冑を以てす(鎖帷子に冑及び小手を附したる

もの其裏に周布政之助藤原兼翼と記しあり高杉乃ち其兩側に記して曰く予將に東行せんとす周布政之助贈るに此甲冑を以てす他日攘夷の戦あれば之れを着して討死せん高杉東行春風と前記周布の自筆に委細は難盡紙上云々の語あり蓋し相互の間に何等かの默契ありしならん既にして世子歸藩し同志の士皆馬關に赴き攘夷の事に従ふ而も晋作は京都に留りて歸藩せず故を以て馬關五回の攘夷砲撃に與らず第五回の砲撃後始めて命を受け馬關に赴き奇兵隊を編制せり京都よりは堀真五郎強て之れを伴ひ纔に歸藩したりと云ふ嘗て之れを伊藤侯に聞く曰く高杉は實は上海行以來攘夷の到底實行すべからざるを悟れり唯、一片稜々の俠氣は彼を驅て人後に落るを欲せざらしむ彼れ一たび事局に接すれば則ち電撃風發更に他念なきの觀あり故を以て其の攘夷志士の間在るや即ち純然たる攘夷家なり彼が容易に江戸を去らず又京都を去らざりしは其實蓋し遽に攘夷論に盲從して之を極處に進むるを好まざるに因るならん京都にて西へ行く云々の詠歌は其微意を漏せるなりと是亦自から一説なり他日馬關大戰後高杉が翻然として井

上伊藤の講和開國説に同意せしも其消息を窺ふに足らん歟姑く録して後證を待つ

加茂行幸の事既に畢れるを以て世子朝幕に稟申し十七日再び京都を發し兵庫の衛所に赴く同日世子又浦靱負をして賜暇歸國の請願を學習院と坊城家とに進致せしむ其文に曰く

長門守儀此内御沙汰之御旨被爲在候付兵庫持場へ出張仕候處父大膳大夫於國許先達て歸着後引續病氣にて引籠居候由申來此節攘夷之期限相迫且英夷申立候三ヶ條御聞届難被爲成趣に付ては外夷共より何時兵端を開候も難計防長二州三面の海岸殊に長門國豊浦郡赤間關は西國第一の要港兵備一入嚴重に仕度き折柄大膳大夫引籠居候ては手當沙汰筋兼て含居候通に行届候程無覺束於長門守に心痛至極罷在候然處持場之儀は畿内要衝之場所に御座候間長門守容易に引取候は素より不本意第一御沙汰之御旨も被爲在候付千萬申上兼候へ共持場へは家老以下人數手配仕置精々嚴重可申付候間國許兵備難行届趣被聞召分

長門守儀賜御暇歸國御差許被成下候様奉懇願候尤持場差置候家來之者異變之節は抛身命防戰可仕候間乍恐父子之情實國內人心之折合方等をも御垂憐被成下格別之御評議を以右懇願之通被仰付被下候様家來共に於ても一統奉願上候

二十日中村侍從忠光京都を出奔す久坂玄瑞入江九一之れに途に遇ひ共に大坂藩邸に到る忠光曰く幕府が尊王攘夷を奉したるは未だ信すべからず故に余は大坂に在りて義故を糾合せんと欲す若し志を得ずんば九州に赴くも亦可なりと玄瑞等其危きを慮り忠光をして舟に乗らしめ九一之れに隨ひ二十六日富海港に抵り二十七日萩に達し前田孫右衛門の家に住す公之れを聞て吏員に命じ諸件を供給せしむ其條項左の如し

一花の江茶亭を以て旅館に充つべし

一時々牙城に來て學習院事件を談ずるあれば公之に對談し老臣及び政府諸員も其席に陪して議論を盡さしむべし

一牙城に於て對談は大廣間とすべし

一藩士三人を日夜從衛たらしめ外行する時も從はしめ中間の者四五人を厨房

其他の使用に供すべし

一外向出行の時は押へ中間を付すべし又藩内へ令して無禮を戒しむ

一侍醫一人を以て用掛となす

又之を朝廷に申報す其文に曰く

中山侍從様過る二十一日於大坂大膳大夫家來久坂玄瑞入江九一と申者不圖御出會仕兼て御見知之者に付是より中國九州へ馳下り義徒可相誘御舎之由御話有之候付暫時彼地藏屋敷へ御誘引仕當時勢別て肝要之御身上に付速に御歸京可然段御理解申述達て御引留仕候得共御聽納無之折柄玄瑞事外出九一儀就用事兵庫罷越其間に何處へ御行向被爲成候哉御蹤跡不相分候九一儀は國元へ同二十六日歸着仕候處へ侍從様にも同日城下表へ被成御越着候付御旅館御仕構仕暫時御滯留相願置候忠誠無二御國事掛りの御方肝要之御時節に當り何か御

不平の御様子哉に被相窺朝議如何哉と於大膳大夫乍恐煩念仕居候付侍從様御事は暫之間御留仕度萬一も無御理御京發之儀嚴重之御叱り共被爲在候ては不相濟事に付是非共御訖申上度只管御寛容之御處置奉仰願候此段御届旁委曲申上候様大膳父子より申付越候間申上候以上

長門宰相内

三月

村田次郎三郎

時に長藩の盡力周旋せし親兵は三月十八日を以て幕府より諸藩に令し之れを貢進せしむ二十一日坊城家より我が吏員を召し村田次郎三郎赴く朝旨を下す其文に曰く爲禁闕御守衛諸藩拾萬石以上高割を以て壹萬石に付壹人宛貢獻致候儀於大樹御請に相成候間各忠勇强悍之士を精選有之兵器食料之に準し被差出候様被仰出候猶御規則制度之儀は追々可被仰出候得共右選士急に取極可申出候事浦鞆貢乃ち之れを藩地に送致し且報じて曰く目下京邸駐在の壯士を以て假りに選士の員に充て而して後公の親擇を待たん但長府五人徳山四人之れに岩國清未

の選士を加ふれば都て十六人を得べし其餘二十一人は即ち本藩出す所なりとす又補缺の爲め別に二十人許を準備し駐京せしむるを要すと

二十二日巷説あり云ふ將軍明日發程東に歸ると是に於て我が京邸の諸員等相會し議して曰く今や公と世子と皆京都に在らずと雖ども我輩決して傍觀すべからざるの秋なりと乃ち公と世子と豫め講ずる所の策略十二條を選み之れを建議せんことを決し清水清太郎をして學習院に佐々木男也をして中川宮に寺島忠三郎をして三條氏に杉徳輔をして姉小路氏に赴き之れを上らしめ又桂小五郎を兵庫に遣はし之れを世子に報ぜしむ其上書に曰く

攝海戰守御備

- 一大坂御城外曲輪御修復淀川筋を御城内へ取込み豊公の規模一倍豁大に相成候様被仰付四面共砲臺築造砲數十門御備置之事
- 一近江美濃丹波其他海岸無之國々之人數不殘大坂へ出張可被仰付候事
- 一尼ヶ崎岸和田兩城は坂城羽翼に付有掛り之城より外へ押廻し新規に壕を堀

り礮臺を築き都合坂城之規制に倣ひ攝州之人數は尼ヶ崎泉州の人數は岸和田へ籠城之事

一八幡山崎へ堡寨御取建之事

一堺へ大砲二三百門掛りの砲臺急に御築かせ和州の人數出張可被仰付候事

一和田岬へ八稜城を築かせ海岸無之國より人數出張可被仰付候事

一安治川木津川口より山崎八幡の堡寨まで砲臺連續に築造可被仰付候事

一兵庫堺之町人共急に京都へ妻子引連立除き候様御沙汰之事

一紀州阿州淡路三ヶ所へ堂上方御一人宛御下向右家々之守備御見聞委細圖面を以可被達叡聞候事

一沿海之國々土着之士民を以其地利に據り戰守之策を建候て奔命に勞せざる様可被仰付候事

一兵庫堺其外船掛りの宜き港々へ軍艦を繫置候様可被仰付候事

一將軍御歸府にては神州腹心之京都空虛に相成御備は決て相立不申候是誠に

神州安危存亡之境に付今一應朝議被爲在候様志士一統奉懇願候尾紀水三家之内滯京候共萬端之號令將軍家御同様には決して行届兼可申と奉考神州之御爲獻言仕儀に御座候付何卒被聞食分可被下候以上

癸亥三月二十三日

書既に上る志士等鷹司關白の邸に候し將軍の去留と朝議の決とを聞かざれば肯て退かずと稱す本藩の寺島忠三郎瀧彌太郎福原乙之進玉木彦助時山直八杉山松助堀眞五郎野村和作有吉熊次郎中村芳之助杉山初之進吉田榮太郎田村育造品川彌次郎秋良雄太郎白井小助周田半藏伊藤俊輔處士高杉東行肥後の處士安田善助之れに與かる肥後の浪士堤松右衛門は此列に加へられざるを憤り即夜大日堂に自殺せり夜丑牌後關白退朝して將軍抑留の議に決するを告ぐ衆喜びて退く是日志士等の將に鷹司殿に至らんとするや往て周布政之助を起て奥に入り一大刀を提げて出づ刀裝の金具に一畫三星の徽章を刻す蓋し藩侯より賜ふ所なり乃ち鐘を以て其徽章を磨消して之れを高杉に授けて曰く往けよ予も亦面を覆ふて子等の後に繼ぐこともあらんと衆皆其粗豪に驚きたりと云ふ二十三日の夜姉小路氏高杉東行を召して國事數條を下問せらるる翌朝東行下問の條項に意見を附して之れを進致し深意は之れを口陳す其書左の

如し

七〇

一夷狄掃攘期限之事

四月中旬と申事に付其通にて可然候

一攝海防禦之事

一昨二十二日建言之通

一内衛外衛之事

外は大内裏之時之通り鈴鹿其外の關と攝海なり内は京の七口なり又内は親兵ならんか

一御親兵之事

但食祿高之事

一人別五人扶持宛一ヶ月金五兩宛我長藩にては左之通

一米三百三十三石

但一人扶持一石八斗宛にして百八十五人扶持分一ッ書之通

一金二千二百二十兩

右之通年々朝廷へ獻上從朝廷選士銘々へ可被立下候様にと可被仰立哉

一諸侯交代之事

沿海列侯は歸國京都は親兵并五畿の兵を以守之

一孤島防禦之事

對州壹岐之外は捨之隱岐佐渡へは戍兵を置くべし

一若丹防禦之事

勢之鈴鹿濃の不破越の愛發之れに準ずる所若丹にあるべし

小幡高政(舊名彦七)氏の直話曰く文久三年の春高政一夜周布政之助と一簇亭に飲む久坂玄瑞高杉晋作時山直八等數人海防に關する意見書一篇を懐にして來り訪ふ周布方に酣醉す久坂等頗る不平なり意見書を懐より出して周布の批答を求む周布一見奪て之れを袖中に入れ三士等に酒を侑む三士等聽かずして曰く今や國家危急の秋なり飲むと雖も咽を下らず請ふ速に意見書の批答を與へよと周布曰く今や酣醉す明朝を期して批答を爲すべしと三士等辭して去る周布猶ほ劇飲し遂に醉倒す翌朝起て又酒を命ず小幡三士等の必ず來るを慮り忠告する所あり周布笑て曰く僕之れを慮る已に熟せり思を勞する勿れと又杯を擧て輒めず三士等果して來る周布袖中より前夜の書を出し三士等の前に投ず蓋し深夜披閱せしなり久坂先づ開て之れを視るに意見の箇條に一々批答を附し頗る其要を得たり高杉等相轉讀して善しと稱し數杯を傾て去る周布之れを目送して曰く好男兒皆共に爲すあるの材なり惜哉彼輩皆予と俱に事業の完成を見るに至らず中途にして斃るゝものなりと

因て流涕すること良久しかりしと蓋し高杉等の携へたる書面は前記攝海防禦の意見なりしが如しと云ふ

七二

二十四日世子歸國の勅許書を藩邸に下付せらるる其文に曰く

松平長門守

自國海防苦心且父宰相病氣之由旁御暇願之儀尤思食候間賜御暇候但吉川監物早々召寄兵庫警衛向心得候上長門守出足可有之御沙汰候事

三月

浦靱負乃ち杉徳輔をして之れを齎らし急行して兵庫の營に赴き之れを世子に呈し直ちに國に就き之れを公に報ぜしむ二十六日清水清太郎小幡彦七佐々木男也世子の將に歸國せんとするが爲めに板倉閣老に謁し辯じて曰く兵庫警衛を辭せんとするは藩力之れに堪へざるを以てなり但其地戰守の策に至ては不日世子一旦上京して之れを陳述すべしと又對州防備に關し陳説する所あり同日山縣九右衛門沓屋源右衛門村上新八に命じて若狹丹後の海岸を巡視し山河の形勢故關の遺趾を探らしむ蓋し他日の用に供せんが爲めなり後四月四日三人使命を果して京に歸り地圖日誌を上る二十七

日世子親書を吉川監物に送り杉徳輔を使として其上京を促し二十九日五毛村の營を發して一たび京都に還る世子の書に曰く

一翰致啓達候愈御清安被爲渡珍重に存候拙儀無恙爰許滯陣致候御休意可被成候諸貴殿御事今般御上京之被蒙御沙汰御苦勞之御事に候右は過日拙御暇之儀相願候處別紙之通賜御沙汰重き朝命候へば何卒勿々御發程相成御上着候はゞ警衛向等を可致御示談旁之趣爲可申述一人差越候右等之次第上地近狀等委細彼より御聞被下度候恐惶謹言

三月二十七日

二白吳々も此書御落手次第急速御上京有之度候尙時下取分御自玉是祈申候以上

岩國雅君

定廣

是時に當り肥後土佐の二藩私に建議して親兵貢獻は朝廷特に自から選士を擢拔せられんことを勸む朝廷之れを採納す因て佐々木男也をして姉小路氏に就き其

七三

事長の藩情に協はざることを説かしむ既にして是日朝命あり其文に曰く

此度選士貢獻に付ては寺島忠三郎杯頗る正議忠直之聞有之候間右等之輩選出
貢獻候はゞ殊更御満足之旨無急度可申達關白殿被命候事

京邸の吏員議して曰く選拔せられたる者は榮譽なれども之れを標準として他を
選ぶは甚だ難く且等級不準の謗議を免れずと因て二十八日書を上りて之れを辭
す其文に曰く

此度選士貢獻に就ては寺島忠三郎杯兼て御聞込之趣も被爲在候間右等之輩貢
獻仕候様無急度被仰出候旨奉畏候然處人數精選之儀は過る八日坊城殿へ申上
候通國許へ申遣候間大膳大夫見込を以選舉仕差登せ候様仕にて可有御座候其
内御當地居合之者三十七人屋敷に於て引當置候間何時も御用被仰付可被下候
右に付選舉之儀は大膳大夫へ御任せ被成置選士貢獻仕候上其職に不相叶者の
儀は御貶黜之御沙汰有之次第別人數貢獻仕候様被仰付被下度奉願候

既にして我藩より親兵として貢獻すべき壯士は之れを天龍寺の營に置き山縣九

右衛門を以て主管とし其建議に依り假りに規則を設け總員四十人を分ち十伍と
し前後二隊に分ち毎日三伍を出して禁闕の近傍を巡邏して地理を諳せしめ在營
の士は卯牌より銃隊を演習し辰牌半より午牌まで劍槍を修練し以て夜亥牌に至
るまでは常に講會を開きて文武の道を討論し親兵の要務攘夷の策略等を講究せ
しむ二十九日中山侍從萩を脱して馬關に赴く晦日本藩書を以て之れを朝廷に報
す其文に曰く

中山侍從様御事暫御滞留相願置候處昨二十九日夜何處へ御行向被成候哉不相
分候付早速家來の者兩三人差出御尋仕らせ候へども御行衛未相知不申候此段
御届申上候様大膳大夫より申付越候付申上候以上

三月晦日

松平大膳大夫

是れより先き對州の防衛救助に關し本藩頗る周旋する所あり是月十五日幕府松
浦肥前守松浦豊後守小笠原佐渡守と本藩とに命じ援兵并に糧食輸送の豫備を爲
さしむ晦日閣老水野和泉守京邸の吏員を召し對州防禦の故を以て兵庫警衛を免

するの令を傳ふ其文に曰く

松平大膳大夫

對州表糧食并援兵等之儀相違候付ては防禦行届候様可被致候依之兵庫御警衛之儀は被成御免候尤是迄其方相勤候御固場所々々は松平三河守龜井隱岐守中川修理大夫被仰付候間右三家より人數差出候迄は是迄之通相心得可被在之候四月朔長嶺内藏太將に京に歸らんとす公之れに命するに四條の事項を世子に傳ふべきを以てす其條項に曰く

一攘夷之御實行速に被爲立度との御事にて御評議一決仕御家來中へも觸沙汰被仰出早速要衛之場所々々へ人數器械之御詮議相成候就ては夷變何時も難計と御國政御改革事彼是夜白被成御心勞候事
 一攘夷之御國論前條之通御決定に付ては深き思召之旨被爲在來る十日より御日歸之御唱にて爲御湯治山口へ被成御越彼地形勢御熟覽被成候事
 一中山侍從殿御下向一件久坂玄瑞入江九一御尋にて御取計相成候様との御事

一若殿様御暇之儀詰り御届切にても可然や京都兵庫にても御人數被差出萬一之節は御間缺仕間敷一先歸國一日も早く御領國攘夷之御實行被相立度趣被仰立可然との事

同日杉德輔岩國に達す會、吉川監物將に萩に赴かんとし既に程に上る德輔之れを聞き追馳して翌二日之れに花岡驛に逮ひ世子の親翰を呈す監物直ちに其臣横道八郎次を京都に遣はし答書を世子に致す其口上文に曰く

長門様へ口上

監物申上候彌御勇健被成御座珍重奉存候今度御暇之儀被仰願候付ては私上京之儀天朝より御沙汰御座候付早々上京可仕旨杉德輔を以御直書被成下猶德輔演說之趣等於花岡驛拜承仕誠以不奉存寄御事難有仕合に奉存候折角當春岩國御立寄被下候節御直約之次第も御座候付萩仕度既に發途仕候事に御座候へば何分於萩御様子得と奉伺御差圖に應じ候様可仕候へば其内此者を以一應之御禮申上候此段宜

其答書に曰く

七八

去月二十七日之尊翰令二日夜半於花岡驛謹で奉拜誦候先以御安泰被成御座候段奉恭賀候今般御暇之儀被仰出候付私上京之儀御沙汰之旨被仰下誠以不奉存寄不肖之私實に忻悚之至に御座候折角過日出萩之儀奉蒙御直命既に今日發程仕候次第に御座候何分於萩表御指揮之程奉伺候心得に御座候依之一先御禮爲可申上奉捧愚札候此段宜御申上可給候恐惶謹言

四月二日

根來上總殿

二日藩内に布告して曰く

一叡慮御窺幕議御參預被成攘夷之御國是御一定之上は向後御領海へ繫泊之夷船是迄御和親之御取扱には難被仰付候付縱令拒絕之申渡は無之内に候ても薪水食料其外闕乏之品御渡被成候様には難相成次第及應接承引不仕節は御武威相立候様取計被仰付尤四月中旬以後は彌夷艦と見極候はゞ右應接にも不及討

拂被仰付候事

一人數器械等早速要衝之場所々々へ被差出候様沙汰被仰付候事

是れ長藩が將に攘夷の擧に從はんとするの意を公然表白せしものなり同日中山侍從馬關に出で、白石正一郎の家に駐在す我が藩士官城彦助等三人之れに從ふ公乃ち之れを朝廷に上申せしむ其文に曰く

中山侍從様御事何地へ御越被成候哉御行衛不相分候處赤間關邊御在留被爲成候由御尋仕らせ候家來之者より申出候付御附添仕候様申付置候此段御届申上候様大膳大夫より申付越候付申上候以上

松平大膳大夫内

是より先き世子將に國に就かんとするを以て三月晦日上書して參朝を請ひ又幕府に牒して謁を將軍に求む

四月三日世子二條城に上り將軍に謁し其上洛參朝の賀詞を述べ又其滯京間の起居を候し賜暇歸國及び兵庫警衛免除の恩を謝す又別に詳述せんとする所あり之

七九

れを板倉水野二閣老に謀る是を以て式禮畢るの後將軍更に世子を黒書院に延き其言を盡さしむ世子乃ち將軍大坂に下り親く攝泉紀阿淡播諸州の警備を指揮せんことを進言し又對州の爲め軍艦兵器の貸付糧食の供給を懇請す宗對馬守も亦俄に城に上り席に列して其藩の事情を述べ將軍之れを領し答ふるに熟慮すべきを以てす世子其進言の要旨を筆記せるものを閣老に示す閣老一讀の後一橋中納言の覽に供し之れを世子に還す其文に曰く

一當今之御急務内治外防品々有之候處別て御急務は大坂御城へ被遊御出張候て攝泉紀阿淡諸州海岸之形勢並大坂より京都まで山河之形勢等篤と御一覽戰守之御備乍恐御自身被遊御指揮京畿之御戰守早々相立候様可被仰付御事かと奉存候私儀父大膳大夫へ是迄兵庫表警衛御委任被成置候付此内從朝廷御沙汰之趣有之彼表出張仕居現地見分仕候處唯今の儘にては神州腹心之京畿御備向き御手薄く候様奉考候付前段之通申上候儀に御座候

一兵庫表警衛父大膳大夫へ御委任被成置候處右は今般被成御免候に付御沙汰

之通松平三河守龜井隱岐守中川修理大夫へ持場引渡候様可仕候然處對州糧食并援兵等之儀大膳大夫へ手當行届候様心配可仕候旨被仰渡候に付大膳大夫於國元承知仕候はゞ存意申立候儀も可有御座其内私考にては防長二州百里及之海岸就中長門赤間關は中西國之咽喉にも有之二州之兵食を以て戰守之備十分行届候程も無覺束既に先般兵庫警衛さへも御斷申上候程之儀に御座候に付二州之兵食を對州へ分候儀は決て難仕候乍爾宗對馬守家之儀は大膳大夫親戚にも有之海上相對候唇齒之國にも有之先般朝廷御沙汰之趣尙又此度御達旁に付兵軍艦食九州内御領に器械食て高十萬石御手當被仰付被下候はゞ其餘戰守之策略は對馬守并松浦肥前守松浦豐後守小笠原佐渡守申談するにて可有御座候右兵食不足之儀はいかにも心底に不任候付此段被聞召分被下候様奉願候

而して對馬の事は幕府國事多端にして力未だ之に及ぶ能はざるを以て特に宗氏に給するに金五千兩を以てし後又多く米穀を賜ふ事は別章に詳見す

是時に當り藩地に在りては藩治の制度に更革する所少からず要は從來地方江戸の兩職座に分ちたるものを合併し事務の整理を計るに在り初め公の京都に在るに當り世子と謀り職員配置の法を裁可し既に藩地に還るの後二月二十一日發令して曰く

一 地江戸合一にして加判役定員六人之内より一人京都詰一人江戸詰にて當職は月番交代可被仰付との事

一 裏判役可被差止事

一 手元役之儀以來表番頭格之役座可被仰付候事

但本書役名は一人へ附屬之役名に付向後は當役用談役に被仰付御用筋は是迄手元役取計來候通可被仰付候事

一 藏元兩人御所帶方御用所役合併一局にして定員六人内一人京都詰一人江戸詰一人大坂詰可被仰付候事

一 遠近方江戸方御右筆地方御右筆一局にして定員六人内一人京都詰可被仰付

候事

一 郡奉行四人に被仰付一人四宰判管轄御代官役可被差止との事

一 町奉行作事奉行一局にして三市中に一人宛可被差置事

但萩當島濱崎等地方兼帶山口も地方兼帶に被仰付候事

付り作事奉行之儀は追て沙汰可被仰付事

三月朔日令して節儉嚴行中なるを以て諸臣式日の出候を廢す同日公疾を力めて老臣を召し親く之れに諭し諸加判役均く兩相府の事務に當らしめ毎月輪流主任一人を置くことゝす因て益田彈正の當職福原越後の當役を罷め穴戸備前を以て今月の月番とし爾後加判役交、月番たらしむ七日國政復古局を設置し田上宇平太中島市郎兵衛渡邊伊兵衛兼重讓藏長屋又兵衛後藤勘兵衛を以て其用掛と爲す是れ國政を釐革し洞春公吉田勃興の古に復せんとするなり八日萩城の大書院を以て政事堂と爲し令して曰く

一 御書院之儀向後政事堂と唱被仰付候當役中並附屬面々迄日々出勤御用相調

候場所ニ被仰付候事

八四

但右に付是迄被行來候御目見其外諸御式事は大廣間御對面之間へ被移候事

同日各宰判の代官所を廢して各代官を免し系賀外衛を以て郡奉行と爲し舊吉田船木小郡の各部を治めしめ氏家彦十郎を以て郡奉行と爲し舊三田尻地方及び同地町奉行の事務を管理せしめ萩町奉行祖式宗助をして當島濱崎部を管理せしめ入谷藤兵衛を以て郡奉行と爲し舊兩大津郡美禰郡の事務を管理せしめ郡奉行兒玉準をして上の關熊毛都濃大島郡部の事務を管理せしむ二十四日公政事堂に臨み庶務を親裁す後以て例とす是れより先き二月晦平民に科する追放の刑を改む蓋し治罪の一進歩なり其議案に曰く

追放に當る御國出生は國退に被仰付周防は長門長門は周防へ引渡被仰付來候處懲戒之誠意乏敷却て御手離も無之哉に付向後は追放に相當候者は入墨擲之上其者出生之宰判へ引渡被仰付御代官所に於て精々令教訓親族地下役人より

不怠申聞如何様にして成共活業に基候様被仰付再犯之者は其出生之村へ引渡一村之外出入堅被差留候様被仰付度犯罪重候程世上狭く村所之厄害は不遁事に付手厚教懲被仰付度との事

右は伺之通被仰付候事

八五

第三十三章 文久三年前半の毛利氏 (其二)

世子歸藩之議○吉川監物來萩○三支藩侯の來萩○吉川監物上京の議○世子の參内○世子の行幸供奉○公より世子への命令○勅書下賜○世子の獻策○世子一條寺村の饗宴○大學校建設の建議○世子賜暇の令○親兵○世子將軍に謁見○世子歸國○姉小路公知の沿海巡視○公山口移館○馬關の警備○毛利伊勢等の處罰

世子京都に留まること既に數月に亘る四月五日周布政之助桂小五郎世子に天龍寺の館に謁して其就國の期を候す世子答るに吉川監物上京の後を以てし二人に命じて監物の上京を促さしむ翌六日浦靱負より書を藩地の宍戸備前に寄せ其旨を報ず其要に曰く

若殿様御去留之頃合如何御決可被成哉之旨昨五日周布政之助桂小五郎を以て奉伺候處最前朝廷御沙汰之旨も有之殿様御機嫌相も追日御快被爲在候由に付

監物様御上着迄は御待合せ被成追て監物様へ御對顔候はゞ御持場之儀を始め御周旋一件是迄之次第をも被仰傳にて可有之旨被仰出候就ては監物様御上京一日も早目に相成候様御迫り立可被成候若殿様御歸國も何卒御速に被爲在候へがしと下以奉考候儀殊に殿様爰元御立之砌御國政御更張被成候思召候間若殿様にも速に御歸國にて右一件御手傳候様にと御直に重疊被仰置候旨も被爲在候由に付若殿様にも速に御歸國被成度被思召候段をも被仰聞候得とも朝廷御沙汰之趣を御まけ被成候て御歸國を被成御急候ては不御本意殿様御思召にも相叶申間敷と種々御思惟被遊候て右之通監物様御上着を可被成御待と被仰出候御事に有之旁之趣監物様へ被仰達御上京候様御配慮可被成監物様御立之御様子爰元に不相聞候はゞ趣に寄御書を以て重て被仰越君側衆の内一人岩國へ御差越御催促之儀も可有之候間旁之趣程克被及御聞御取計被下候様にと存候是れより先き吉川監物既に岩國を發して萩城に赴くの途に在り四日公萩より高杉小忠太を其山口の旅館に遣はし托するに上京の事を以てし更に小田村文助を

して其上京の決意を促さしむ監物之れを諾す

(小忠太の齋したる使命)

此度長門様兵庫御滞被爲在候處大膳様御病氣之御様子被成御承知候ては御自國御手當等之儀も彼是御心に懸られ御暇之儀被仰願候處頃日之御時勢旁六ヶ敷筋にも相聞候處格別之趣無餘儀被聞召候故御暇被仰出候付ては不容易儀可被思召候へ共幕府と違ひ朝家之儀下より難相計筋にて何共乍御氣毒大膳様に被爲於候ても早速御上京不被遊ては難濟寄被思召候此段兼て被仰越候はゞ御出萩之砌は御決心に可相成左候て御都合も可宜被思召候付御途中へ態々被仰進候

(監物の答旨)

不奉存寄御事にて當惑仕候素より不肖之身分樞要之御場所柄出張仕候段奉恐入候如何御請申上可宜敷哉何分萩表罷越御内慮奉伺御差圖相蒙候様可仕奉存候此段宜

五日監物萩に至る六日城に上り公に大廣間に謁し公に太刀小馬代二種一荷夫人に一種一荷^{二百}世子の夫人に一種を呈し又其家老用人より太刀馬代を獻す是れより先き長府徳山清末の三侯並に京都より其邑に歸る公面晤を欲し之れを萩に招致す前月十三日長府侯嫡子宗五郎を携へ萩に至り翌十四日城に上り公に謁す公老臣及び直目付と共に歎晤す十五日長府侯宗五郎公子と共に來り謁す禮畢り酒饌を饗す公病後久く座に堪へず因て禮を闕くことを謝し座を退き益田越中をして伴食せしむ同日物品の贈答略ぼ舊例の如し十六日清末侯亦萩に來り翌日公に謁す待遇略ぼ長府侯に同じ十八日長府侯及び宗五郎公子清末侯と共に公に謁す公之れを夫人の室に誘ひ歡宴夜に及ぶ世子の夫人亦來り會す是日の會晤總て常格の外に在り相互の情交益々密ならんことを期す二十五日長府侯別を公に告げ翌日歸途に就く二十八日清末侯宗五郎公子と共に調馬を内園の馬埒に觀る茶菓の饗あり同日徳山侯萩に來り翌日公に謁す禮遇略ぼ前の如し初め公の國に歸るや病に罹り久く歸城の禮典を舉行することを得ず是日始めて大廣間に臨み一

門諸老臣以下諸臣の賀を受く二日徳山侯清末侯宗五郎公子並に公に謁す公之れを便殿に延き尋て内庭の掖門を出で、間行し花の江の水亭に遊び歡宴夜に及ぶ五日徳山侯の嫡子平六郎亦來る六日清末侯徳山侯共に公に謁して別を告ぐ時に吉川監物亦既に萩に至る因て此日公之れを招き二侯と共に曩日朝廷恩賜の諸品を拜觀せしむ平六郎公子も亦城に入り始めて公に謁す公之れを黒書院に饗す畢て清末侯徳山侯をも招き相携て花の江の別業に遊ぶ既にして二侯を誘ひ突如吉川氏の館に臨む監物大に喜び之れを饗す公又二侯と共に花の江に還り茶會を催す監物事ありて來ることを得ず杉重一組を薦めて之れを謝す此朝三侯を城中に引見するや公親く意志四條を書して之れに示し意見を問ふ要は士風を簡易の古に復し居城を山口に移し士卒を土着せしめ而して専ら力を王事に盡すに在り

事は防備の章に詳見す

七日辰牌半公再び吉川氏の館に臨む監物の禮待甚だ鄭重なり互に物品を贈答す九日監物來り謁す公緩談し囑するに上京を以てし且つ之れに物を贈る監物感謝

意を決し十七日を以て上京の途に就くべきを答へ即夜萩を發し岩國に歸る徳山侯清末侯亦前後各其邑に歸る宗五郎平六郎兩公子は萩に留り明倫館に修學す公之れを待つに諸公子の禮を以てし隨意上城せしむ始め清末侯の萩に來る清末より一日にして達す其歸る亦同じ蓋し常人二日の行程なり聞く者皆其豪健を稱す

京都に在りては同月六日勸修寺家より邸吏を召し世子に明日參内並に十一日石清水行幸供奉の命を傳ふ七日巳牌世子參朝し傳奏に鶴の間に接見す傳奏入て之れを奏す天皇小御所に出御あり世子取合廊下に進み天顔を廂に拜し下段に於て天盃を賜はる退きて關白に麝香之間に謁す坊城大納言を以て御劔を櫻之間に賜はる勅に曰く

昨年來勤王之志相勵周旋之段叡感不斜候今般父宰相所勞且爲自國防禦歸國相願候段御遺憾被思召候へども一先願之通被仰出候尙又叡慮貫徹候様周旋可有之御沙汰候事

十一日車駕男山石清水に幸す世子之れに扈從す是の幸や外夷親征の基として世子の嘗て建議せし所なり是月六日朝鷹司關白急に世子を召す世子天龍寺の館より馳せて之れに赴く關白曰く昨日一橋中納言來り云ふ浪士の徒鳳輦を奉奪せんとするの謀ありと聞く故に將軍暫く行幸を止め奉らんと欲す慶喜等亦之れを贊すと然れども行幸の事たる原と其藩の獻言に因るを以て卿の意を問ふと世子答ふるに再思すべきを以てし退きて河原町の藩邸に過ぎ浦靱負清水清太郎小幡彦七周布政之助村田次郎三郎桂小五郎佐々木男也檜崎彌八郎等を集め之れを議す衆皆中止の不可を陳す

浦日記に云ふ中山侍從様の流言先達て中川宮へ頻に入候様子風評仕候旨政之助委細申上候侍從様は大坂には御座なされず先達て御國へ御下りにて候且又幕府箇様の儀御懸念候て行幸御留め何共不及落着第一天威不立幕威も不立攘夷御決定中に流言を以恐懼有之様にては不相濟儀自然非常の事有之候はゞ即時誅罰被致こそ幕威の被顯處に御座候先日も御延引又々御延引相成候ては有

志者の人心も離る事に付御延引之儀は無之様御返答被爲在候様孰も同腹にて申上候今十一日石清水へ行幸之處公方様御風氣御熱氣被爲在御延引被仰出候

世子乃ち書を作り意見を具し清水清太郎村田次郎三郎を遣はし之れを關白に進致す其文に曰く

今日參殿仕候節委曲被仰聞候趣退て熟考仕候處從來攘夷之叡念此節漸々草莽間之者迄も奉敬承右爲御祈願石清水へ行幸之儀被仰出於于下も一統難有奉存候折柄聊之流言故に行幸御延引に相成候ては乍恐天威不相立次に幕府の武威も陷地候様奉考候流言之實否は如何可有之哉難量儀に候へども近古未曾有之御盛擧を相妨候者は決て有之間敷萬一妄擧の者有之候とも即時天伐相加可申儀と奉存候供奉之面々御警衛仕候儀に付毛頭御氣遣有之間敷と奉存候何分共御沙汰之通行幸被爲遊候様奉懇願候儀に御座候右御答申上候

廷議乃ち定まる而して長藩警備の任更に重きを加ふ因て淀橋以南は長藩盡く之

れを擔任す七日京都所司代より三條西少將の加員隨身として長藩士十人を出すべきの令あり又沿道警衛の命あり因て其準備を爲し制規を立つること左の如し

- 一行幸沿道の要所警衛之人員を以て三銃隊を編制し一隊銃手三十二人士官五人と定む其兵員は天龍寺在留の壯士及在邸の卒を以て之に充つ
- 銃卒は小銃を持ち屬具を附け笠羽織胴着立掛けを着し士官は笠羽織鎧直垂を着し各鐵鞭を持つ
- 一松明持六十人許釣臺宰料二十人許人體を選む
- 一銃隊監督は目付役小倉宗右衛門に命ず
- 一外間の應接及列内諸指揮を小幡彦七村田次郎三郎に命ず
- 一三條西家に出すべき加員隨身は我河原町邸の壯士八人長府の壯士一人徳山の壯士一人別に補充員三人とし各肩章を附し佐世彦七年長なるを以て伍長となし諸事彼家臣に詢らしむ又杉山松助を其賄方となす

一石清水の駐營諸舎の管理は河野尙人に命じ浮田八郎を其副使となす

一駐營給養の管理は生田源七に命じ鈴木善兵衛大黒屋太郎右衛門松木善三郎を指揮して之れを辨せしむ

一檜崎彌八郎を八幡警衛隊の副監察となす

監察正副は騎馬にて兵隊と少許の距離を存して進行すべし

一時山直八を八幡警衛隊の賄方となす

一警備諸隊の需用諸具は高瀬船に載せ先づ淀近傍に送致せしむ

一世子供奉の從衛及通輦道路の警備員合して四百四十二人とす但從僕輸夫は其外なり

八日所司代より行幸沿道警衛の部署を我長藩に委任す九日警衛出役の諸士以下に訓戒す其文に曰く

來る十一日石清水行幸に付攘夷之叡念被爲籠御事に被爲在候に付若殿様御供奉に付御列内へ被召連候面々御途中嚴重警衛として要所へ出張被仰付候面々

三條西少將殿へ加員隨身として被差出候面々并右へ相加候未々之者に至迄右
叡念之御旨奉散承自身自身心得方も可有之候條假初にも狼狽粗暴之振舞無之
銘々引請之事務堅固に相務候様可相心得之旨被仰出候事

十日夜子牌世子河原町邸を出で、二條烏丸通より蛤御門を過ぎ宜秋門に入り諸
大夫の間に伺候し十一日拂曉西穴門を出で、凝華洞門前に至り騎して士卒を指
揮し車駕に扈從して發す淀大橋より八幡に至るの間は本藩の警衛に屬す其部署
一に曩きに定むる所の制規に依る

部署人名

- | | |
|---------|---------|
| 桂 小五郎 | 佐々木男也 |
| 石川 幹之丞 | 河村三郎右衛門 |
| 福原 乙之進 | 南部直之允 |
| 佐世 八十郎 | 寺島忠三郎 |
| 長府 松野 穎 | 徳山有川 恒槌 |

同還幸の時交代人員

- | | |
|------------|----------|
| 佐世 彦七 | 福原又四郎 |
| 石川 小五郎 | 布施小次郎 |
| 加屋 主税 | 諫早作次郎 |
| 繁澤 泰吉 | 周田 半藏 |
| 長府上田 辰之助 | 徳山 淺見安之丞 |
| 八幡御幸道科手口警衛 | |
| 粟屋 直次郎 | 柳澤 百合之介 |
| 堅田 健助 | 粟屋 市次郎 |
| 志道 太郎三郎 | 口羽 熊之進 |
| 國司 駒之助 | 内藤 孫太郎 |
| 口羽 清太郎 | 椋梨 政之進 |
| 周布 小輔四郎 | 井上 肇 |

山縣三右衛門
小泉彌一郎
山根與三
石澤新三郎
粟屋荒之進
天野虎之助
有地範輔
木屋又八
瀧彌太郎
由良鐵五郎
後藤又兵衛
佛生寺彌助
三宅小備後

赤川增之助
松原彈三
三戶久之進
幸坂太仲
草刈藤治
村上寬之助
田中作次郎
玉木彦助
野原正一郎
齋藤九一郎
須藤權之助
間部彌三雄
那須唯一

湯淺又一郎
監察香川半助

吉田虎尾

橋本町大坂往還筋警衛

志賀孫八郎
內藤芳之助
浦忠三郎
鼓手二人
榎崎彌八郎

島田太之助
田中丑之助
銃手四十人
監察信常秀太郎

淀大橋西詰警衛

兒玉勘七郎
小幡此面
林勝之助
鼓手二人

野村周作
久芳彌太郎
銃手四十人
監察小倉宗右衛門

世子行列の次第左の如し

素袍 兼列奉行

押 小笠原太郎兵衛

水干上下細立烏帽子

舍人 兒玉隼人

素袍 兼列奉行

押 藤井丑太郎

水干上下細立烏帽子

舍人 田坂勇藏

寮御馬

布衣

太刀役 神村齋宮

布衣

衣紋役 岡部行馬

退紅立烏帽子

居飼 杉山勘八

布衣

供頭 根來上總

布衣

太刀役 清水清太郎

布衣

衣紋役 寺内外記

布衣

小姓 河内山外衛

布衣

小姓 山縣篤藏

286379

水干細立烏帽子

舍人 福間求馬

同

舍人 栗屋友之允

馬世子

布衣

小姓 榎崎殿衛

布衣

小姓 林彦五郎

退紅

田中源之助

大番 志道吉太郎

布衣

書院小姓 井上彌右衛門

退紅

打物 横地吉左衛門

退紅

裝束傘 井上幾太郎

布衣

書院小姓 山縣甲之進

布衣

大番 吉田榮太郎

退紅

小笠原彌次兵衛

白手傘

佐々木謙藏

飯田彌七郎

白雨丁 東條龜次郎
白行藤 高山雅輔
白胡床 山縣九右衛門
村上 新八

白丁 入江謙吉
查籠 溝部武次郎

白丁 茶瓶 持手二人

素袍兼列奉行

押 增野善兵衛

阿曾沼外次郎

布衣 和智金槌

素袍 篠川源太郎

素袍兼列奉行

押 櫻井陽藏

福原内藏之允

松明 小森市郎左衛門

提灯持 天野清三郎

弘勝之進

山田市之進 有地内藏之丞 瀧 鴻次郎 出羽虎槌
田中龜之輔 桂 小太郎 井上市之助 桑原謙藏
糸永孫右衛門 赤川雄藏 福井平次郎 山縣初三郎

白丁持手

松明 提灯 雨具 白丁 諸宰料
辨當 馬飼料
草履 蠟燭 筆墨紙
草鞋 石原金吾 石坂宇一 高橋傳一 河野八三 久野芳三 内田五郎 左衛門

下座見一人
既之者二人
小一人
道具之者一人
水仁一人

横目之者 臨時松明 二人

原江彦次郎
入川兵四郎
赤上虎吉

一來秀之助 金田清記 湯淺省三郎
弘 新次郎 竹田謙之助 勝田猛三郎
中村權太郎 佐伯作之允 和智源吾
佐伯梅三郎 宍戶吉二郎 都野仙太郎
手 明

十二日車駕の石清水を發するや世子之れに先ち八幡町の旅館を發し城南宮に至り午餐を傳へ而して後ち儀列を整へ車駕に扈從し申牌西穴門より入り車駕を迎へ諸大夫の間に昇り傳奏に櫻之間に謁し還幸を祝す某子の賜あり歸路の行列は一切變更せり夜成牌河原町の邸に還る是日沿道警衛の銃手隊二小隊及び壯士四十人隊伍を整へ堺町門に至り世子の退出を待ち護して歸る

是月十日長嶺内藏太京都に還り公の命を傳ふ十三日午後世子河原町邸より天龍寺の營に歸り翌十四日浦靱負根來上總清水清太郎小幡彦七周布政之助村田次郎三郎桂小五郎佐々木男也榑崎彌八郎寺島忠三郎を其營に召し長嶺使命の事項を討議す清太郎等具に意見を書して上る其使命と意見の附箋と左の如し

使命の條件

一攘夷之御實行速に被爲立度との御事にて御評議一決別紙之通御家來中へ觸沙汰被仰出早速要衝之場所へ人數器械之御備御詮議相成候就ては夷變何時出來も難計と御國政御改革一件と彼是夜白被遊御心勞候事

(附箋)

御本書長嶺内藏太へ被仰含之廉々私共考之趣下附紙を以申上候間各様御案思之趣篤と被仰聞可被下候

四月十三日

筑前様

靱負様

此段於私共も素より奉敬承居候儀に付今更不申承候へども各心事決着仕居候條眞實攘夷御實行防長二州に於て被爲行届候御事に御座候はゞ抛身命候て御奉公可仕候

亥四月十三日

一攘夷之御國論前條之通御決定に付ては深き思召之旨被爲在來る十日より御日歸之御唱にて御湯治として山口へ被成御越彼地形勢可被遊御熟覽候事

(附箋)

此段思召之御旨はいまだ奉伺らず候へども山口形勢御熟覽と候へば定て上御始御家來中未々まで古賢之所謂土着に可被仰付との御事かと奉存候土着之弊は士民共遊怠に流れ候付篤と御思惟被遊候て御家來中二十五歳以下十五歳以上のもは上に於て厚く御教育被遊候御基本を先づ被相立候様仕度奉存候

但山口寺院不殘御借上壯年衆悉く御引請被遊候て御世話可被成哉之事
一 中山侍從様御下向一條別紙之通朝廷へ御届被仰出候少々事實相違之儀も有之候へども右御届面にて是非共御押切可被成との御事に付委細久坂玄瑞入江九一へ御尋候て取計相成候様との事

(附箋)

此段萩表御考と洛中情實聊相違之趣も有之候間私共評議之趣に御任せ可被下候

一 若殿様御暇之儀詰り御届捨にても可然哉京都は勿論兵庫にも相應之人數差出候儀に付萬一之節は御間缺仕間敷一先歸國一日も早く於領國攘夷之御實行被相立度趣被仰立可然との御事

(附箋)

此段御届捨と候ては越も薩も同様に相成殿様一昨年來之思召も貫徹難仕様奉存候右様無理なる御所置に無之候共朝廷にても素より被知召上候御事に付來る〇〇御立を被成御願候はゞ決て相調可申候別紙御願草案之通被仰上可然哉に奉存候

一 野原正一郎其外六人之面々御國被差下候様尤正一郎事は様子次第老母を連越候て不苦段旁申聞せ可然との御事著者曰く野原正一郎吉田虎尾齋藤九一郎等六人江戸より着京し公に謁したる者なり

(附箋)

此段奉畏候正一郎其外當節十一人罷居候間心事承届候上彌身命を抛候て

御奉公可仕との極意の面々若殿様御歸國之節被召連にて可有御座候
右之廉々若殿様へ御窺之上朝廷向其外萬端御都合能取計相成候様筑前殿鞞
負殿へ可被申達候事

(附箋)

御本書御都合能と申事は私共に於ては難調候只々奉願候は攘夷之御沙汰
眞實被相行候様被爲在度奉存候萬一右御沙汰虚談に相成候ては一昨年來
公武御合一尊王攘夷之御建白悉く虚喝に相成君公御耻辱次に私共死後之
餘罪可償様無御座候

同日世子駐京中輔翼の勞を賞し毛利登人神村齊宮小幡彦七大和彌八郎小倉宗右
衛門香川半助周布政之助桂小五郎佐々木男也檜崎彌八郎久坂玄瑞村田次郎三郎
波多野金吾に各、銀五枚を賜ふ稽古人數等亦賜を享くる各差あり十五日朝廷世
子並に水戸の公子余四麻呂松平備前守山内兵之助を召し兵之助病を以て出でず三條野宮豐岡
姉小路東久世諸卿を以て勅旨を賜ふ其文に曰く

方今攘夷之策海防之術御國是見込之廉々存分に可申上旨被仰渡候間不厭忌諱
無腹藏言上可有御沙汰之事

翌十六日世子參朝して策議十條を上る其文に曰く

依仰乍恐言上仕候廉々

- 一 神道興起異端邪說消滅仕候様御所置被爲在度候
- 一 文武之諸官名實相稱候様被仰付度候
- 一 貴賤を不論天下之人才を御拔擢朝廷輔贊被仰付度候
- 一 近郊に於て地形を選み大學校御造建古制を増し大規模を御立被成乍恐上親
王官方より下庶民之俊秀に至るまで入學候て天賦の才徳を成就候様被仰付
度候
- 一 兵庫港へ海軍局創建環海戰守之策吟味仕候様被仰付造艦製鐵等之諸場をも
被設置度候
- 一 沿海國々自國之兵食を以戰守之備を相立兵食不足之國は海岸無之國々より

補備候様被仰付度候

一乍恐御親征被遊度候

一沿海之地異艦渡來候は、御國是之旨申渡直に掃攘被仰付度候

一堂上方御人選にて沿海巡見戰守之備見分被仰付度候

一掃攘之要務は進戰之氣勢を鼓動仕候儀可爲肝要之旨六十餘州へ遍布告被仰

付度候

右廉々御學用奉願候以上

四月十六日

臣大江定廣恐惶稽首

世子更に口陳して曰く其細目の如きは請ふ下問を待て之れを上らんと廣幡氏乃ち策議を叡覽に供し尋て諭して曰く叡旨之れを嘉す其細目は更に諮詢せらるべしと同日世子又父公に代り父公より送致する所の攘夷期限公布の建白書を上る其文に曰く

攘夷之期限幕府御請之次第先達て奉窺候處御附紙を以被仰聞候趣も有之尙此

度宸斷を以加茂石清水へ行幸被爲遊候程之儀に付一日も因循に打過候ては不相濟向後外夷渡來之節は掃攘之實驗勿論候就ては期限御一定之處列藩へ不被仰出ては方向難相立輩も可有之候間叡慮貫徹仕候様斷然降勅被爲在度伏て奉懇願候

既にして世子は急に久坂玄瑞を召し速に藩地に赴き京都の事情を公に報せしむ會、攘夷の期限已に迫る四月中旬を以て攘夷期限の決定あるべき朝旨あり久坂等因て諸公卿間に當るを以て玄瑞は此意を以て歸國せり玄瑞因て請ふて曰く臣使命を畢らば願くは直ちに馬關に赴き攘夷の先鋒たらんと世子之れを允す山縣甲之進天野清三郎冷泉雅次郎井上市之允山田市之允佐伯梅三郎弘勝之助周田半藏瀧彌太郎瀧鴻次郎山縣初之進長野熊之丞入江九一山縣小助馬島甫仙赤根幹之丞杉山初之進中村芳左衛門來島小祿元森熊二郎野村和作岡千吉岸十之丞堀平三郎堀彌四郎吉田榮太郎山田虎之助藤村英熊石川山平等亦請ふて之れと俱にす

十七日世子前日殿中の約に依り水戸の余四麻呂宗對馬守山内兵之助水戸の老臣

武田耕雲齋を一條寺村曼珠院宮の別殿に饗す餘四麻呂兵之助は事を以て辭し至らず世子前日朝廷に上りし書を耕雲齋に示し且つ諮詢する所あり同日開宴午時より夜に及ぶ浦靱負清水清太郎桂小五郎佐々木男也檜崎彌八郎土州藩士三人席に陪す蓋し此宴を開きし所以は世子嘗て大學校建設のことを建議せしを以て此地を相し一朝事あるの日は鸞輿駐在の所と爲さんと欲し是等侯伯老臣を招き其意見を問ひたるなり十八日哺時學習院より世子を召さる世子微恙あり浦靱負清水清太郎をして代り往かしむ時に一橋慶喜將に東下して攘夷を實行せんとし此日三條姉小路二卿の東下し應接戦争の實況を目撃せんことを上請せるを以て世子の意見を問はんとし豊岡東久世二卿慶喜の奏書を示し世子をして意見を具して封書と爲し明朝野宮家に進致せしむ且つ曰く或は會議を禁中に開き世子を召すことあるべしと十九日世子意見書を作り清水清太郎をして之れを野宮卿に上らしめ二卿京中に缺ぐべからず別に其人を選ふべきの意を陳ず其文に曰く

今度一橋中納言東下に付應接戦守之情實爲實檢三條中納言殿姉小路少將殿御

兩人中納言一同東下被仰付候様同人より相願候付如何可被仰付哉氣付申出候様との御事奉謹承候右兩人は當時要路へ御擧用且御依頼被遊候由兼々伺居候實檢のみ之儀に御座候はゞ御別人御選被爲在候て前段願之通東下被仰付攘夷之一擧篤と見糺及叡聞候様被仰付候て可然御事歟と奉存候

四月十九日

臣定廣誠惶敬白

附啓

一橋中納言より願書之文に今度東下に付云々と有之候付將軍滯京中納言歸府仰被付候御事歟と奉存其含を以別紙之通氣附申上候處彌右之通御座候哉猶又拒絕期限先達て奉伺候節四月中旬御決定之旨御付札を以被仰聞候付國元に於ては右期限無相違拒絕仕心得に罷在候付列藩へも期限御布告奉願候處御布告之儀は如何被爲在候哉奉伺候

同日世子大學校建設の議を上る十六日上る所策議十條中の一を詳論せしものなり其文に曰く

今般攘夷御決定に付ては内治外防萬端脩整復古之御盛業相立神道興起王政振張之御所置肝要之御事と奉存候處右治道之要は人才を成就するを以て急務とし人才を成就するは學校を造建するを以て急務と仕候儀に付き方今御多事には候へども大學寮の廢典を興し近郊形勝之地に於て廣大之學校御造建文武之諸道不殘其場を被設置御規則御制度之儀は古例へ増加上は親王宮方より下は草莽俊秀之民に至るまで入學被仰付各勉勵盡力人才輩出御盛業を輔贊仕候様被仰付度奉存候既に過る十六日依御存意十ヶ條言上仕候儀に御座候此御規則相立候は、幕府列藩とも感發奮勵可仕且又御制度御規則之儀は貴賤を不論人才御擧用其器に當候者へ編選被仰付尙於朝廷御考定被遊候は、急速にも嚴重に相立可申候學政は私遠祖奉職の儀にも有之候間御含被成置宸斷を以御沙汰被爲在度奉懇願候

四月十九日

臣 大江定廣恐惶稽首

野宮卿邸吏を召し村田次郎三郎之に赴く世子歸國賜暇の朝旨を傳ふ曰く

長門守御暇賜有之に付明日當地發足可被致候且家來之内可然人體差殘可被置候事

世子早朝より諸公卿を歴訪し暮に抵り河原町の邸に宿す二十日朝世子一橋慶喜閣老所司代を歴訪して河原町の邸に還り更に將に一旦嵯峨の營に還り吉川監物の上京を待たず直ちに歸國の途に上らんとす會、閣老より將軍世子を召すの令を傳ふ世子乃ち服を改め從衛の整ふを待たずして直ちに二條城に上る時既に黄昏を過ぐ將軍延見して親諭す曰く

其方父子并家來共迄昨年來公武御間柄周旋致誠精候付追々情實も相達令満足候尙此上益皇國泰平之計可運深慮候且又攘夷期限も近日に迫り候事故是又一致之心力を盡し御國威益相立候様策略之儀何事にても無心置可申聞候

將軍又曰く時移るを以て空腹ならん余か晚餐を分たんと乃ち膳を侑む向皿は煮染小芋夕顔乾瓢舟燻玉子世子其懇情に感ず清水清太郎麻田公輔等世子を追ふ香の物は奈良漬瓜なりて城に上らんとし途にして世子の退歸に遇ふ是日將車攘夷期限の決定を奏上

二十一日朝世子天龍寺の營を發して歸國の途に就く在京の志士攘夷期限の決定を聞き急行國に下る者多し岡部富太郎岡部繁之助赤川雄三石川幹之丞太田市之進世良壽三郎木梨助太郎粟屋直次郎幸坂太仲佐々木謙藏石川小五郎齋藤新太郎相踵きて陸路藩地に赴く齋藤篤信齋の弟同九一門生三宅小備後須藤權之丞吉田虎尾は石川小五郎に従ひ高橋熊太郎中野連は太田市之進に伴ひ時山直八も職を辭し肥後の處士黒瀬一郎助安田喜助因州の處士武田眞八郎備前の處士岡元太郎島原の處士尾崎濤五郎梅村一郎と與に西行す麻田公輔檜崎彌八郎も亦國に歸る此日朝廷五月十日を以て攘夷期限と爲すの勅を發す夜に及び坊城傳奏邸吏を召し村田次郎三郎之れに赴く之れを授く將軍上奏の書は二十三日示さる二十三日姉小路公知京都を發して近畿沿海の守備を巡視す清水清太郎山縣九右衛門村田良輔湯川莊藏佐世八十郎福原正之進有地範輔藩命を以て之れを護衛し桂小五郎佐々木男也寺島忠三郎隨行して謀議に參與し浮田八郎は地圖描寫の爲めに隨行す二十四日世子將に兵庫より庚

申丸に駕し國に歸らんとし號令を隨從の諸船に頒つ曰く

出帆之節

- 一 御座船より第一砲發候て錨を揚げ帆綱を調へ方位を立針路を極め出帆用意たるべき事
- 一 第二砲發候て船左右翼後隊に御供船順々揚帆可乗出事
- 一 第三砲發候て總隊之船不殘乗出船足之遲速を相試水夫共油斷無様銘々請場を可相守事

但御座船よりの合圖を不待して私に出帆候儀堅く被差留候事

着港之節

- 一 第一砲發候て帆を下け港内之形勢風潮之順逆を見極め混雜無之様前隊之御供船より順々可乗入事
- 一 第二砲發候て御座船を始め總隊不殘錨を卸し帆綱を取納船中掃除之事
- 一 第三砲發候て不殘碇泊し御座船へ相報し水夫休足之事

一總御供船番船組之次第を以順々乗行之事

一御座船の前後左右を警固し針路不相離心得可爲肝要候事

一夜走の節御座船御乗替船之帆桁へ揚燈被仰付夫を見當に乘行總御供船に揚燈用捨之事

但港内碇泊之節は御供船孰も揚提燈二つ宛可相用候事

一港出入之節洋中に於て水夫働之砌は無用のもの假初にも帆棚へ出申間敷此段乗組之者小者に至る迄屹度可相心得事

一船中之儀に付付萬事不自由は不及申互に勘辨無益の手敷を取申間敷尤水遣等妄に不相成凡一日分量請取可申事

徽旗

一白手旗 斥候船

右御使者其他所向掛合引請被仰付候事

一黄手旗 御用所

一黒手旗 大到來方

右乗組の船目印として相立候様被仰付候條其餘之船々に似合候印旗之類立候儀用捨可被致候事

二十六日世子庚申丸に駕し護衛の諸船を従へ兵庫港を發す

此間藩地に在ては公浴療に托し將に山口に赴き遂に之れに居らんとし三月三日諸局に令して曰く

一、此度山口御越之儀は御湯治御日歸之御唱に被仰付候處實は攘夷御策略に付深き思召有之永々彼地御座所被成御定候付前段之御唱被差止向後御城御番

其外諸事は迄御留守中之格に沙汰被仰付候事

蓋し萩城は地僻にして緩急に際し封内四方に號令するの便を缺き且北海に瀕し要害に乏しきを以てなり既にして四月十六日朝公萩城を發して山口に抵り中河原の茶屋に館す是れより山口は防長政治軍防の中心と爲る同日公上山縫殿を内使とし岩國に赴き曩きに監物の萩に來るを勞し物を贈り其上京に餞し且小田村

文助は上國の事を諳し杉徳輔は天下の形勢に審かなるを以て文助と同く往き監物の諮詢に應ぜしむ監物之れを徳とし使を遣はして之れを謝す十八日監物新港を發し二十八日大坂に達し五月朔伏見に達し尋て入京す是れより先き四月十六日中山侍從馬關前田に至る長府侯其老臣三好内藏之助をして問安せしむ十九日赤馬關は攘夷第一の要衝たるべきを以て定衛諸兵の出陣を命ず大組頭國司信濃其部下の馬廻士と手兵とをして出衛の準備を爲さしめ物頭志道久米之允吉田彌門は部下を率ゐる毛利能登に屬して出衛を命ぜらる又國重徳次郎を小倉藩に遣はし物を贈り且言はしめて曰く攘夷の國は一決し幕府之れを承認す故に速に事に従はんとす馬關の地たる貴藩と兩岸相對するを以て相俱に協力應援せんことを欲すと二十二日より二十五日に至る三日の間馬關定衛の諸士を發遣す二十六日久坂玄瑞等三十人を馬關に遣はす二十九日攘夷の戰期稍迫るを以て藩内士卒服役の法度を頒つ其文に曰く

諸法度條々

- 一 今度攘夷出張就被仰付候御當家軍中之御法度元就公隆元公御箇條讀知被仰付候條謹て守其旨尊王之志假初にも忘却有之間敷候事
 - 一 總奉行下知其外頭々下知毛頭致違背間敷候事
 - 一 諸役配之上下を不論慎て相勤らるべし假令身分に應ぜざる儀といへども一旦遂其節無餘儀子細あらば追て申出らるべし都て何事に寄らず無筋之持方申立衆心を動し終に一軍の不和を生じ候儀甚以不謂儀なり若此理を辨へず申出候輩は可被行嚴法候事
 - 一 役人之儀其役を脇になし自分手柄を心掛先懸高名堅く被相禁候違背之輩は一廉可被相咎候事
 - 一 御驅引之時隊伍を離れ他組へ交る輩於有之は可爲曲事候事
 - 一 約束相圖に違ひ定之時刻其場へ遅參之衆は重く可被相咎候事
- 著者曰く以下數條は既に前に出す所の諸軍令と同様なるを以て之を略す
- 一 嗣子無之或は父子出陣相共に立御用候面々又は依病氣果候ものは末期養子

の御法に不拘跡式全無相違可被立遣候且又拔群相働於遂忠節は依其品跡目
之者へ可被加御褒賞候依て分外の武勇を勵し可被抽忠戰候事
右條々違犯之輩於有之は可被處嚴科之旨被仰出也仍執達如件

文久三亥四月

宍 戸 備 前
福 原 越 後
益 田 彈 正
毛 利 筑 前

是れより先き客歲藩議に抵抗せし者の罪を治めんとし是月十五日吉村某小倉某
山縣某等連累十人の罪を斷し先づ逼塞を命じ二十日を経て各、逼塞を免じ隱居
を命じ祿若干を減じ嗣子をして家を繼がしむるものとし其他は追究せず而して
坪井九右衛門は隱然其首魁たるを以て其刑を重くし祿を沒し遠島に處す

第三十四章 文久三年前半の毛利氏

(其二)

吉川監物の上京○禁關守衛の令○世子歸藩○馬關攘夷の第一着米國船砲擊
○防火の令○久留米藩の紛擾と長藩の周旋○姉小路公知の遭難餘事○堺町
門守衛の命○吉川監物參朝○吉川監物の拜勅○佛船砲擊○山口移鎮○蘭船
砲擊○大路陸奥の保管○米國船砲擊に關する褒勅○吉川監物登城謁見○公
父子上京の命○蘭唐に對する朝廷の方針○米國軍艦再度砲擊○佛艦再度の
砲擊○小倉藩との葛藤○志道伊藤等の洋行其他雜事數項
五月朔日吉川監物の伏見に抵るや寺島忠三郎は土藩の吉村寅太郎久留米藩の淵
上郁太郎を伴ひ世子歸藩途中より發する所の書を呈して調を請ふ監物三士を延
見して京狀の談話を聞く世子の書に曰く

一簡致啓呈候彌御安寧過十七日御地御發程被成候段承之欣喜之至存候拙儀無
異今般如願出立之儀蒙朝命昨二十一日京都出立道中無支順行致候御放念可被

成候借今度歸國に付是迄滞京中追々相交候有志輩之内土州藩吉村虎太郎久留米藩淵上郁太郎兩人彌勤王之事業相立度存詰居候付貴君御上京候は、萬端御依頼致度に付此度御旅中迄罷出旨趣申述候間懇願之次第心事切迫之趣に候間兼て周旋用掛り申付置候榎崎彌八郎寺島忠三郎兩人相添御旅中迄差越候に付彼等より天朝へ言上幕府へ建白之次第等委細御聞取被成尚可相成は各志士御呼出御直に心事御熟察被成往々厚く御待遇被成候は、萬分之御益も可有之相考候且御面會之節心事縷々御相談致度兼て相含居候處急速歸國に付遺憾此事に候先は要用而已大略如此尙時下別て御自玉專念仕候勿々頓首

初夏二十二日

再白薄暑之砌俄に御旅行別て御苦勞之御儀に存候以上

二日監物伏見を發し峨峨天龍寺の營に入る乃ち村田次郎三郎をして之れを坊城家鷹司關白家と所司代とに報せしむ三日召により村田次郎三郎坊城家に赴き左の勅書を授かる

吉川 監物

長門少將御暇に付被召寄候處速上京苦勞被思食候攘夷期限決定に付ては異船近海襲來之程難計不容易時勢に付帝都御警衛之爲暫滞京被仰付候尙爲國家盡力有之様御沙汰候事

五月

同日監物今田傳をして書を齎らし山口に赴かしめ世子の書に答ふ七日三條卿清水清太郎を召し禁關守衛の兵士に關して左の勅命を下さる

此度攘夷期限御決定に付何時兵端相開候事も難計實以切迫之折柄に候間先達而被仰出候御守衛兵士早々可被指出候御規則之儀は各藩相揃候上追々可被仰出候得共先五人に伍長一人二十五人に隊長一人づゝの振合を以粗隊長伍長相定但十萬石に乗馬二匹大砲一挺小銃三挺づゝ用意可有之事 五月
時に藩地に在りては是月二日攘夷期限決定の降勅並に幕令を藩内に布告し併せて警戒の令を發す士氣爲めに大に振ふ

攘夷之期限從朝廷之御沙汰書於幕府御觸書等別紙之通自坊城家被仰達候間彌以醜夷掃攘之軍備無緩せ可有覺悟候追々被仰出候儀も可有之候間爲心得觸達被仰付候事

世子の歸船是月五日徳山に達す世子此より上陸し留まること二晝夜實父兵庫頭兄淡路守等に會見し生母の靈牌を拜し七日徳山を發し八日山口に入り公に謁す九日世子公館に於て益田彈正福原越後浦靱負毛利登人前田孫右衛門宍戸九郎兵衛を召し藩政の伸張京都の近狀を議す十日朝世子山口を發し將に萩に歸らんとし夜明木に宿す同日午後米國船一隻長府の海上を過ぐ癸亥丸砲臺と相應じて之れを砲撃す馬關攘夷の第一着なり別章に詳なり十一日世子萩城に入る昨十日京都より歸着せる周布政之助をして政事堂に上り機密の事務に與らしめ遂に命じて麻田公輔と改稱せしむ大森事件以來實際は麻田公輔の名を以て政務に與れるも未だ公然の赦宥に至らずなり蓋し表面は猶謹慎屏居中なるを以て此日先づ命じて尋常の隱居に準じ更に隱居を以て政務に參せしめ六月九日に至り遂に其真申に因り公然改稱せしめしなり十二日大和彌入郎を土州に遣はし容堂と土佐守とに政之助再勤の事實を告ぐ同日諸臣土着の

令を布く事は別章に詳見す對馬藩の使節薦田徹助梅野唯助小郡に至り通關を乞ふて曰く外艦馬關襲撃の説聞ゆ故を以て本藩より壯士二十餘人を致して慈芳夫人を警衛せしむべきの命を傳ふるなりと是れより先き在京吉川監物從衛士卒の廩給は本藩の負擔する所なり是日監物使を河原町の邸に致して曰く明日以降は自ら之れを辨すべしと十五日坊城卿より防火の令を在京諸藩に頒つ因て京邸其旨を奉じて士卒を戒飭す

(防火の令)

東加茂川西堀川南二條北鞍馬口限之内出火之節人數可差出候事

主人出馬之節先學習院へ馳參以使者禁中武家玄關へ可相届申候武傳指圖次第

參内於武家候所天機可相伺

天機可伺事

着用火事裝束之事

小火暫時鎮火之節は主人不及參集候事

參集之節九門内乘馬不苦候事

九門外警固人數分配

清和院 土州
寺町 肥後

門外混雜候は、門内後院御築地際

堺町 長州
下立賣 仙臺
蛤門 水戸
今出川 備前

門外混雜候は、門内近衛家築地際

乾 薩州

門外混雜候は、門内近衛家四脚門邊

中立賣 因州

門外混雜候は、門内北側築地際

石藥師 阿州

禁裏御所

南門 御築地際 當時勤番 藝州

東門 同前 同

北門 朔平門前 同 奥平

西門 唐門清所門 會津所司代

此時に當り久留米藩の内訌長藩の盡力に因りて止み眞木和泉以下尊王攘夷派の志士難を免る是れより先き寺田屋の變後和泉等の國に歸るや一たび其藩に幽囚せられたるも長藩周旋の結果として和泉等亦赦免せられて此年二月四日家に歸る尋て和泉久留米侯の命を奉じ薩摩に赴く會、佐幕派沸騰し和泉の歸るを待ちて之れを捕へ併せて其同志の士十數人を幽閉し之れを刑せんとす同志小川佐吉等三人國を脱し京に入り五月六日朝河原町の藩邸に來り木原貞亮早川楯彦より

久坂玄瑞吉田玄蕃^{土州人歟}に送れる書翰を齎らし和泉等の厄難を告げ以て之れを救はんことを請ふ其書に曰く

一筆致啓上候先以兩尊君益御盡力と奉恐賀候然ば是迄不得拜眉差付申上兼候へども國家一大事之際に付不顧失敬御依頼申上候其故は弊藩眞木和泉當春幽囚赦免後正義之輩は孰も從順致し鼓舞仕居候處當四月十三日別紙之通俄に被召捕候付如何之譯に有之候哉と追々探索仕候處巨細は相分り兼候へども正義輩之内より三人反覆の者有之候より事起候儀と相見申候既に去る十二日極姦の者四人家中一統同意之趣を以參政へ相迫り申立候は眞木和泉初同志之面々不容易儀存立國家を騷し候國賊に付早々召捕不相成候ては國家の大害を生じ可申召捕方之儀は家中師範家へ被命候様若此儘被差置候はゞ一家中にて打捨候など相迫候付寡君より左様之罪狀も有之候はゞ役筋之者に爲召捕可申夫も掛念に有之候はゞ不目立候様亡命爲取押候様被命候由候處姦徒とも一家中へ召捕方被命若手向ひ等致し候はゞ勝手次第打捨候内命の趣觸廻り候付家中一

統我一に鎗鐵砲等得手々々持出悉く召捕申候然處昨今に至り候ては正義輩全く死罪被行候様若及延引候はゞ一家中にて打入候段又々相迫り候由誠以可思可恥之至に御座候寡君は和泉儀は毎々目通も有之尊王攘夷之談も有之候由大に被信居候付寡君之配意不大方儀と相察實に涕泣罷在申候既に姦謀彌相固り候上は國許にては盡力出來兼候付此上は兩尊君の御周旋を以乍恐朝廷より斷然と筋々へ御沙汰被爲在候様有御座度若及猶豫候はゞ國家覆滅にも可至と被察候付急速御盡力御周旋奉伏願候全體此儀は姉川英藏半田門吉より歎願可申之處兩人とも別紙之通幽囚と相成候へば通路閉塞にて不能其儀兩尊君へは兩人とも格別御世話に罷成追々御談申上候儀も有之候趣兼て承知罷在候付小子ともより歎願申上候誠以國家一大事之際に付返す々々も急速御周旋奉伏願候此一儀小子とも御願申候處にては却て國家之爲め不宜候付兩尊君之御探索之體にて御取計可被下候尙使へ申合置候巨細之儀は筆紙難盡心中御推察奉希候右大略御歎願申上度早々頓首

久留米藩

四月二十一日

木原貞亮

早川與一（橋彦のこと）郎

吉田玄蕃様

久坂玄瑞様 次第不同御免

尙以使之者元帶刀之身分に御座候へども當時國境等堅固に付帶刀にては何分出立出來兼候付態と町人體にて差上申候同人儀初て之上京其上俄出立にて萬端不行届に付何卒宜様御世話奉希候且眞木外記淵上郁太郎へも申越置候同人よりも御願可申上候

別紙

支配頭預嚴重幽囚同様

眞木和泉守

同主馬鶴田陶司

盜賊改方預幽囚同様

大島居菅太半田門吉姉川英藏

黒岩種吉江頭種八原道太

荒卷半三郎中垣健太郎淵上謙藏

角照三郎眞木菊四郎

宿許慎

早川與一郎樋口胖四郎佐田素一郎

加藤常吉田中茂五郎村井彌喜彌

佐田良三郎山本實柴山文平

酒井佛次郎

是に於て京邸の吏員議して曰く今や我公と世子と並に此地に在らずと雖ども亦遂に黙止すべからずと六日清水清太郎寺島忠三郎三條卿に謁して事情を上陳す其夕野宮卿より召あり、檜崎善兵衛往て候す卿曰く姉小路家に赴き命を聽くべしと乃ち同家に至れば左の令を授けられ且つ急に事を處すべきを告げらる

有馬中務大輔家來眞木和泉以下禁錮被申附彼是紛亂嚴重の所置にも可相成趣相聞候右事情難相分候へ共兼て正論有志之輩に有之候何分一先穩便之取扱相成候様鎮靜之儀周旋有之候様御沙汰候事

三條卿も亦佐々木男也を召して指示する所あり京邸の吏員議して吉川監物に謀り山縣九右衛門等をして左の書を携へ急に久留米に赴かしむ

(前略) 今六日別紙之通御所向より大膳大夫様へ御沙汰被爲在候に付早速急飛を以て御國表へ御注進申上候に付御直に被仰入候儀も可有御座候へども差迫候儀に付其内詰居之者差出右御沙汰之趣尙御役向方も御掛念之次第中務大輔様へ申上候様三條殿より屹度被仰聞候に付不取敢同藩詰居之内山縣九右衛門杉山松助差出申候間此段中務大輔様へ被仰上御前被召出三條殿被仰聞候趣尙御役向方御掛念之邊得と被聞召候様御取計可被成下候云々

松平大膳大夫様御内

五月六日

清水清太郎

有馬中務大輔様

御家老中様

(桂小五郎村田次郎三郎より藩地の有司に送りたる書)

(前略) 此度久留米藩姦黨大に跋扈致し眞木和泉其外正義之士二十八人嚴重に令禁錮世間へ秘し候て盡く死罪に處し候姦計をたくみ國中不一方騷擾實に安危之境に付有志之士三人竊に脱走致し一昨五日之夜上着昨朝罷越候て右之趣申陳血泣に不堪候何分にも御當家へ御縋り申上候付速に御救助被成下候様依頼仕候處御兩殿様御歸國中御事に付如何とも致し方無之候へども現に眞木和泉等儀は昨八月二日御當家へ被仰出候勅諭にて御赦免相成候面々之處未一年も不經姦吏の爲め非命に斃れ候ては第一勅諭之御旨趣も徹底不仕儀に付乍承片時も難默止次第に候間清水清太郎寺島忠三郎三條卿へ罷出委細申上置候處同夕傳奏野宮卿より御呼出に付檜崎善兵衛罷出候處姉小路卿に於て御達之趣有之候との事に付彼御方へ罷出候處早速御對顔被爲在別紙御沙汰御渡相成

尙又本文之趣至て急迫之儀に付宰相様精々御周旋にて早々御運び被成候様に
と重疊御口演にてても被仰達候次第に御座候間御沙汰書拜見被爲遊候上は屹度
御直翰を以御使者被差越中務大輔様に拜謁申上候上委細御直に申上候様被仰
付候はゞ御沙汰之御旨趣徹底可仕候何分右之次第に付ては於朝廷御役向方御
掛慮被爲成三條卿より佐々木男也被召呼御差圖被爲成候に付小五郎天龍寺へ
罷出別紙之趣監物様及御聞山縣九右衛門杉山松助被差越申候此段彈正殿へ被
仰上可被下候爲其如此に御座候恐惶謹言

五月七日

桂 小五郎

村田 次郎 三郎

七日山縣九右衛門杉山松助大坂に下る夜半津和野藩士小林彌助福羽文三郎大谷
莊太郎等追ふて大坂の旅舎に到り京都に還歸せんことを乞ふ蓋し津和野侯は久
留米侯の實弟なるを以て勅命を煩さず自ら志士救護の事に當らんと欲するなり
九右衛門等事急なるを以て之れを辭す彌助等已むことを得ず俱に船上りて西

下す在京久留米藩士渡邊内膳淵上郁太郎も亦三條東久世錦小路諸卿に依り鷹司
關白の内旨を得て來り會し俱に西下す内旨に曰く

關白殿御内命之趣渡邊内膳淵上郁太郎兩人歸國之上中務大輔直に面謁御主意
貫徹可申暢取扱方相濟候上は直様兩人とも上京國元事情逐一可申上候旨被命
候事

既にして九右衛門松助は同月十四日を以て久留米に達し老臣有馬主膳に移書す
ること再三夜に至り之れに面することを得て清水清太郎の書と勅諭の謄本とを
致す十五日二使藩侯に城内明善堂に謁し朝旨を述べ眞木和泉等の赦免を請ふ侯
之れを領す 山縣九右衛門の久留米侯に明善堂に謁するや反對黨の諸士堂の外に充満し書々とし
て將に不測の變を生せんとす山縣其不敬の舉動あるを顧みず侯の前に進み勅旨を述べ
畢り俄に佩刀を投出し自若として陪列の諸臣に謂て曰く勅旨は已に陳べ終れり是れより兩敬の間柄を
以て諸君に忠告する所あらんと久留米藩の爲めに利害得失を説き勅旨の奉せざるべからざる所以を繼
述し聲涙俱に下る一坐感動し反對 派諸士も亦爲す所なくして去る 是れより先き中山侍従も亦米藩の紛擾を聞き馬關よ
り瀧彌太郎赤根武人遊佐小六田代直郎三戸詮藏名島小々男熊野芳次郎河島小太
郎吉見範吉等を率ゐ同月十一日久留米に至り力を周旋に盡すも老臣等頑然應ぜ

ず堅く城門を鎖し入ることを許さず侍従怒り還て山賀驛に到る米藩士今井平次
 磯野平兵衛等九人馬を馳せて之れを追ひ懇請して其去るを留む時に九右衛門一
 行亦恰も久留米に達す十五日淵上郁太郎山賀に至り侍従に謁し還りて九右衛門
 松助に告て曰く余は中山公に誓ふに兩三日の後ち必ず和泉等を解放すべきこと
 を以てし公の去らんとするを留めたり兄等も亦書を弊藩の老臣に寄せて之れを
 督促すべしと是夜藩議沸騰し久徳與十郎石野道衛等密に和泉等を掩殺せんとし
 且つ其黨百餘人京に上り和泉等の犯罪を告訴せんとす郁太郎事の成らざるを察
 し怒て中山侍従の駐る所松崎に赴かんとす九右衛門等其或は自裁せんことを憂
 ひ書を瀧彌太郎赤根武人に寄せて豫め之れを警む十六日山田辰之允馬淵貢等中
 山侍従の旅館に赴き明日を期し和泉等を赦免すべきを以てし而して辰之允は長
 藩二使の旅寓に來り告ぐるに其事を以てす九右衛門又書を渡邊内膳に與へ勅旨
 復命の期迫るを告ぐ是日藩侯二使を饗せんとす二使之れを辭す夜に入り二使主
 膳に面す主膳明朝を以てすべきを約す十七日藩侯佐堂善左衛門をして二使の旅

舎に就き賜ふに銀二枚を以てし日暮戸田市十郎を以て二汁五菜の饌を遣らる是
 日藩侯親く反對黨を召し諭して曰く苟くも使節を拒まば勅旨に背き長藩との信
 義を失ふ我が藩安危の決此に在り汝等余が命に恭順せよと衆此れに従ふ乃ち命
 じて眞木和泉等を解放す津和野福羽文三郎桑本才三郎小林彌助等も亦九右衛門等と協議し頗る其力を盡したりと云ふ久留米藩の紛擾
 を鎮定すべきの勅書是日を以て山口に達す因て山口政事堂亦使節派遣を議す十
 八日久留米藩佐田素一郎を以て和泉等を解放せしことを九右衛門等に報告し併
 せて和泉等を親兵に編入せられんことを囑托す不慮の禍害を避けしめんが爲な
 り十九日九右衛門等歸途に就く中山侍従は其前日を以て發し萩に歸る二十日九
 右衛門馬關に歸り同所駐在の家老國司信濃に面し詳に事情を報告す時に信濃急
 に召さる蓋し米藩に使せしめんとするなり翌二十一日九右衛門信濃と共に疾驅
 して山口に至り狀を報ず公之れを聞き仍信濃に命じて久留米に使せしむ杉徳輔
 之れに副たり晦日眞木和泉山口に來り公に謁して恩を謝す公之れに親襲上下小
 袴各一國製大小刀并に銀五十枚を賜ふ同日九右衛門京都の藩邸に歸り久留米藩

家老の回答書を致して復命す即日清水清太郎は九右衛門と共に三條卿に謁し之れを報ず國司信濃は同月二十四日馬關を發して小倉に至り久留米藩士渡邊内膳池尻茂左衛門眞木和泉等に會して事を議し二十八日久留米に抵り翌日藩主を見て使命を傳へ國司家記に曰く二十八日久留米に達す其翌久留米侯之を學校に延見す二席あり侯上席に趨る老臣有馬監物之を遮て曰く使命を此席に陳ぶべしと親相面を正して曰く余の來る寡君の命なり豈に臣席に陳せんやと遂に進で侯の膝前に演言し且つ自己の意見を述べ侯善く之に答ふと六月五日馬關に着し八日山口に歸りて復命し久留米侯公に贈る所の糟漬鮎花布縮を呈す

五月十九日吉川監物二條城に伺候す小幡彦七之れに隨ひ馬關攘夷の狀を述べ禁闕近火防備の令下りたるを以て桂小五郎をして三條卿に謁し吉川監物は大膳大夫の名代なるを以て禁闕防備の員に補せらるべきやを候せしむ同日坊城卿より左の令あり

出火之節別紙之通防備令を云ふ物限有之候へども監物儀は旅館遠方之儀に付物限内たりとも御所より懸隔の場所又は小火之節は不及出馬尤御所近邊出火或は烈

火の節は早速出馬有之候様可被相達候

二十日坊城傳奏より邸吏を召し河野尙人之れに赴く口達あり曰く

監物殿二十一日巳刻參内相成候様との事

但諸大夫之間南之方御建物之所へ參着之事

一着服麻上下にて可然候事

一供連は勝手次第にて宜候事

一御臺所御門より參内之事

同日姉小路少將公知朔平門外に於て難に遭ひ遂に薨す翌二十一日少將の從士吉村右京土藩士二人藝藩士一人を伴ひ河原町の邸に來り俱に力を協せて刺客の搜索に従事せんことを乞ふ因て佐世八十郎品川彌二郎浪士北村北辰齋を遣り事を俱にせしむ少將の從士金輪勇朔平門外の難に隨ひ事に臨み遁竄し此日邸に歸る嫌疑を以て縛し之れを河原町の長藩邸に寄托せんと請ふ乃ち板圍の室を作りて之れを幽し仲間二人をして晝夜警護せしむ同日兩傳奏我長藩に命ずるに堺町門

の守衛を以てす其文に曰く

九口御門之内

堺町門

長州

昨夜於朔平門前邊姉小路少將刃傷之儀有之甚以不容易候間右御門今晚より固
之儀人數之儀は相
應勘考可有之被仰付候

尤晝夜折々見廻之事

此日吉川監物召に應じて參朝す村田次郎三郎之れに隨ふ三條西東久世錦小路三
卿之れに接し一橋慶喜の辭表鷹司關白に呈する内翰及び將軍小田原下向の請願
書を示し意見を諮詢せられ松平備前守上杉彈正大弼與平大膳大夫松平紀伊守
藝州の山内兵之助土州侯の弟も亦召に應じて同く參朝せり監物河原町の藩邸に來り
村田次郎三郎桂小五郎佐々木男也寺島忠三郎等諸員を會して之れを議し二十二
日監物學習院に候して三條西東久世錦小路三卿に面し左の書を上り大樹の東歸
を許し攘夷の實効を擧げしむべきの意を述べ

先般一橋中納言殿奉勅命尙幕意をも承り東歸致し當月十日を期限と定め攘夷
之處置に可被及之處閣老始同心仕候者一人も無之却て禍心を包藏致し候由横
議を生じ衆心不服嫌疑に相艱み勅旨貫徹仕候事中々以て不相成抑關東有司之
情實宇内之形勢不相察短才無智之身を以て攘夷之奉命に難相堪當職御免被願
出候に付依之大樹公一旦相州小田原迄罷歸勅旨貫徹致候様致所置重て上洛可
仕段言上有之候付去留如何被仰付候て可然哉御下問被仰付候に付愚考仕候處
勅旨速に貫徹不仕ては神州之隆替にも相係り實以不容易儀に付如願被遂御許
容早々東下攘夷之勅旨貫徹致候様被仰付候儀可然哉と奉存候事

但攝海防禦向等肝要之事に候處此度大樹公御巡見も有之候に付ては防禦筋
一定之見込可有之候間期限御定め早々相調候様被仰付度奉存候事

昨二十一日監物朝廷に上書し監物は太膳大夫父子に代り駐在するを以て禁關警
衛の人數を出さんことを請ふ其書に曰く

監物事宰相父子名代として先般上京之御沙汰蒙仰候に付早速上京仕候處此度

京都御警衛之爲暫滯留被仰付候段蒙仰候に付ては御所御近火等之節心得等之儀も御差圖被成下候處堺町御門宰相方へ警衛被仰付候付宰相方居合し候人數不取敢差出候へども元來監物事は宰相父子名代として上京仕候上は同勢等宰相方警衛所へ差出候儀は當然之事に御座候へども逐々心得方等御差圖被成下候儀に付同勢差出候儀も改て御差圖被仰付度奉存候事
二十二日朝廷勅を監物に賜ふ曰く

吉川 監物

右長門宰相父子爲名代上京警衛被仰付置候處此度非常之儀に付堺町御門長州家警衛被仰付候條監物同勢の儀は長州家同勢へ相加候て致出張候様被仰付候事

藩地に在りては公此日益田彈正に上京の命を下す翌二十三日佛國船馬關を過ぐ長藩之れを砲撃す別章に詳なり是れより先き公既に湯治と稱して山口に移る爾後百事皆移鎮の準備たらざるなし遂に移城の申請書を京邸に送り是日之れを閣老に致

す其文に曰く

私居城長門國指月之儀は同國阿武郡之片隅土地卑下人氣狹小之所柄に御座候當時外患切迫之儀に候へば同國豐浦郡赤間關を始周防國佐波郡三田尻熊毛郡室積等要津多く且平遠之陸路も不少旁西北海よりは南海之方別て敵衝に相當候然處是迄之通一郡片隅之地に罷居候ては西北海は且々も耳目可及候へども南海之儀は兎角氣脈を通兼候付萬一之節指揮號令差障可有之就ては防長全國之邊備は十分相調不申節角攘夷之期限御決定之砌肝要藩鎮之任難堪哉と甚以恐縮罷居候依之末家并家老共及評議候處周防國山口は領海にて中央之地四方へ之號令自然と響涉り候形勢に付右地に罷居三面海邊之指揮仕候はゞ進退動靜其機に中り候様可相成に決定仕候私十三代之祖輝元慶長年城地相伺候指月へ金銀其外家來中妻子をも差置山口には側廻り相勤候者計召連常々罷居他國使者之引請等仕候様との御内差圖も御座候處古今時勢之違ひ敵情之變りも有之儀に候へば至于今は山口を以金銀其外之置所と成し指月は勿論桑山等を以

て他國使者之引請場とも仕度奉存候乍爾山口之儀は全以城構等仕候儀にては無御座眞の土居取立手近に召遣候家來計差置候て指月之儀は番兵籠置城下警衛嚴重申付藩鎮之任是も奉遂其節度決定申上候儀に御座候間當御時勢之儀格別之筋を以宜様御差圖被成可被下候以上

松平 大膳 大夫

二十四日鷹司關白其邸の警衛を我邸に囑托す又坊城家より邸吏を召し示すに長藩の擔當すべき洛中巡視の區域を以てす曰く

一 堺町御門より最寄り堂上邸宅見廻り

一 倉橋の外丸太町通を内丸太町通夫より内榎木町通堂上

右晝一回夜二回巡視の事

二十五日堺町門出衛人員の服務令を定め宗藩長府岩國の士人等七十五名を五組に部署し以て出衛せしむ齋藤篤信齋の五男五郎之助弟九一郎門人北村北辰齋久保無二三等十餘名來て長藩邸に在り長藩士人と同じく事務に服す據夷の期迫るに及び五郎之助等數人は馬關に下り其殘員久保無二三北村北辰齋後藤又兵衛等數人は此七十五人中に加はれり

此度堺町御門非常御警衛被仰出候に付別紙之通被仰付候間萬一之節不覺悟有之候ては奉對朝廷不相濟儀は不能申御瑕瑾にも立至り候儀に付詰中別て厚く相心得晝夜無怠可有所勤事

一下座之事

非常之儀に付關白殿御始官方門跡方堂上方總て下座禮節に不及候事

一 假番所御取建之事

御門内番所總渡切に不相成候間下陣御門内外空地之場所へ手前にて被取建候事

一 御門之事

晝之間は名前不相糺暮より四つ時迄は潛り差寄置往來之者御所内攝家方官方門跡方堂上方御家來も名前往き先相尋可差通候四つ時より潛締切り前段之通名前相糺可被差通候事

一 武器之事

槍被立置可然鐵砲五六挺は持參可然候事

此廉被仰出候へども人數に應じ其藩々之心得を以て相備候様之達有之候事

一見廻り場所の事

御築地外堂上方折々見廻り氣を可被就候事

下座其外之儀別紙之通從朝廷被仰出候付厚く可被相守交代其外之儀は左之通被仰付候條可被相心得候事

一朝五時交代被仰付候條無遲滯可有出勤候事

但小銃は勿論非常御手當道具日々可被相改候事

一銘々下人召連候儀に付私用は萬端下人へ申付匹夫之者といへども御警衛のため被差出置候者へ勝手に用向申付候儀可有用捨候事

但銘々下人へ喧嘩口論は不及申總して不作法之儀無之様兼て手堅く可被申付候事

一於詰所禁酒勿論之事

一火用心別て肝要之事

二十六日馬關に於て蘭船を砲撃す別章に詳なり乃ち三戸詮藏久坂玄瑞檜崎彌八郎をして疾行京都に赴き戰況を報じ且駐京有司と謀り其名を以て四月二十八日の幕令に關し戰端已に開く今にして奈何ともすべからざるの意を幕府に進言せしむ詮藏等五月二十七日山口を發し六月朔京に入る又玄瑞が從來の勤勞を賞して親襲の小袴を賜ふ幕府に上りたる書に曰く

魯佛英和米葡字之國々和親交易申渡之儀公方様御留守中と申殊に和蘭も同様之御所置と相成候儀は御主意柄難相分候付右之御主意此度尾張大納言様御上京御窺相成候間夫迄之處は此迄之通穩便に相心得候様於江戸御内達之趣大膳大夫於國許奉承知候然處先達て五月十日之期限拒絶之御達被仰出候付ては大膳大夫領海來航之夷蠻は打拂之沙汰嚴重申付既に當月十日同二十三日同二十六日長門國豐浦郡赤間關港内通行之異國船及掃攘彼よりも及手向大砲等打放

候段其度々御届申上候通最早兵端相開候參掛に付今更今般御内達之通穩便之
取計と申筋には難相成候付是迄之行掛を以打攘候外致方無御座候間其心得に
罷居候旁之趣御斟酌可然御聞置可被下候此段申上置候様大膳大夫より申付越
候付申上候以上

松平大膳大夫内

二十七日宍戸丹後參朝し村田次郎三郎之れに従ふ御太刀馬代黄金十兩を獻し世子歸國の恩を
謝す勸修寺家之れを執奏す丹後乃ち有栖川宮鷹司關白兩傳奏中川宮近衛前關白
の邸に歴候して歸る坊城傳奏より邸吏を召して村田次郎三郎之れに赴ク更に宮門警備の令を下
す

堀町御門	長州
石薬師御門	阿州
中立賣御門	因州
清和院御門	土州

下立賣御門	仙臺
乾御門	薩州
蛤御門	會津
今出川御門	備前
寺町御門	細川

右之通三門宛組合せ三番にして築地内廻番致候様との御事

(此外在京諸藩皆警衛の部署あり)

是日小幡彦七京都を發して江戸に赴く二十八日坊城傳奏長藩に令して錦小路橋
本兩卿の參朝若くは他行の時兵士二人を出して之れを護衛せしめ又吉川監物に
命じ藩士二人を出して澤宣喜卿の護衛に充てしむ二十九日坊城傳奏令して伊勢
の人大路陸奥の保管を我藩に命ず陸奥犯罪の嫌疑あり朝廷松平安藝守に命じて
之れを捕ふ是に至りて此命あり長藩在邸の人員少きを以て之れを辭す坊城傳奏
更に諭すに陸奥が大罪の嫌疑者にして他藩に托し難きを以てし強て命を奉ぜし

む晦日錦小路橋本二卿の護衛を免す蓋し陸奥を保管するの故を以てなり是時に當り閣老小笠原圖書頭等兵を率ゐて海路大坂に來り將に京都に入らんとす其意測るべからず聞く者洵々たり有志の公卿長藩の武威を藉り由りて以て之れに當らんと欲するの情亦更に切なり六月朔日詮藏玄瑞等京都に入る此頃坊城傳奏邸吏を召し村田次郎三郎之に赴く授るに米國船砲擊に關する褒勅を以てす其文に曰く原文此の如し當月は去月の誤書なるべし

長門宰相

當月十日夜亞墨利加船長門國豐浦郡府中に碇泊有之候處大砲數發打拂候趣達叡聞候處兼て被布告有之候拒絕期限不相違速及掃攘候段叡感不斜候彌以勉勵有之皇國之武威を海外に可耀様御沙汰候事 六月

同日吉川監物幕府の召に因り二條城に登り將軍に白書院に謁見す滯京大儀の親諭あり二日坊城傳奏復邸吏を召し檜崎善兵衛赴く公父子中一人の上京を促すの書を授く其文に曰く

長門宰相

追々切迫之時勢深被惱宸襟候就ては御用も有之候間父子之内申合早々登京可有之御沙汰候事 六月

久坂玄瑞等和蘭支那二國に對する朝廷の方針如何を窺はんと欲し村田次郎三郎等と相議し書を以て指揮を請ふ其文に曰く

外夷拒絕之叡旨下田神奈川之兩條約可被成御破却と之御事は兼て奉窺居候處唐蘭之儀は往年より和親交易仕來候國柄に御座候へば癸丑戊午之御取締は素より御違變可被仰付候へ共其餘は癸丑戊午前通にして被差置候に御座候哉追々被仰出候趣にては外夷は何國も同様右二國とても拒絕被仰付儀にて可有之と被奉察候旁御間申上候間御差圖可被下候以上 六月二日

後朝廷付箋して之れに答ふ其文に曰く

唐之儀は往年より貿易之國柄戊午以前之通先被差置候事於蘭は癸丑戊午條約取締諸蠻同様に候間今度破約之事

七日坊城傳奏邸吏を召し村田次郎三郎更に朝旨を傳へ公父子間一人の上京を促す

長門宰相

過日父子之内申合急々上京可有之被仰付候處追日切迫之時勢深被惱宸襟候自國海防於指揮も可爲緊要候へども方今情態不容易候間急速上京可有之再應御沙汰候事

又別に糊封の密勅を下し老臣のみ之れを披見すべきの言あり蓋し小笠原閣老の上京は事體尋常ならざるを以てなり勅に曰く

小笠原圖書頭上京之子細不容易情態之旨趣と相聞候何様之儀も難計候間其心得可有之内々御沙汰之事

乃ち久坂玄瑞をして勅書を奉じ即夜首途歸藩して公に報せしむ京邸の有司等議して以爲らく今公と世子とは封内の事多端にして去るべからず宜く上京の猶豫を請ふべしと八日村田次郎三郎をして吉川監物に面し鷹司關白に申請せんことを乞はしむ監物之れを諾し九日關白の邸に至り猶豫を請ひ關白の命に従ひ十日

書を以て更之れを申請す

此度長門宰相父子間御用有之上京可仕奉蒙仰不取敢可罷登筭に御座候處先月以來領内於赤間關夷船掃除非常參掛り候付暫不奉蒙御猶豫之御了簡候ては難澁相考申候乍恐御用筋は不被奉計御事に御座候へ共微力之私にても相叶候御儀に御座候は滞京中の事に御座候へは暫相勤候心底に罷在候以上

吉川監物

按するに六月八日堀眞五郎吉田榮太郎淀に赴き事態を偵察す翌日二人寺島忠三郎品川彌次郎に送れる書に曰く昨日淀邊へ罷下り圖書頭の探索をいたし候處居處は西國往還筋より大橋を越候て池上町にて舟角と申小休の茶店に直様止宿致し居最早十日許にも相成候由且淀より夜白嚴重の廻番のみならず幕吏とも夜に入候ては三十人程宛ダール銃を所持致し城下横行非常を戒候容子に御座候且又一昨日より毎日幕人とも淀へ這入候由昨日の處にては二千近くも人數可有之杯逆旅にて止宿も不足事ゆへ脇々へも宿を命候程との事に候へ

とも定めて右半分位も人数は可有之歟も難計事に御座候今日將軍の下坂伏見にて淀舟四百五十艘人足四千人大樹は船にて御座候右此度の下坂は圖書に遇度き爲には無之哉又は自分浪華に避候て圖書を是非とも上京せしめ候積ともには無之哉云々

當時志士等の憤激殊に甚しく時山直入の如きは淀に下り圖書頭を刺さんとするに至れり會、圖書頭等將軍の命に接し京に入るに至らず既にして將軍大坂に下り圖書頭を黜け幾くもなくして江戸に歸る故を以て公父子中上京の事亦止む

藩地に在りては五月二十七日世子急に萩を發し馬關に赴く六月朔日復米國軍艦と馬關に戰ふ別章に詳なり偶、姉小路公知遭難の變馬關に聞ふ島原藩士丸山太郎馬關を過ぎ京都不穩の狀を語る前日中山侍從馬關に來り清末侯と俱に世子の館に會し弟子待に至り警備を巡視し是日此報を獲て即日去て京都に赴く杉山松助之れに隨ふ藩中の志士及び來寓の浪士等も亦與に隨て上京する者多し六月五日馬關戰争起るを聞き途

より還る者亦少からず又藩中の志士河上彌市山田寅之助來島小祿石川山平堀彌四郎元森熊次郎宮口清吉は將に發程せんとし是日朝開戰の報を獲て乃ち抽籤を以て去留を定む河上宮口二士留在に中る是に於て二人は馬關に赴き戰鬪の狀を探る偶、高杉晋作奇兵隊を編成したるを以て二人此隊に投入す餘の五人は東上す又遊寓の他藩士中船を馬關に候て程に上り周防豊後間の海上風浪に遭て碇泊し此戰報を獲て馬關に還歸する者あり桂小五郎の大坂より二日入江九一赤根幹之丞山口に來り姉小路の遭難と京都不穩の狀とを述べ公驚き重臣を召し事を議せんとし穴戶備前毛利筑前福原越後を山口に召す三日世子山口に還る五日佛國軍艦と大に馬關附近の前田に戰ふ別章に詳なり六日山口各口の警備を嚴にし又藩内に令して流言浮説を戒む其令に曰く

當今外患屢々差迫候に乘し流言浮説を以人心を動搖せしめ御政道之妨に相成候様相巧候族も有之哉に相聞以之外之事に候右體不心得之者於有之は巨細穿鑿之上可被處御軍律爲心得内意相達候事

是日高杉東行を以て世子の親衛士と爲し急に馬關に赴かしむ其建言に因り馬關守衛の兵制を畫策せしめんが爲めなり八日阿武郡當島管内の農民等道場を借り武技を演習せんことを請ふ其平生習ふ所は野仕合なるを以て未だ足らずとする

なり因て之れを許す同日中山待從京都に着し木屋町の長藩邸に寓す眞木和泉亦京都に入る

此時に當り長藩頗ぶる小倉藩と異議あり遂に朝裁を仰ぐに至れり始め五月十一日馬關砲臺に於て前日外國艦を砲撃せる餘彈の大砲中に存するものを發放す其彈丸小倉管内楠原村に墜つ十七日小倉藩より河野四郎岡田潤之助依田源三郎の名を以て書を馬關出衛の吏員に送り曾て會議する所に従ひ大砲試發等は豫め之れを通知せんことを照會す是に於て吉田彌門志道久米之允より書を以て之れに答謝す往復の書牘を一見すれば彼我各々含む所なきものゝ如しと雖ども長藩の本意は攘夷を以て國論と爲し勅諭を以て國是と爲す幕府亦既に拒絶を布告す故に其外舶を砲撃するに當り彼の傍觀して動かざるを見て決死の士等窈かに之れを憤り偶其砲中に装填せる彈丸を對岸の小倉領に砲射せしなり倉藩は之れに反し重きを幕命に置き以爲らく朝廷既に攘夷の策略を以て幕府に委し幕府は諸藩に諭し其命を待て實行せしむ今遽に之れに違ふべからずと當時諸藩の見る所

概ね此の如くなりしなり因て自重して動かす窈かに長藩の輕舉を危む會長藩成兵の發砲して其領士を驚かすあり倉藩は勢之れを以て壯士等の故意に我を脅すものとせざるを得ず乃ち書辭を婉曲にして暗に其輕舉を諷するなり而して長藩は別に見る所あり固より倉藩と其動作を同くすべからず且つ長藩已に砲撃を實行し外艦平然として對岸の濱海を往來し以て我を惱ます是れ人情の憤懣せざるを得ざる所なり是れより長倉漸く隙あり十七日長府の家老三吉内藏介山口に來り益田彈正に謀て曰く

先達て拒絶之儀被仰出有之候付兩度迄は攘夷仕候處其節兩度とも小倉地へ寄り乗去残念之次第御座候然處今般於幕府尾張大納言殿上京之儀に付御回狀之趣も有之實に因循之次第に付各國其下知を守り候も難計左候へば終に五大洲之軍艦馬關に引受候様に立到候儀と被相考候付大膳様御決心之處得と窺置度奉存候

公彈正をして之れに答へしめて曰く

攘夷之叡慮は昨年以來親しく御窺取に相成居且又先達て幕府よりも布告有之事故只今に至り幕府より如何様之御達有之候とも最前布告有之候事に付絶て御構に不及是迄之通御打拂相成可然との御事且又列藩幕府よりの御沙汰に托し攘夷因循に仕候とも於此御方は天下に先立攘夷之功を被奏度御趣意に候へば五大洲之軍艦を馬關に引受候儀は初より御決意にてこそ馬關の戦闘も被仰付候事故旁以前之通宰相様思召之處宜左京亮様へ可被仰上候様との事十九日小倉侯其臣原治兵衛飯森辰藏を山口に遣はし出頭人に接し公に贈るに絹縮二段を以てし且照會して曰く

赤間關御領分之内御臺場御座候はゞ致承知置度並於同所御相圖之御定も有之候はゞ是又致承知度且又此方相圖之儀は藍島馬島境鼻港口大里葛葉梶が鼻速戸等にて異船見掛次第段々に大砲三放宛之相圖に付御承知置可被下候事一救援之儀可然御頼之事

一葛葉 大里

右兩所砲臺より御領分に矢玉相届も致まじく候へども爲念矢先御斷之事一大里より東の方は時宜により臺場外往還より致砲發候儀も可有之候間此段も爲念御斷之事

因て之れに答へて曰く

赤間關臺場并相圖等御承知被成度段致承知候彼地は末家左京亮へ配地之儀故諸警衛向彼向へ申付此方よりは救援之兵差出置候間前段之儀は左京亮方より御承知被置可被下候其外廉々致承知候尙追々及御乞合候儀も可有之候

既にして第二回の砲撃に際し小倉藩應援せず馬關衛成の壯士等之れを憤り太田市之進野村和作長府藩の生駒時三郎磯谷謙藏松本濤庵翌二十四日小倉に至り其藩吏大池金右衛門高橋唯之允に會し詰問書を送りて回答を求む其文に曰く

一五月十日攘夷期限之御沙汰に付御臺場等も御出來の處夷船通行の節砲發無之儀如何に御座候哉

一隣國之儀兼て救援は私にても御助合可仕況皇國之御爲筋に有之處無其儀様

相當り申間敷哉

一合圖之儀藍島馬島堺島湊口大里葛葉梶ヶ島速戸等にて夷船見懸次第段々大砲三發宛御合圖有之様前以被仰越候處先日以來兩度共無之如何御座候哉

一攘夷之儀若弊藩と違却の筋合にも相成居候へば京都御伺立不仕候ては不相濟と存候

一夷船通行之節一方海岸にては一々打留候儀も無覺束其節之模様ニ寄り強て矢先にも難致關係御領地へ着彈も難計此段御承知被置度候

右條々畢竟御隣國對門之場所柄に付双方とも別て違亂之儀無之様御熟談申上度罷越候へども兎角御引受彼是六ヶ敷候間無餘儀大意之處一ッ書を以申上置候以上 五月二十四日

小倉藩之れに答へて曰く

一五月十日攘夷期限之御沙汰右は拒絕期限と被相心得候猶又御談判中家來未々に至る迄無謀過激之所業無之様被仰出居候に付於此方不致砲發事に御座

候

一救援之儀も右に準候乍去御領自然危に至り候はゞ人數差出候は勿論之事に候

一合圖之儀も彌被仰出候迄に無之候へば爲致不申候

一攘夷之儀も前段之趣意に付一と通の通舟碇泊等は不打拂心得に御座候間貴國と相違候儀も可有之京都へ御伺立之儀御勝手次第可被成於此方は先達て被仰出候通將軍職是迄之通諸大名指揮御委任被爲蒙仰候上は將軍家之命令則叡慮と相心得候

一夷船通行之節一方海岸にて一々可被成御打留候儀無覺束候段無餘儀次第にて前斷之趣意に付於領海御打拂之儀は何とも難申此方海岸之儀は猶御差圖まで不打拂心得に付御打拂不被下候とも御不覺には相成間敷様存候襲來候はゞ御互に救援可致候

右に付御矢先之儀は成丈け御斷申度候

長藩は専ら勅諭を奉じ倉藩は幕令を顧慮す其所説の相容れざる亦怪むに足らざるなり市之進等怒りて更に一書を遺して去る是れ他日長藩士等が小倉領内に侵入して自ら砲壘を築くの原因なり其書に曰く

寸楮呈上仕候然ば尊藩御返答之箇條に付乍失敬心事及御相談置候處就中弊藩砲發御領地へ着丸之處成丈け御斷との事に候へども此段寡君より兼て入御承知置度御達仕候事に付尊藩一切御砲發無之候はゞ勅諭へ奉對不得止事時宜に寄り一々用捨可仕様には難相成段精々御論申上候通に候間猶篤と被仰入被下度様乍此上推て奉願候拜具

是に於て長藩は久坂玄瑞等の京都に入るを機とし公卿の間に訴ふる所あり小倉藩も亦之れを幕府に訴へ其指揮を請ふ乃ち六月五日朝廷在京小倉邸吏を召し授るに勅諭を以てす其文に曰く

小笠原右近將監

去月於長州赤間關夷船打拂候處應援之儀も無之趣相聞候尤開兵端候上は臨機

互に相助防戰可有之勿論之儀候殊赤間關は海門要衝之地に候へば夾擊應戰醜夷掃攘可有之様御沙汰候事

六日坊城傳奏より勅を各藩に傳へ長藩と互に應援掃攘せしむ久坂玄瑞勅文を奉じて急に藩地に歸る朝意既に斯の如し獨り幕命に安んずべからず小倉藩乃ち翌七日を以て留守居關十郎左衛門より書を老中板倉周防守に進致し幕意の決する所を質す答へず十日十郎左衛門は更に大坂に於て書を板倉閣老に出し其答を促す顧ふに小倉藩は幕府譜代の諸侯にして恩を徳川氏に負ふこと最も深し故に義として幕令を重んぜざるを得ず然れども勅命一たび下れば固より恐懼誠省する所なかるべからず故に此質問あり而して閣老の指令する所左の如し

書面之趣は於京地松平肥後守より可相達にて可有之旨可達事

指令の旨姑息の言たる固より明なり小倉藩頗ぶる其進退に惑ふ蓋し當時幕府進て紛糾を解くの策なく内は朝廷と大藩とを憚り全く鎖國攘夷の論を排斥するに至らず外は外國を憚り拒絶の意を宣言するに至らず趨趨逡巡の間に攘夷の氣焰

益、昇れり

一六六

此時期に屬する長藩雜事の著しきものを擧れば藩庫金穀の出納は從來藏元役用所役所帶方役返濟方等の判決捺印を用ふるの制なりしを四月十日改めて藏元役の捺印のみを以て出納計算せしむ國事の多端に隨ひ事務の敏捷を圖るなり五月政務役の事務多忙なるを以て其職務を分割し諸臣の家督相續養子結婚等の辭令は直書役の分任とし支藩四家交際の事務は密用方の任とし例規に關する公式の文書は記録所右筆役の任と爲す其十四日記録所役の名稱朝廷に憚る所あるを以て改めて出頭人と稱し奥番頭を兼しむ六月四日小郡部を罷め山口に併合して吉敷郡と稱し一部局と爲し又徳地部を罷めて三田尻部局に併合す五月十六日大砲鑄造の料に充んが爲めに殿舎并に菩提所寺院に命じて銅材を上らしむ其令に曰く

攘夷之御手當に付數多の大砲鑄造可被仰付之處古銅不如意に付地町其外持合の銅器類爲差出候儀は勿論先年勅諭を以被仰出候寺院の梵鐘佛具に至る迄御

取上可被仰付候付先づ御殿廻り銅屋根周の渡樋其外の銅器并に御菩提所寺院の器具等最第一に不被差出候ては御主意貫徹難仕に付取集鑄崩被仰付候事後六月六日に至り寺社奉行に命じ萩城内其他郡村の寺社を巡檢し梵鐘諸銅器を收めしむ初め公の山口に移居するや五月十一日諸職員の家族を移すを許し其明日益田彈正書を在萩の宍戸備前等に送り諸公子夫人の徙居を促し且つ梨羽直衛をして往て公の意を傳へしむ彈正の書に曰く

一筆令啓達候此度亞墨利加船討拂被仰付候付ては此後何時來襲も難測に付節角攘夷御策略を以山口御遷居之御積も被爲在當節御滯留をも被遊候旁別紙廉書之通差向儀片時も早く其取計仕候様にと重疊被仰出上々様方御引越之一條は委曲梨羽直衛に被仰含候儀に付於其元諸事其御僉議相成御沙汰筋夫々可被成御運候於爰元も御待請萬端早速及詮議諸沙汰取懸り可申旁爲御承知如是御座候

一上々様方急に山口御引越尤御住居所之儀は當分寺院にても御借受之事

一六七

一御靈社之儀は三の宮今八幡之間へ當分御合殿之事

一御寶藏の儀は長山御藏へ當分諸御什物御納め置之事

一山口諸口之兵備早速に御整之事

五月六日萩城内靈社の神主を椿八幡社に移し洞春寺天樹院妙玖寺に安置する歴代の靈牌木像を大照院に移す又公子諸夫人先後山口に移り概ね皆寺院を借りて其居館に充つ興章院夫人は十七日慈芳夫人玉温院十九日芳春院は二十一日禰之丞公子は二十三日公の夫人は二十五日世子の夫人は六月四日後ち幾ばくもなくして行政軍務の諸局も亦皆山口に移る

當時諸民攘夷の資を獻する者漸く出づ正月十日封内の盲男女より金若干を獻じて軍費に充つ四月十四日萩の油商數人銀七貫五百目を獻す五月十七日萩西田町の商樽屋新七馬關出衛諸士の爲めに排暑藥五千貼氣付藥五千貼を獻す二十二日萩濱崎の商須子正五郎銀三十貫目を獻す六月七日阿武郡小畑村永照寺の住僧紙幣五百目銅錢二百五十目一萬五千枚を獻し同村の僧光嚴傷創油藥火傷藥各千員を獻す九日前大津の郷士山本七右衛門銅器類五十九貫五百六十目柵五千把杭二萬

本を獻せんと請ふ之れを聽す山代管内都濃郡金峰村眞光寺住僧金百匹を獻し軍費の萬一に充てんと乞ふ亦之れを允す鯖山禪昌寺の住僧本果も亦松材二千六百方寸價銀紙幣一貫四十目杉材一萬千五百八十八方寸價銀紙幣二貫三百十七匁六分及び米十苞を獻せんと乞ふ米を除くの外其請を聽す爾後此類枚擧に遑あらず

志道聞多井上伊藤俊輔等五人の英國に赴きしは此時期に在り是れより先き四月十八日志道聞多の世子の近侍職を免じ繁澤石見の家臣山尾庸三を擢て、士席に準じ野村彌吉を加へて三人に五年の暇を賜ひ航海業の修學を命ず其諭告に曰く三人御暇被下候は、於干下心遣仕外國へ渡航し學校へ入込修業仕度由兼々内願之趣被聞召上候處此節之時勢にては幕府へ御申立にも難相成候間右内願之趣御許容難被仰付候乍爾一旦兵端を開絶交之上にては外國の長技も御採用之思召も難被行届候儀に付右三人共五ヶ年之間御暇被下御暇中於干下宿志を遂候様心遣仕後年に至り罷歸り候は、海軍一途を以御奉公仕候様心掛可申之旨

御内命被仰聞候但三人へ對し稽古料として御毛元より金子可被立下候

^{志道聞多}
^{此時思ふ}
^{所あり養}
^{家を離れ}
^{井上に復}
^{せり}

五月十一日夜井上聞多^{野村彌吉}^{後の井上勝}遠藤謹助伊藤俊輔山尾庸三横濱にて英船キロセツキ號に搭し翌十二日英國行の途に上る謹助は小幡彦七に依りて此行を企て又俊輔は京都に於て横濱に赴き船齋の兵器を購ふべき命を受けたるも其事は横濱に賣品なき爲めに成らず遂に一行に加はれり既にして皆上海に抵り是れより分れて聞多俊輔は共に一帆船に乗り彌吉謹助庸三は共に他の一帆船に乗り各喜望峰を回りて英國に向ふ航海中各其船長の命に依り水夫の業を執り頗る艱苦を嘗む航海の業を修めんと欲するの意を船長に告げしを以てなり
當時外國行は素より國禁たるを以て志道等は竊かにジャルヂン、マチソン商社の支配人英人ガールに頼り此行に就く乗船前斷髮し夜中密かにガール居館の庭に入り屏息して待つ會、ガール心變し其行を拒まんとす志道等既に意を決し且つ既に斷髮す固より中止すべからず遂に大にガールと争ひ其志を達することを得たりと云ふ

井上野村山尾三人の洋行は公の内許に出でたるも當時の事情公然命令すべからざるを以て表面脱走の體を装へり伊藤遠藤の此行に加はりたるも亦默許する所たり此洋行に就ては周布政之助より江戸の豪商榎本六兵衛^{大黒屋と稱す長濱支店を伊豆倉と云ふ}の手代佐藤貞次郎に密かに依托する所ありしと云ふ後年貞次郎の其事情を叙せる筆記あり左に抄出す

(貞次郎の筆記抄)

扱又一日^{何日と云ふは忘れたり}周布政之助君と小幡彦七君との書翰にて一方の茶屋より予を迎に遣はされし故に直に同所に至るに時正に燈を點する頃なり依て案内を乞ひ座敷に至り見るに右兩君は煙草盆に向ひ端坐して居玉ふ予進て一禮し了る其時周布君云く貞次郎に改めて頼度ことあり其次第は長州に於て一の器械を求度思ふなり其器械と云ふは人の器械なり今熟、世態の成り行を考ふるに尊王攘夷は勿論にして諸藩輿論の赴く所なれども是は一旦日本の武を彼に示すのみ後必ず各國交通の日至るべし其時に當て西洋の事情を熟知せずんば我

^{此記事必}
^{ずしもの}
^{確し}
^難
^五
^船
^五
^日
^誤
^は
^是
^井
^人
^と
^の
^英
^國
^の
^係
^人
^と
^の
^編
^下
^卷
^第
^六
^編
^補
^を
^參
^看
^す
^べ
^し

國之一大不利益なり依て其時に用る所の器械として此度野村彌吉山尾庸三の
 兩人を英國に遣し度思ふなり其儀に付ては英人ガールも畧承知の由なれども
 周旋は其方を見込み頼み度思ふ故密事を吐露す其方の意如何諾するや否や其
 時予も其方を見込密事を吐露するとの一言に感憤し答て云ふ予を見込ての御
 頼み一命に換ても周旋可仕小幡君云く此事毫も他人に洩るゝことあらば長州
 に二心あるが如し可秘のことなり予云く此件必ず他に洩すこと有るべからず
 御安心下されたと然らば満足せり夫より藝妓も來り酒肴も出て其夜十二時
 を過て予は歸宿す其夜志道聞多君予が旅宿に來られ心事密々の御咄しより此
 度は是非とも洋行致し度し付ては右の次第周布方へ申入を頼み度趣きなり依て
 予周布君に行き右の件々相談の中伊藤君も斯の次第なる故洋行の人は彌四人
 と決定したり扱又長州公より御馳走として三本木の茶屋に於て終日の御馳走
 あり福原清介君の御取持にて桂小五郎君日下義介君も御出あり其節加茂川の
 鮎魚でんの味は未だ忘れざるなり夫より予は直に京都を出立の心組なれども

四月十一日故天皇石清水八幡へ御幸被爲在に付二三日出立を見合せたり彌其
 日に成りければ午前三時頃なり三條衣棚町に於て拜見す諸大名の御供にて誠
 に目を驚す壯觀なり同十三日京を出立し尾州名古屋に所用あるを以て同所本
 町六町目桑名家に投宿す伊藤君は四月二十日頃江戸屋敷を差し御下り其節宮
 宿より書狀を以て右の趣予が旅宿迄御通知あり予は同月二十三日尾州名古屋
 を出立し同月二十七日横濱に着す扱又京都の件々横濱には外に相咄す人無く
 只伊豆藏店支配人善兵衛常七今榎本六兵衛と主人六兵衛のみなり時に六兵衛云く此
 件は密中の密事大事なり萬々一露顯に及ばゞ大六大黒屋六兵衛の身代は勿論場合に
 寄ては身命にも可拘なり是は只横濱辨天通四丁目大黒屋貞次郎のみにて可引
 受主人は不知こと、せん併し萬一露顯の日に及ぶときは金錢を以て難を免る
 ゝ道あらば大六の身代を傾くるとも可相救此度のことは無據ことなり十分に
 力を盡すべし時に依ては假に暇を出すの日も有るべし去ども給料小遣は可送
 と云れける此言予が心に於て快とするや不快とするや去ども京都に於て命に

換るの一言あればケ様のことは御國の爲とし思へば耳にも不入なり扱五月二日には洋行の方々五名にて横濱に來り或は神奈川臺町下田屋に泊し横濱神奈川の中を往來す其方々には伊藤俊輔君志道聞多君野村彌吉君山尾庸三君遠藤謹助君外に村田藏六君是は諸事周旋する人なり又遠藤謹助君は江戸御留守居役遠藤多一郎君の弟なる故江戸屋敷に於て俄に洋行を思ひ立しことなり又英一番館の船に乗船し洋行することは山尾君とガールとの間にて事成れり斯て五人の方々は御國元は脱走の由なれども内實の云々有之ことなれば江戸屋敷に於て一人金三百兩都合千五百兩の御手當なり然れども其金過半は品川に於て支度其外雜費に消却し入濱の節は殘金少々のことなり尤其頃には洋行別て嚴禁にして未だ開けざるの時なれば矢張内國を往來する便船同様のことに思ひ金銀入用のことには差て心に掛けざるなり時に村田君予に懇々語て云く洋行の人五名にて都合金千五百兩の手當なれども過半は品川に於て消滅し殘金は少々なり是にては洋行成難し何卒して一人金千兩當にても持せ遣し度思へ

ども江戸屋敷にては迎も運び難し何れの道か金五千兩の工風は有之間敷や其時予熟考するに京都に於て周布小幡の兩君予を見込んで頼むと云はれしは箇様の時にも有るべしと決心して村田君に對して云ふ實に急場のことなれば外に工風の道なし此上は主人六兵衛を欺くより外なし予主人六兵衛に對し申すことを君傍に在て其通と申さるべし左すれば金五千兩は調達すべし金を調へ五名の方々首尾能乗船して後緩々事を計ふべし村田君云く然り是は急場の方便にして互に力を盡さば敢て欺と云ふにも有るまじ何分にも宜く頼むなり是に於て予村田君と共に六兵衛の所へ行き申けるは兼て内々御聞及も有るべし此度長州公五人の方をして洋行せしむ其手當金一人に付千兩づゝ都合五千兩なり然るに乗船の出帆は急にして金子は未だ國元より到着せず右の次第に付金子到着迄金五千兩其店にて一時取替の儀頼み度由江戸屋敷御役人より申越られたり此儀御承知の上は常七と相談し都合致すべし村田君云く斯の如くなれば何分頼み申すなり六兵衛云く其儀は子細なし但し商館の都合を計り能き様

に計ふへしと申たり此時村田君も予も其喜び不一方實に大願成就の心なれども後日のことを考ふれば又一層の苦心を帯びたり是に於て直様替せを以て金五千兩を調達し洋銀に引替へたり此時の洋銀相場は三十七匁五分なり斯て五月五日にも相成其後乗船することに決定す同日は佳節のことなれば太田町佐野茂に於て窃に別盃を酌むべしと五名の方々並村田君常七等と佐野茂樓上に登る酒酣にして伊藤君慷慨の聲を發して云く我輩此度洋行すること長州の爲のみに非ず實に皇國の爲なり又一首の歌を賦て云く「大丈夫の耻を忍んで行旅も皇御國の爲とこそ知れ」又志道君遠藤君の歌あり記録損失す惜かな扱五月五日の夜村田君を始め五名の方々予が宅へ相會す予は佳節を名として見世召使並家婢等に至る迄寄席或は外へ遣し家内人拂して後洋行の方々髪を刈り洋服を着し緩々支度を調へ其夜十一時過英一番館に行きガール海岸より目出度英船に乗込けり云々

又五人が横濱を解纜せんとするに臨み毛利登人檜崎彌八郎麻田公輔桂小五郎

に贈りたる連署の書あり

(五人之書翰)

一翰奉啓呈候暑之節に御座候得共大公益御機嫌克世子公益御機嫌克風順宜鋪定而御着岸と奉恐察候將又各老兄御壯御盡力奉欣喜候

一此度僕等遠行之儀に付ては諸君不一方御配慮御陰を以從來之素志果し誠に以生涯之御高恩此時と奉存候定て此迄放蕩無賴生事故又も誤り候半歟と御疑心も有之候半と奉愧耻候最早確乎として不動候間萬々御安心是祈候

一過月二十八日京都出足仕當月六日江戸着山尾事は過る朔日着三日英人ガールへ談し候處金談之事誠に六ヶ敷由申候事故七日直様横濱へ參りガールに應接仕候處誠に克請合候得共ロンドン着岸迄船賃七百ドル宛先四百斤位中々貳百斤位は風前の塵之様成者にて其外一ヶ年之渡世飲食衣服算勘仕候得ば千斤宛に無之ては參り候ても一ヶ年迄渡世六ヶ敷由大きに仰天之至併二ヶ年よりは屹度彼之士官に召遣ひ給金も遣候様申候其上此度ガール歸

英仕候得ば如何共仕られ候得共中々戦争共に相成候得ば引取不申由左候得ば稽古も不運び御苦辛のみと申候て彼も至て心配仕見候上にて千斤位と申事故誠に承り茫乎と仕方便に困窮仕候得共男子立志萬里之波濤凌事業を期候者四千哉五千之金に窮し候て遂に不得果事不本懷事と奉存候故種々愚考仕候處米利堅へ注文之砲之引當として一萬兩餘江戸邸に有之候様子兼々承り及び候事故此金を永く借用致是非遂宿志を候半と決心仕五千金之談約諾仕候て相頼申候然る處若し彼疑心を起し候ては宜からざる事と心得斷然弟之大刀を彼之ガールへ日本士官魂し此物に候故汝に是を讓候とて遣し候處彼も誠に悦び往先學業之順序歸路之事迄も懇篤に咄し即座にガール此度乗込候船將例之大町人ケセキも當節參り合せ四人面會丸々引請世話仕學業修行仕らせ候段請合誠に以愉快を極め候處彼云左候得ば十二日朝出帆仕らせ候蒸氣船有之候付是非々々十一日晚ケセキ内へ四ツ時參り候はゞ夜半過船將同道にて乗組致させ候との事にて衣服杯も彼より仕向置候て只體と持合

之道具類十一日中に贈り方仕候様申故約諾仕り歸り申候五人にて五千金と相成候故波藤へ談し候ては中々不決の事と心得直に伊豆倉へ談し見候處伊豆倉も請合大きに安心仕併伊豆倉之後難と相成候ては不相濟事故村田藏六へ委細相談致し伊豆倉金僕等より借用致候段檢證致させ候故委曲藏六存居申候萬一江戸表にて論未決候はゞ藏六直様御國へ下り條理辯解仕吳候様頼置候間此者より御聞可被下候併宿志を遂候半一念よりしてとは乍申形上不正之大金を押借不届千萬之至心事快くは毛頭不存寄候得とも餘り期限は迫り一應御乞合之上御指揮相待次第に候へども右之策外手段無之實に上へ對し政府を偽り悔り犯法典罪當萬死候得共僕等此時勢中と申公へも歎願仕同志説をも不容決志仕候事此行を不果時は何之面目を以安然生を全して再び歸國仕意は無之故此金故落命も未だ不平に候間留て潔く仕候よりも一先不正の名を受て進候間定て上は元より政府にも御憤怒奉恐怖候得共實に時日はなく不得止之策私共心事も御憐察可被下候萬死之罪御暇中御免被仰付歸

期必々其罪に御行ひ被下度僕等伏而是歎願仕次第に御座候五人にして四千五百斤丈永く拜借仕候間此上は村田藏六伊豆倉等餘り迷惑不仕候様早速御道付奉祈候

一、胡冠を蒙り胡服を着候事故斷髮仕り束髪は乗船之音信に差贈り申候御一笑々々豈甘爲之れにあらず御憐察々々

一、春輔事は京都において内々同盟決心仕候事に付同行に仕り候譯は彼人より別て歎願書御覽被下候はゞ相分り可申候

一、ガール云過る五日薩之一條に付罰金五十萬とる差出候約條にて書物取替し置候處案之如く虚言を申實に幕吏と談判仕候ても決談無之いづれ戦争と決心仕候乍併當地にては日本より兵端開き不申候得ば當地は閣攝海へ廻り且根元は薩州故第一に其罪を大砲にて問候と申候未だ異人之動靜英之薩一件よりして起りし事のみと心得候様子破約之事は未だ存外之様子に御座候夫故米利堅其外も皆々夫より起りし事と思ひ詰候へども荷物は急速積歸し

申候横濱は幕より之固め二大隊位も入込居生麥邊へは彦根人千人位も出張形之上は只今戦争之様に候得共當地残り居候幕吏不殘是迄之因循交易論一層張上候様子一橋も八日晚河崎泊りに候處其夜五六騎にて乗きり歸り申候此先は如何相成哉既に十一日と相成候得とも格別破約之應接始り候様子不承候迎も應接始り候も五日哉十日に決しは致し不申様被考候右之廉々見聞之荒増申上候其内隨分兼々御保養爲國御盡力は祈候恐惶謹言

聞 多

彌 吉

謹 助

庸 造

春 輔

各自花押

五月十一日

二白幾重も金之儀は不正之廉恐入候得共飯食杯に遣ひ候譯にても無之是も

否様なければ生た器械を買候様被思召御緩容奉願候以上

著者曰く右書翰中に見ゆる江戸邸一萬兩は麻布檜屋敷穴藏の非常金なり伊藤が横濱にて武器買入に充つべき命を受けたる金員は即ち是れなりしなり五人洋行事件詳細は著者の別著孝子伊藤公及び維新風雲録並中原邦平著忠正公勤王事蹟及び井上伯傳等を参看すべし

第三十五章 文久三年前半の毛利氏

(其四)

攘夷に關する關西諸藩の狀況○山口政事堂開設○十津川浪士への勅命○攘夷に關する幕府の詰責○京地烟硝製造の申請○攘夷に關し西國五藩への勅命○萩政事堂の移轉○正親町少將長州下向○國司信濃益田彈正吉川監物への親書○益田根來の上京○攘夷應援に關する勅旨○入江山縣等少壯人才の昇進○朝廷へ獻金○皇居警衛○吉川監物參府の幕命○幕府の詰問に對する答書○中山待從に關する嘆願○夫役の令○能役者鷹匠銃獵師力士穢多の利
用等

毛利氏既に防長二州を擧げて攘夷の先鞭を着く乃ち關西諸侯と同盟し以て其事に當らんとし六月九日長嶺内藏太山縣半藏を藝州因州備前阿波土佐濱田等の諸藩に秋良敦之助坂上忠輔を宇和島肥前肥後久留米鹿兒島柳川等の諸藩に遣はし之れをして其意を傳へしむ而も諸藩概皆婉曲の辭を以て之れに答へ敢て猛進拂

攘に當るの決意を示すものなし長藩是に於て始んど孤立の狀を爲せり然れども攘夷は叡旨なり之れを遵奉して敢て撓まざるなり

六月十日公奥番頭近侍以下を會して國事を議し麻田公輔の本職昨九日周布政之助に麻田公輔と改名を命じ職元役政務に參せしむを以て表番頭の格に昇す又高杉晋作を以て國司信濃の相談役と爲し波多野金吾の上に班せしむ同日福原相模を長府に遣り三戸詮藏の齋らし來る勅書の謄本を右京亮に拜覽せしめ且金千兩を贈り攘夷の費に充てしむ又相模をして勅書を清末に傳へ且馬關に赴き總奉行と議し出役諸士をして之を拜覽せしむべきを命ず十一日假りに政事堂を山口の館に開き公世子と日に臨みて事を視る久留米藩の有馬監物吉田式衛池尻茂右衛門淵上郁太郎山田辰三郎加藤常吉佐田素一郎將に京都に上らんとし途三田尻を過ぎ氏家彦十郎に會し公に謁して恩を謝せんことを請ふ彦十郎刻下の國禁を説きて之を辭す而も懇請已ます因て從者を減して山口に入らしむ是日公世子と謁を賜ひ左右を屏け其肝膽を吐露せしむ畢て之を阿部平右衛門の宅に館し賜ふに酒肴を以てす同日京都に於て佐々木男

也十津川浪士を率ゐて學習院に候す朝廷勅して之れを賞す

大和十津川郷士從往古奉重朝廷誠忠之輩不少由方今不容易時勢に候間其遺志相續可勵忠勤候事(六月十一日)

十二日大坂に於て老中水野和泉守邸吏北條瀨兵衛に授るに毛利氏の濫りに兵端を開くを責むるの令を以てす其文に曰く

夷國拒絶之儀に付内達之處最早兵端相開候付穩便之取計難相成旨被申聞候へども最前拒絶之儀に付相達候節了解難致廉も候はゞ逐一相伺可申筈之處其儀無之殊に於横濱表談判中にて未だ御手切と不相成候處猥に兵端を開候ては御國辱を引起し候に相當り以之外にて彌御手切に相成候節は早速相達可申其節は無二念打拂可申候夫迄之處彼より襲來不申候内は粗忽之所行不致やふ可心得候事

瀨兵衛急に之れを山口に報す同日村田次郎三郎京都に於て書を西町奉行瀧川播磨守に呈して曰く京都護衛に要する硝石を當地に製煉せんと欲す依て叡山坂本

三井寺等の寺院以下農商を問はず人家牀下の土を採取して其原料に供するが爲めに其管主戸主に諭達あらんことを請ふと播磨守指令して曰く坂本は神祠の存する所宜く之れを憚るべし其他は直ちに照會し其承諾を得て採取すべし但製煉所を定むるは更に允許を請ふべしと十三日朝廷清水清太郎を學習院に召し豊岡東久世烏丸諸卿より筑前秋月中津小倉津和野五藩に下したる勅旨を示す其文に曰く

去月以來長州赤間關夷船襲來及戰爭之由言上有之間隣國諸藩應援之儀は兼て被仰出有之候處去五日六日夷虜上陸接戰長州殆切迫之旨其聞有之被惱歎慮候長州之危急は皇國之危急非可論自國他邑急速出援兵盡精力可耀神州武威旨御沙汰候事

十二日久坂玄瑞本月七日の勅書を奉して山口に着し之れを公と世子とに奉り且京都の近狀を陳す公小笠原閣老の大坂に到り物情爲めに騒然たるを聞き急に益田彈正を萩より山口に召し其上京を促し彈正曩きに馬關より歸り上京の準備を爲すが爲めに一旦萩に赴きしなり杉徳輔

を岩國に遣はし旨を傳へて監物の從兵を増遣せしむ

吉川東上記に曰く御本家大膳様より御側役杉徳輔岩國被差越安達十郎左衛門致相對候處此度小笠原圖書頭様軍艦にて大坂御登夫より御多勢にて御上京之上攘夷之議論相立候向は急度御吟味なされ乍恐天朝大樹公迄も御始末付させられ候御内合之様子にて久坂玄瑞山口罷歸京都の事情申上候圖書頭殿御了簡次第にては御誅伐も可被仰付哉大概は其筋理解穩便之御計には落着も可致候へども右之事情に候へば御人數之儀乍此上百人位も差出されずては御無人にて無御心元思召され既に右の次第は玄瑞を以て御直書をも差登され候へども尙ほ御國方へも御達申置候様大膳様より御合被成態々被差越候段申述候(中略)右之通被仰越候付士分足輕へ懸け百人計稽古人の唱にて此節取急き京都被差登候右の形勢によりて同月十九日安達十郎左衛門は乗船上京いたし候

十四日公世子と共に政府員を召して會議せしめ十八日を期し萩政事堂を山口に

移すことを令し又藏元役所を山口に移し金は山口に穀は萩に於て支出せしむ十五日京都に於て勸修寺家より邸吏を召し村田次郎三郎之に赴く正親町少將監察使として翌十發途長州に赴くことを達示す因て藩士を以て正親町卿の護衛に充てんこと六日を請ふ三條卿の諭示に依り之れを止め中間二人をして先發せしめ勅使途次休宿の豫備に充つ藩地に於ては同日重見多仲天野順太郎に命じ各其部下の兵を率ゐて急に上京せしめ又劔槍の技に長ぜる壯士小笠原彌右衛門以下三十五人に上京を命ず京師不穩の説あるを以てなり十六日公前田孫右衛門久坂玄瑞を召して京都の事を議せしむ會、土州の吉村寅太郎池内藏太久留米の池尻嶽四郎眞木菊四郎和泉の子及び京儒松本謙三郎圭堂三河の人京都より來り十四日山口に着し是日公に謁して京中の近狀を述べ公若くは世子の上京せんことを勸む公答るに馬關攘夷の事あるを以て果たすこと能はず近日老臣益田彈正根來上總をして上京せしめ吉川監物と協力せしむべく外敵の狀少く間を得るあらば父子の中一人上京すべきを以てす是より先き是月十三日國司信濃を以て老中と爲し赤間關の指揮を專任し

毛利宣次郎をして其采色に歸休せしむ會、信濃病あり十六日に至り出て命を奉ず世子親書を賜ひ之れを勵す其書に曰く

其方事關地一手の指揮被仰付軍機萬端可爲心遣候其他攘夷決戰達叡聞此中勅諭被差下誠に以冥加之仕合候就ては此後の戰略肝要に付智力を盡し候儀は不及申附屬中見込有之者は假令下賤たりとも不及遠慮令舉用軍務を熟談し衆心一致爲皇國粉骨候様精々申付に於ては父君も御本懐に被思召候我等にも満足に存候此旨厚く相心得候様頼入候也

六月十三日

少將

信濃へ

十四日馬關の成衛中より宮城彦輔赤根幹之丞坂本力二を小倉に遣はし海峽南岸に砲臺築造の地を借り以て外艦夾撃に便せんことを求めしむ小倉藩應ぜず是れより小倉との葛藤あり事は別章に詳なり十七日京都に於て清水清太郎桂小五郎佐々木男也寺島忠三郎等眞木和泉を翠紅

館に招く和泉語るに五事の建策を以てし商議鶏鳴に至る其後二十四日佐々木男也寺島忠三郎中村九郎和泉の寓所木屋町桂小五郎の舎に會し再び之れを議す藩地に在りては十八日公深く慮る所あり益田彈正根來上總を召し授るに重要な事務を以てし速に上京せしむ乃ち彈正に賜ふに黒印の親書を以てす世子の手書する所にして公と世子との印を捺し公より世子に授け世子讀みて公に還し公より彈正に親授す公又手づから彈正に賜ふに脇差一上總に賜ふに鐔二を以てす上總は即夜程に上り彈正は明日を以て發す親書に曰く

申付條々

- 一 外夷へ對し既に開兵端候付乍恐被遊御親征石清水へ出御諸國へ降勅勤王之兵を被召集御指揮を以掃攘被仰付於大樹公も掃攘之事業被爲在度候事
- 一 皇太子を被爲立堂上方にて人才御選舉御輔佐被仰付度候事
- 附 中山忠光此内歸洛に付御輔佐之任可然に付申立之事
- 附 立太子御一條に付御失費御繰卷御六ヶ敷候は、獻金可致候間其節可承合

候事

一 違勅之幕吏并諸侯押て上京候は、再三加教諭若理不盡申募候は、勤王之諸藩申談請勅命加天誅候様可被致候尤同志之諸藩無之候共我等父子爲名代監物差登置候に付申合此方一手を以請勅命候様可被致候事

右之條々大意之處申渡候條兼て我等父子志に於ては朝廷へ忠節相立候へば幕府への信義祖先への孝道も隨て相立候儀と存込居候趣委曲承知之通に付其旨に相叶候筋に候は、右三ヶ條之外にても見込次第不及伺監物申談可有取計候若在京之家來沙汰筋に違背之者於有之は切腹可被申付もの也

文久三年六月十八日

定 廣 印
慶 親 印

益 田 彈 正 殿

世子又彈正をして吉川監物に寄する親書を齎らさしむ其文に曰く